

～見るだけで、すべてがわかる町の予算～

♪ハイさい
よーさん♪



令和6年度版 南風原町予算説明書

は え ぼ る ち ょ う
南 風 原 町

は じ め に

町民の皆様には、日ごろから町政運営へのご支援と深いご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本町の予算は、「第五次南風原町総合計画」に掲げた将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指し、6つの「まちづくり目標」に掲げた各施策を推進することを、さまざまな行政需要に対応した編成をおこなっています。

昨今の社会情勢をみますと、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等の影響が依然として続いており、町民生活及び地域経済の完全回復には至っていない状況となっています。そのため令和6年度予算は、町民生活及び地域経済の回復と活性化に向けて取り組むとともに、引き続き教育・文化・福祉・子育て支援、都市基盤の整備、産業振興、防災など、町民ニーズに応えた事業を実施します。

今後も南風原町に「住みたい」「住んで良かった」「ずっと住み続けたい」、そう思っただけのような魅力あるまちづくりに取り組み、「愛・夢・安らぎ」に満ちた賑わいのあるまちを目指します。町民の皆様におかれましては、町勢発展のため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

「ハイさいよーさん」は、町民の皆様にも南風原町の予算の内容をわかりやすく具体的に解説することをモットーに毎年作成しています。町の予算がどのような事業に使われているのかを知っていただき、町政や今後のまちづくりのための議論の一助として有効にご活用されますことを心から願っています。

本年度も、町民をはじめ多くの皆様の町政への積極的な参加とご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。



令和6年6月

南風原町長 赤嶺正之

令和6年度 各部方針

令和6年度 各部方針

■議会事務局長 新垣 圭一

議会事務局は、町民を代表する機関である議会や、町民の一番身近な存在である議員の町民の負託に応える重要な役割や二元代表制の機能が十分に発揮できるように、執行部との緊密な調整、連絡を図るとともに、本会議、各種委員会及び町政の重要課題への対応等が円滑かつ効果的・効率的に行われるようサポートいたします。

開かれた議会の取組については、議会ホームページ、議会だより及び議会報告会の充実に努め、議会活動の情報を速やかに、広く情報を提供します。また、町民の皆さんに議会を身近に感じていただくため本会議のライブ中継（字幕表示）・録画の配信を引き続き行います。また、議会活性化や改革に取り組み、社会情勢の変化に柔軟に対応して参ります。

政策立案及び監視機能など議会及び議員の役割が最大限に発揮できるよう、議会における課題及び議会活動に関する情報の収集や資料の作成に取り組みます。また、各種研修に積極的に職員派遣することにより、業務のスキルアップに努めます。

■総務部長 宮平 暢

令和6年度の総務部の基本方針として、第五次南風原町総合計画を着実に推進し、「ともににつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指し、6つの「まちづくりの目標」に掲げた各施策を推進することを基本方針とし、更なる町民福祉向上に努めます。

今年度のテーマとして「未来へ繋ぐ」を掲げ、基本方針に対する主な取り組みとして、

- ①将来にわたり持続可能な財政基盤の構築
- ②町の歳入の根幹である町税の公平かつ適正な賦課徴収による自主財源の確保
- ③地域や関係機関と連携協力体制の強化等による災害に強いまちづくりの推進
- ④デジタル技術やAI等の活用による業務の効率化と、利便性の高い行政システムの構築によるサービスの向上
- ⑤あらゆる事案に対して、迅速・的確に対応できる組織力の強化
- ⑥職員の能力と資質向上のための人財育成の強化

以上の取り組みを実施し、魅力あるまちづくりを推進します。

■民生部長 上間 諭

民生部では、「第3次南風原町地域福祉推進計画(ちむぐくるプラン)」に掲げた施策を展開し、関係機関と連携し地域で支え合い誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

子ども・子育て支援では、高校生卒業年齢まで拡充したこども医療費助成の現物給付を継続するとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実と妊娠出産時の経済的支援に取り組んでまいります。また、待機児童の解消に向けては、町内保育所等に就職した保育士へ10万円を給付する就職一時金等を継続し保育士確保策に努めます。放課後児童クラブは、

津嘉山小学校区の受け入れ定員を増やします。子どもの貧困対策等については、引き続き居場所となる子ども元気ROOMの設置と若年妊産婦支援を継続し、支援が必要な子どもをしっかりと支え、子ども達が夢と希望を持って成長していけるよう取り組みを推進します。

障がい者(児)・高齢者支援では、「第6次南風原町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」、「第10次南風原町高齢者保健福祉計画」に基づき、福祉サービスの充実及び相談支援体制の強化に努めます。また、重度障がい者等の就労機会の拡大や社会参加の促進を目的とした、重度障がい者等の就労支援特別事業を実施します。

健康づくりについては、学童期の生活習慣病予防健診を引き続き実施するとともに、特定健診の受診率向上、生活習慣病の発症予防、重症化予防等の各ライフステージの健康課題を踏まえた健康づくり支援事業に取り組み、町民の健康長寿を目指します。また、新たな取り組みとして、がん患者アピアランスケアに対するウィッグ等購入助成事業、骨髄バンクドナー登録を推進するため骨髄バンクドナー助成事業を実施します。

■経済建設部長 山城 実

経済建設部では、第五次南風原町総合計画のまちづくり目標である「工夫と連携で産業が躍動するまち」の目標を達成するために各種事業を展開します。農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続し、農業経営の安定を図る農作物被害防止事業補助金等を実施します。また、担い手育成などにおいては、南風原町農業委員会の農地利用最適化推進委員、JA、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地や遊休農地の解消に努め、農地の確保や新規畑人支援事業による新規就農者の営農定着を支援し担い手育成を図ります。

商工関係については、町内中小企業の経営基盤の強化が図られるよう支援し、本町への企業立地の促進・支援を強化することで雇用の拡大を図ります。また女性の活躍を推進するため、デジタル教育と就労まで一貫した支援を行う、地域女性活躍推進事業を実施します。

伝統工芸産業振興については、本町の重要な伝統的工芸品である琉球絣・南風原花織の生産技術の向上、担い手の育成及び工芸品の価値を高めるための取り組みを行うと共に販路の拡大を琉球絣事業協同組合と連携し取り組みます。

観光関係については、魅力ある観光で地域が潤うまちを目指し、観光客の誘致につながる新たな観光資源の創出や情報発信を観光協会と連携して取り組み、はえるんの県外イベントへの出演等で本町のPR活動を推進します。

また、「みどりとまちが調和した安全・安心のまち」の目標を達成するための「快適で文化的に暮らせるまちづくり」として都市計画事業の整備促進のため土地利用・交通計画等を進め、津嘉山公園及び黄金森公園・町民体育館の建設に向けたPFIアドバイザリー業務、津嘉山北土地地区画整理事業及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し本部・喜屋武・照屋地域の下水道(汚水)整備を進めます。「利便性のよい魅力あるまちづくり」として大名地内の町道10号線、津嘉山中央線街路事業を継続し、新たに町道16号線交差点の実施設計等に取り組みます。

令和6年度 各部方針

■教育部長 與那嶺 秀勝

南風原町教育委員会では、第五次南風原町総合計画で掲げた「きらきらと輝く人が育つまち」の目標を達成するために各種事業を展開します。

学校教育環境のさらなる充実を図るため、町内小中学校のICT環境を活用し、これまで取り組んできた児童・生徒の基礎学力の定着と併せて、引き続き「読解力」の強化に取り組み「確かな学力」向上の推進を図ります。また、新たに学校運営協議会を設置し、地域との連携・協働により「地域とともにある学校」への転換を図ります。さらに、「学校応援隊はえばる」のボランティアの方々と「地域と共に、地域に開かれた学校づくり」を推進します。また、施設環境充実のためプール日よけ設置工事や小学校体育館LED照明切替えを環境改善のため計画的に行います。

幼稚園教育、保育については、保育の必要性和幼児教育の重要性を認識したうえで、「南風原町立幼稚園の今後のあり方について」の方針に基づき、教育・保育を一体的に提供できる「認定こども園」の検討や、3歳児の受入について具体的に取り組めます。

平和学習・交流・観光関連事業の推進については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用、「子ども平和学習交流事業」による小学生の派遣、「海外移住者子弟研修受入事業」、「青少年の国際交流」による中学生のカナダ国への派遣を実施します。

スポーツ振興として、各種運動(体育)施設や学校施設の開放を推進し、黄金森公園施設を活用して引き続きプロスポーツ等のキャンプ誘致に取り組めます。

家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、社会に貢献できる人材の育成と生涯学習社会の推進を図るため、引き続き南風原大学を開校します。





目 次



はじめに

令和6年度 町の予算規模について	1
令和6年度の主な事業一覧	2
事業別予算一覧	3
成果目標一覧	9

I みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

情報の共有でひらかれたまち	11
自ら考え、行動し、みんなで創るまち	13



II きらきらと輝く人が育つまち

安らぎと豊かな人間関係、 生きる力を育む、家庭教育	15
地域に学び、地域を愛する人を育む、 ふるさと教育	16
個性を伸ばし、 豊かな心と健やかな体を地域と育む、 学校教育	24

III ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまち

ちむぐくるで支えあう 安心して暮らせるまち	37
健康づくりの推進	39
子ども・子育て支援の充実	57
障がい者(児)・高齢者支援の充実	80



IV 工夫と連携で産業が躍動するまち

南風原産品を創り伸ばす農業の振興	101
賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	105
地域の連携で創る観光の振興	109
歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	113

V みどりとまちが調和した安全・安心のまち

安全・安心に暮らせるまちづくり	115
快適で文化的に暮らせるまちづくり	118
利便性のよい魅力あるまちづくり	129

VI 環境と共生する美しく住みよいまち



環境への取り組み	137
----------	-----

VII 行財政計画

効率的で健全な行財政運営	147
--------------	-----



資料編（インタビュールーム）

Q 1	町の予算はどのようにしてできているのですか？	159
Q 2	町の予算は毎年増えているのですか？	161
Q 3	令和6年度の予算の配分はどうなっているのですか？	164
Q 4	令和6年度の町税の収入と内訳はどうなっているのですか？	167
Q 5	町の借金（町債）はどのくらいあるのですか？	168
Q 6	貯金（基金）はどのくらいあるのですか？	174
Q 7	特別職や職員などの給与は、どのように決められるのですか？	177
Q 8	町の人口はどのくらいですか？	178
Q 9	高齢者の人口割合はどのくらいですか？	178
Q 10	南風原町の規模はどのくらいなのですか？	179
	行政用語を確認しよう	180
	役場庁舎各課案内・町の主な施設と関係機関案内	184

令和6年度 町の予算規模について

本町の令和6年度当初予算は、令和5年10月から令和6年2月にかけて編成され、3月議会に提案し可決(承認)されました。全会計(公営企業会計除く)の予算総額は228億8,345万円で、令和5年度と比較して13億4,198万円の増となっています。

一般会計の主な増減理由としまして、まず収入面では、町民税、固定資産税及び地方交付税で増を見込んでいます。また、国庫支出金においては、事業完了に伴う補助金等の減があるものの、黄金森公園整備事業及び物価高騰対応重点支援地方創生珍事交付金等により増となっています。

支出面では、北丘小学校体育館等整備事業、議会インターネット配信事業、町道10号線道路改良事業、道路交通安全施設等整備事業で減となる一方、黄金森公園整備事業、介護給付・訓練等給付事業、防災体制強化事業、児童手当事業等により増となっています。

今後も各種事業の財源は町民の皆様からお預かりした税金であることを常に念頭に置き、限られた収入の中で、施策の必要性、緊急性及び効果を検討し、事業の重点化を図り「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指してまいります。

令和6年度と令和5年度の各会計の予算規模一覧表

(単位:万円)

会 計 別	令和6年度 A	令和5年度 B	増減額 C(A-B)	対前年度増減率(%) C÷B
一般会計	1,750,500	1,584,028	166,472	10.5
国民健康保険 特別会計	430,541	464,617	△ 34,076	△ 7.3
土地区画整理 事業特別会計	61,883	67,065	△ 5,182	△ 7.7
後期高齢者医療 特別会計	45,421	38,437	6,984	18.2
合計	2,288,345	2,154,147	134,198	6.2

※下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は

令和2年度より下水道事業会計(公営企業会計)へ移行しました。

(単位:万円)

公営企業会計		令和6年度 A	令和5年度 B	増減額 C(A-B)	対前年度増減率(%) C÷B
下水道事業会計	事業費	129,985	105,666	24,319	23.0
	減価償却等	31,323	30,511	812	2.7
	合計	161,308	136,176	25,132	18.5

令和6年度 町の予算規模

令和6年度の主な事業一覧

まちづくり目標	事業名称		事業概要	詳細ページ
きらきらと輝く人が育つまち	【継続】	教育相談事業	児童生徒の心の悩みや不安、就学相談、不登校の生徒の支援などを実施するために、青少年教育相談員や心の教室相談員、特別支援教育相談員、学習支援員を配置し、その問題解決にあたるため、南風原町教育相談支援センター(心の教室)を設置します。また、多様性に対応した学習環境の構築し不登校の未然防止に取り組むために、作業療法士の派遣を行います。	15
	【新規】	国際交流拠点ネットワーク推進事業	南風原町はカナダ国アルバータ州レスブリッジ市と平成15年(2003年)に友好都市を締結し、令和5年度(2023年)で20周年を迎えました。友好都市締結以降は町内中学生をレスブリッジ市へ派遣をはじめ、レスブリッジ市やカナダ沖縄県人会等との交流を続けています。今後も更なる相互交流を深めるため、レスブリッジ市で記念事業を開催し、友好都市締結20周年の振り返りや伝統芸能披露、物産PRを行い、相互理解を深めるとともに、多角的な交流を行います。	23
	【継続】	小学校照明LED化事業	町立小学校の各体育館は、災害時の避難箇所に指定されていますが、現在設置されているハロゲンタイプの照明器具は、災害時の避難所としては不向きなものであるため、避難所として有効な調光式LED照明に変更する事で避難生活環境の質の向上を計ります。また、LED照明にすることで低炭素化社会の実現にも貢献します。令和6年度に翔南小学校体育館を整備し、令和6年度は南風原小学校を整備していきます。	35
ちむぐくるともにつくる福祉と健康のまち	【新規】	骨髄バンクドナー助成事業	白血病などの患者さんを一人でも多く救うため、骨髄等を提供するため骨髄バンクに登録しているドナーに対して、入院・通院等を助成する。	53
	【新規】	がん患者アピアランスケア支援事業	がん患者のがん治療による外見変貌を補完する補整具(ウィッグ又は乳房補整具)の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的・経済的負担軽減及び療養生活の質の向上を図り、社会参加の促進に寄与することを目的とします。	53
工夫と連携で産業が躍動するまち	【新規】	地域女性活躍推進事業	女性の活躍推進、多様な働き方や生活の安定と自立の支援を目的に、柔軟な働き方が期待でき、市場価値の高いデジタル人材の育成及び就労支援を実施します。	108
	【新規】	ふるさと博覧会補助事業	ふるさと博覧会を通して、町の魅力を町内外に発信することで、町の知名度を向上させ観光客を本町に誘客することを目的としています。また、町青年会や文化協会などの日頃の成果をPRする場として町伝統芸能の保存・継承へ貢献にも取り組んでいます。	108
みどりとまちが調和した安全・安心のまち	【新規】	公園施設長寿命化対策事業	南風原町管内都市公園8箇所における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設について、計画的な改築を行います。令和6年度は、花・水・緑の大回廊公園のバスケットコート改築の設計、工事を行います。	127
	【継続】	黄金森公園整備事業	黄金森公園は住民の憩いの場、コミュニティー形成の場、また、スポーツや文化活動の拠点となる公園で、陸上競技場、軟式野球場、テニスコート及び各施設駐車場等の整備を終えたところです。今後は公園区域を拡大し町民体育館の整備を行います。	128

事業別予算一覧

「南風原町第五次総合計画」にもとづいた令和6年度事業別予算一覧

I みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
みんなで考え、 みんなで創るわ くわくするまち	情報の共有でひ らかれたまち	議会広報広聴活動強化事業	376	議会事務局	11
		広報・広聴事業	997	総務課	12
	自ら考え、行動 し、みんなで創 るまち	町善行・功労賞事業	57	総務課	13
		区長(自治会長)事務委託事業	5,041	総務課	14

II きらきらと輝く人が育つまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
きらきらと輝く人 が育つまち	安らぎと豊かな人間関係、 生きる力を育む、家庭教 育	教育相談事業	3,216	学校教育課	15
	地域に学び、地 域を愛する人を 育む、ふるさと教 育	子ども平和学習交流事業	141	生涯学習文化課	16
		国際交流事業(育英会)	736	生涯学習文化課	18
		放課後子ども教室推進事業	459	生涯学習文化課	19
		地域学校協働活動推進事業	762	生涯学習文化課	20
		はえばる大学運営事業	13	生涯学習文化課	20
		陸軍病院壕公開活用事業	495	生涯学習文化課	21
		公民館活動の充実事業	3,791	生涯学習文化課	22
		公民館講座事業	100	生涯学習文化課	22
		新規 国際交流拠点ネットワーク推進事業	3,075	企画財政課 産業振興課	23
	個性を伸ばし、 豊かな心と健や かな体を地域と 育む、学校教育	学校給食用材料に係る経費	29,825	教育総務課	24
		調理場施設維持管理事業	2,589	教育総務課	24
		就学奨励事業	11,118	学校教育課	25
		幼稚園就園援助事業	282	学校教育課	26
		幼稚園にかかる経費(各幼稚園経費除く)	15,371	学校教育課	26
		各幼稚園にかかる経費	2,429	学校教育課	27
		英会話教育の充実	2,747	学校教育課	28
		学校教育事業	4,477	学校教育課	29

事業別予算一覧

Ⅱ きらきらと輝く人が育つまち(続き)

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称		事業費	担当課	ページ
きらきらと輝く人が育つまち	個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育		特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業	12,423	学校教育課	29
			学力調査事業	1,343	学校教育課	30
			学校ICT推進事業	1,402	学校教育課	31
			小学校(学校管理費・教育振興費)	12,517	学校教育課	32
			中学校(学校管理費・教育振興費)	6,337	学校教育課	33
			学習支援員等配置事業	3,782	学校教育課	34
			幼稚園体育活動充実事業	190	教育総務課	34
			小学校照明LED化事業	975	教育総務課	35

Ⅲ ちむぐくでとにもつくる福祉と健康のまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称		事業費	担当課	ページ
ちむぐくでとにもつくる福祉と健康のまち	ちむぐくで支えあう安心して暮らせるまち		社会福祉団体育成事業	12,227	こども課	37
	健康づくりの推進		国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)	430,541	国保年金課	39
			高齢者医療対策費	43,629	国保年金課	46
			住民健診(健康診査)事業	2,448	国保年金課	46
			婦人がん検診事業	1,203	国保年金課	48
			後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)	45,421	国保年金課	49
			妊婦一般健康診査事業	4,673	国保年金課	50
			産婦健康診査事業	568	国保年金課	51
			新生児妊産婦訪問指導事業	140	国保年金課	51
			未熟児養育医療事業	617	国保年金課	51
			乳児一般健康診査事業	793	国保年金課	51
			1歳6ヶ月児健康診査事業	287	国保年金課	52
			3歳児健康診査事業	412	国保年金課	52
			長寿県復活 食の応援事業	488	国保年金課	53
		新規	骨髄バンクドナー助成事業	14	国保年金課	53

事業別予算一覧

Ⅲ ちむぐくるともにつくる福祉と健康のまち(続き)

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称		事業費	担当課	ページ
ちむぐくるともにつくる福祉と健康のまち	健康づくりの推進	新規	がん患者アピアランスケア支援事業	60	国保年金課	53
			予防接種事業	24,558	国保年金課	54
	子ども・子育て支援の充実		宮平保育所運営事業	5,202	こども課	57
			認可保育園事業・補助(保育所運営費)	236,748	こども課	58
			延長保育促進事業	3,102	こども課	60
			発達支援児保育事業	9,067	こども課	60
			一時保育事業	1,341	こども課	61
			認可保育園事業・町単独事業	878	こども課	62
			地域型保育事業・補助	23,765	こども課	63
			保育対策総合支援事業	12,793	こども課	64
			待機児童対策特別事業	1,296	こども課	66
			母子父子家庭医療費助成事業	1,410	こども課	67
			こども医療費助成事業	31,499	こども課	68
			子供の貧困緊急対策事業	5,355	こども課	69
			病児保育事業	1,050	こども課	69
			児童館運営事業・単独	3,954	こども課	70
			学童保育事業・補助	32,174	こども課	71
			放課後児童の居場所づくり支援事業	3,088	こども課	73
			ファミリーサポートセンター事業	661	こども課	74
			地域子育て支援拠点事業	3,027	こども課	74
			児童手当事業	109,440	こども課	75
			認定こども園事業・補助	11,621	こども課	77
			幼児教育・保育無償化事業	3,305	こども課	78
			出産・子育て応援事業	7,333	国保年金課	79
	障がい者(児)・高齢者支援の充実		包括的支援事業	4,607	保健福祉課	80
			生活支援体制整備事業	1,358	保健福祉課	81
			家族介護支援事業	570	保健福祉課	82
			認知症施策推進事業	670	保健福祉課	83

事業別予算一覧

Ⅲ ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまち(続き)

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称		事業費	担当課	ページ
ちむぐくでともにつくる福祉と健康のまち	障がい者(児)・高齢者支援の充実		介護予防事業	4,668	保健福祉課	84
			介護保険運営事業	40,743	保健福祉課	87
			高齢者地域支援体制整備・評価事業	802	保健福祉課	88
			重度心身障害者医療費助成事業	6,135	保健福祉課	90
			自立支援医療費事業	6,813	保健福祉課	91
			市町村地域生活支援事業	6,848	保健福祉課	92
			介護給付・訓練等給付事業	169,920	保健福祉課	96
			敬老会事業	69	保健福祉課	99
			高齢者慶祝	396	保健福祉課	99
			敬老月間啓発事業	95	保健福祉課	100

Ⅳ 工夫と連携で産業が躍動するまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称		事業費	担当課	ページ
工夫と連携で産業が躍動するまち	南風原産品を創り伸ばす農業の振興		農業委員会運営事業	1,367	産業振興課	101
			地力増強対策事業	334	産業振興課	102
			さとうきび振興対策事業	134	産業振興課	102
			農地深耕・荒廃地解消事業	74	産業振興課	103
			新規畑人支援事業	750	産業振興課	103
			多面的機能支払交付金	86	産業振興課	104
	賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興		住宅リフォーム支援事業	200	まちづくり振興課	105
			商工会の育成強化	2,256	産業振興課	105
			商品開発・技術力強化事業	1,830	産業振興課	107
		新規	地域女性活躍推進事業	888	産業振興課	108
		新規	ふるさと博覧会補助事業	1,997	産業振興課	108

事業別予算一覧

Ⅳ 工夫と連携で産業が躍動するまち(続き)

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
工夫と連携で産業が躍動するまち	地域の連携で創る観光の振興	観光事業	2,759	産業振興課	109
		観光PR促進事業	653	産業振興課	110
		ヒーローのまちづくり事業	1,362	産業振興課	111
		黄金森公園スポーツ施設活性化事業	1,674	教育総務課	112
	歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	琉球絣等伝統工芸事業	2,080	産業振興課	113

Ⅴ みどりとまちが調和した安全・安心のまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
みどりとまちが調和した安全・安心のまち	安全・安心に暮らせるまちづくり	消防力の整備強化	52,871	総務課	115
		防災体制強化事業	25,891	総務課	116
		不発弾処理促進事業	389	総務課	117
	快適で文化的に暮らせるまちづくり	津嘉山公園整備事業	4,772	都市整備課	118
		都市公園管理事業	2,362	都市整備課	119
		下水道事業(公営企業会計)	129,985	区画下水道課	120
		河川整備事業	8,839	都市整備課	126
		新規 公園施設長寿命化対策事業	3,002	都市整備課	127
		黄金森公園整備事業	48,841	都市整備課	128
	利便性のよい魅力あるまちづくり	道路維持事業	2,214	都市整備課	129
		都市計画振興事業	1,796	まちづくり振興課	130
		町道10号線道路改良事業	9,412	都市整備課	131
		津嘉山中央線街路事業(2工区)	11,044	都市整備課	132
		津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)	61,883	区画下水道課	134

事業別予算一覧

Ⅵ 環境と共生する美しく住みよいまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
環境と共生する 美しく住みよいまち	環境への取り組み	環境保全対策事業	446	住民環境課 区画下水道課	137
		公害対策事業	145	住民環境課	141
		指定ごみ袋還元基金事業	426	住民環境課	142
		ごみ処理対策事業	28,126	住民環境課	143
		し尿処理事業	3,077	住民環境課	145

Ⅶ 行財政計画

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
行財政計画	効率的で健全な 行財政運営	議会運営事業	10,070	議会事務局	147
		企画事務事業	2,584	企画財政課	149
		電子計算事務事業	6,251	企画財政課	149
		基幹系事務事業(番号制度関係等)	8,665	企画財政課	150
		ふるさと納税推進事業	27,497	企画財政課	151
		住基・印鑑登録事務事業	2,884	住民環境課	152
		町県民税に係る経費	2,443	税務課	155
		固定資産税に係る経費	1,285	税務課	155
		賦課徴収事業	2,417	税務課	157



主な成果目標一覧

令和6年度ハイさいよーさん主な成果目標一覧

(単位:万円)

事業名称		事業費	担当課	成果目標	ページ
	教育相談事業	3,216	学校教育課	・不登校児童生徒復帰数:14名 (R4 南風原町問題行動等に関する調査に基づき)	15
	子ども平和学習交流事業	141	生涯学習文化課	・参加児童の保護者へのアンケートで、子どもにより変化がみられた:90% ・参加後、平和や戦争、人権や差別について社会の問題に興味をわいた児童:90%	16
	国際交流事業(育英会)	736	生涯学習文化課	・参加生徒と保護者へのアンケートで、外国語や海外文化への関心が高まり、国際的な視野がより深まったと回答:80%以上	18
	放課後子ども教室推進事業	459	生涯学習文化課	・開催数:60日	19
	地域学校協働活動推進事業	762	生涯学習文化課	・ボランティアのべ参加人数:1,300人	20
	はえばる大学運営事業	13	生涯学習文化課	・受講者数:20人	20
	陸軍病院壕公開活用事業	495	生涯学習文化課	・陸軍病院壕の見学者数8,000名	21
	公民館活動の充実事業	3,791	生涯学習文化課	・来館者数10万人	22
	公民館講座事業	100	生涯学習文化課	・公民館学級講座(20回、内「家庭教育」に関する講座6回)、出前講座(20回)	22
新規	国際交流拠点ネットワーク推進事業	3,080	企画財政課 産業振興課	・式典開催後、南風原町及び沖縄に興味をわいた:80%以上	23
	学校給食用材料に係る経費	29,825	教育総務課	安全、安心な「おいしい学校給食」の提供。 提供者数:園児、児童生徒、その他6,007名	24
	調理場施設維持管理事業	2,589	教育総務課	安全、安心な「おいしい学校給食」の提供。 提供日数:幼稚園160日/年、小中学校200日/年	24
	英会話教育の充実	2,747	学校教育課	【小学校】外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う児童の割合:80%以上 【中学校】沖縄県学力到達度調査において、県と本町との平均正答率の差 中学校1年・2年 英語+1.0ポイント以上	28
	特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業	12,423	学校教育課	・対象となる児童生徒の保護者へのアンケートで、特別支援員の対応への満足度 80%以上	29
	学力調査事業	1,343	学校教育課	①標準学力調査の平均正答率が目標値以上の科目数 小学2年:2科目/2科目 【小学校】沖縄県学力到達度調査において県と本町との平均正答率の差の合計 算数-1.0ポイント以上 【中学校】沖縄県学力到達度調査において県と本町との平均正答率の差の合計 数学+1.0ポイント以上	30
	学校ICT推進事業	1,402	学校教育課	・教員にアンケートを実施し、ICT支援員の配置により、ICT機器の習熟度が上がった(授業でICT機器を活用して指導できる)と答えた割合:80%以上 ・児童生徒にアンケートを実施し、電子黒板等を活用した授業の楽しさ及び分かりやすいと答えた割合:80%以上	31
	学習支援員等配置事業	3,782	学校教育課	【小学校】沖縄県学力到達度調査において県と本町との平均正答率の差の合計 算数-1.0ポイント以上 【中学校】沖縄県学力到達度調査において県と本町との平均正答率の差の合計 数学+5.1ポイント以上	34
	幼稚園体育活動充実事業	12,517	教育総務課	運動する楽しさを実感したかアンケート:80%以上	34

主な成果目標一覧

令和6年度ハイさいよーさん主な成果目標一覧(つづき)

(単位:万円)

事業名称	事業費	担当課	成果目標	ページ
小学校照明LED化事業	975	教育総務課	南風原小学校体育館照明をLED照明に更新する。	35
長寿県復活 食の応援事業	488	国保年金課	中学2年生の継続受診率60%(小学校5年生で受診した者のうち、中学2年生でどれだけ健診を継続して受診できたか)	53
予防接種事業	24,558	国保年金課	外国人観光客受入に起因する麻しん・風しんの集団感染の発生件数 0件	54
放課後児童の居場所づくり支援事業	3,088	こども課	安心・安全に子供を預けることができ、子育てへの負担感が軽減されたか、本事業により、就労できた又は就労を継続できたかアンケート実施:80%以上	73
生活支援体制整備事業	1,358	保健福祉課	字単位の話し合いの場(協議体)にSCが4回以上関わり、地域の支え合い、つながり、課題を発見する。	81
認知症施策推進事業	670	保健福祉課	認知症カフェを毎月開催。	83
市町村地域生活支援事業	6,545	保健福祉課	・親子通園事業利用者数:10組 ・ペアレントプログラム参加者数:12人 ・地域活動支援センター利用者数(延べ):1,200人 ・レクリエーション活動支援事業(Mixスポーツ)参加者数(延べ):120人	92
敬老月間啓発事業	95	保健福祉課	参加者数:650名	100
商品開発・技術力強化事業	1,830	産業振興課	商品改良の実施 「はえばる良品」の認証の実施	107
新規 地域女性活躍推進事業	888	産業振興課	女性デジタル人材育成人数:30人	108
新規 ふるさと博覧会補助事業	1,997	産業振興課	来場者数:9,000人	108
観光事業	2,759	産業振興課	シマじまガイド事業:参加者数983人	109
観光PR促進事業	653	産業振興課	はえらんSNS(インスタグラム)閲覧数:102,000件	110
ヒーローのまちづくり事業	1,362	産業振興課	イベント来場者数:2,884人	111
黄金森公園スポーツ施設活性化事業	1,674	教育総務課	陸上、サッカー等合宿利用者数:560人 Jリーグキャンプ・全国大会来場者数:2,600人	112
防災体制強化事業	25,891	総務課	・自主防災・防犯組織数:7団体 ・地域・学校等における防災訓練回数:14回	116
不発弾処理促進事業	389	総務課	・不発弾発見後、2ヶ月以内に安全な処理作業の実施。	117
都市計画振興事業	1,796	まちづくり振興課	・地区計画の策定	130
ごみ処理対策事業	28,126	住民環境課	・家庭系草木のリサイクル量(堆肥化):522トン ・町内一斉清掃等草木のリサイクル量(堆肥化):104トン ・資源ごみ(古紙、アルミ、スチール、ビン、ペットボトル、古着)の分別量 888トン ・廃食油の収集分別量16,000リットル	143
ふるさと納税推進事業	27,497	企画財政課	新規開拓返礼品数100品目	151
賦課徴収事業	2,417	税務課	・徴収率99.5%	157

I みんなで考え、みんなで創る
わくわくするまち

議会広報広聴活動強化事業

(担当:議会事務局 局長:新垣 圭一)

○議会広報広聴活動強化事業

376万円

1. 広報誌の発行

「はえばる議会だより」は町議会で決まったことや、各議員が町政全般にわたって町長に質問する一般質問を町民に分かりやすく掲載した議会広報誌で、年4回(5月、8月、11月、2月)発行し、町内全戸に配布をしています。町内のショッピングセンターやコンビニなどにも設置し、町のホームページ議会情報からも閲覧することができます。

また、これまで多くの方々が議会の傍聴をして頂けるよう、3月、6月、9月、12月に開かれる議会定例会の会期日程が決まった時点で、「はえばる議会だより臨時号」を各字自治会の掲示板へ掲示し、事前に町民の皆さまへ広くお知らせしています。

令和元年度よりスマートフォンから議会中継及び録画を視聴することが可能となっており、広報誌にQRコードから議会中継サイトに繋げることで、充実した議会情報を発信しています。

さらに令和5年度より議会中継において、字幕の配信を開始しました。

主な経費 議会だより印刷製本費 376万円



▲議会だより創刊221号



▲議会だより創刊222号



▲議会だより創刊223号

2. 議会報告会の開催

議会の機能や政策提言活動など議会活動の状況を町民に直接報告し、町政に関する議会情報を提供するために、議会報告会を開きます。

議会報告会後に意見交換会を行い、議会に対する意見や質問、町政に対する提言などを直接聴取する機会としています。

情報の共有でひらかれたまち

広報・広聴事業

(担当:総務部 総務課 課長:仲村 兼一)

997万円

○広報・広聴事業

◆広報はえばるの発行

『広報はえばる』は、町の事業、地域の行事等を町民の皆さまに広くお知らせし、理解していただくために、毎月1日に発行している町独自の広報誌です。各字自治会の区長・自治会長を通して町内各世帯に配布しており町内のショッピングセンターやスーパーでも入手できます。また、町ホームページへの掲載やスマートフォン用アプリ「マチイロ」での配信等、それぞれのライフスタイルに合った方法で広報誌をお楽しみいただけます。



▲広報はえばる

◆その他

各字・自治会に設置している広報掲示板の修繕や新設等を行います。広報誌やホームページ等とあわせて、様々な形で行政情報の発信に努めてまいります。その他、事業繰り越しによる「ホームページのリニューアル」及び「LINEの機能拡充」については、引き続き、整備してまいります。町の行政運営に関して、ご意見・ご案等がございましたら、広報・広聴担当までお寄せください。

南風原町ホームページ

<https://www.town.haebaru.lg.jp>

Eメールアドレス

kouhou@town.haebaru.okinawa.jp



▲町ホームページ

主な経費

広報誌印刷製本費(毎月16,000部発行)	866万円
[1部あたりの経費(白黒10頁、カラー10頁)]	・・・ 約45.1円]
広報掲示板修繕料	57万円
ホームページ保守委託料	61万円
その他	13万円

町善行・功労賞事業

(担当:総務部 総務課 課長:仲村 兼一)

○町善行・功労賞事業

57万円

毎年、地方自治、教育、文化、体育・スポーツ、社会福祉、産業経済等の分野で活躍された人や地域の安全活動または、青少年への健全育成等良い行いをした人、沖縄一になった人、日本一になった人に「功労賞」、「善行賞」、「よいこと沖縄一賞」、「よいこと日本一賞」、「特別賞」を贈り、その業績を讃えることにしております。

主な経費

功労・善行賞表彰報償費、消耗品費など

33万円

祝賀会費用など

24万円



功労賞・善行賞・よいこと沖縄一賞受賞者の皆さん（令和6年3月28日開催）

自ら考え、行動し、みんなで創るまち

区長(自治会長)事務委託事業

(担当:総務部 総務課 課長:仲村 兼一)

○区長(自治会長)事務委託事業

5,041万円

町内には20の区・自治会があり、区長や自治会長が地域のまとめ役を担っています。各地域によって多少の業務内容の違いはありますが、マイク放送や各字掲示板等で地域や役場からの情報提供や、綱曳き・納涼祭などの地域行事のとりまとめ、また子どもたちの交通安全や登下校時のパトロールなどを地域と役場で連携して行っています。

また、町の広報誌「広報はえばる」など各家庭に配るお知らせの配布に関すること、税金・農業・経済・商工・選挙に関することなど21項目にわたって町と契約をして、町の仕事を手伝っていただいています。役場の情報が町民の皆さん一人ひとりに行きわたるように毎月2回、役場で区長会を開催しています。

主な経費

- ・区長(自治会長)事務委託料 4,936万円
- ・県外視察研修費 75万円
- ・自主防災組織活動推進費 30万円

【各字公民館・自治会連絡先】

■与那覇コミュニティーセンター
与那覇59 TEL 889-2259

■北丘ハイツ集会所
宮平381-59 TEL 889-0308

■神里構造改善センター
神里120-1 TEL 889-4428

■宮城構造改善センター
宮城218 TEL 889-2257

■兼城公民館
兼城84 TEL 889-6200

■兼本ハイツ集会所
本部434-52 TEL 889-6661

■大名公民館
大名148 TEL 889-5267

■本部公民館
本部117 TEL 889-6648

■第一団地自治会
兼城709

■新川コミュニティーセンター
新川148-12 TEL 889-0383

■喜屋武集落センター
喜屋武139 TEL 889-6603

■第二団地自治会
津嘉山1116 TEL 889-6225

■東新川災害時避難施設
新川584 TEL 080-3374-0584

■照屋農村コミュニティーセンタ
照屋134 TEL 889-6632

■宮平ハイツ自治会
宮平1028-35

■宮平資料館
宮平785-1 TEL 889-6655

■津嘉山資料館
津嘉山690 TEL 889-1435

■兼平自治会
兼城339-66

■慶原自治会
宮平1072-1

■山川集落センター
山川202 TEL 889-4429

Ⅱ きらきらと輝く人が育つまち

安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

教育相談事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

○教育相談事業

3,216万円

児童生徒の心の悩みや不安などをじっくり聞き、その問題解決にあたるため、南風原町教育相談支援センター(心の教室)を設置し、青少年教育相談員を配置します。

また、児童生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう第三者的な存在として各学校に心の教室相談員(6名)を配置し、学校や関係機関と連携をとりながら、不登校や児童虐待など、児童生徒を取り巻く問題に対して速やかに対応します。

特別な支援を要する児童生徒については、特別支援教育相談員を配置し、就学相談等の保護者の支援に取り組みます。

さらに、学校に作業療法士を派遣し、児童生徒の多様性に対応した学習環境を構築し、不登校の未然防止に取り組むとともに、中学校には、不登校の生徒の支援として適応指導教室、自立支援教室を設置し学習支援員を配置します。

主な経費	教育相談員・学習支援員報酬等	1,749万円
	心の教室相談員謝礼金	913万円
	作業療法士派遣・Q-Uテスト委託料	523万円
	消耗品費・電話代	31万円

~~~~~ ご相談はこちらまで 南風原町教育相談支援センター ~~~~~

○青少年教育相談員 : 城間 明

○心の教室相談員 : 中村 正枝・濱里 苗美・山田 マキ  
崎原 祝子・矢野 朋子・上村 康代

○特別支援教育相談員 : 嘉数 栄子

場 所 南風原町総合保健福祉防災センター(ちむぐくる館)内

電 話 番 号 098-889-0501

※ お気軽にご相談ください。



# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 子ども平和学習交流事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:野原 学)

### ○子ども平和学習交流事業

141万円

町内の子どもたちが、戦争と平和、差別と人権について学習を深めるための事業です。町内小学校6年生8人を対象とします。仲間とともに学習を深めながら、平和や人権をめぐる事柄への関心を高め、視野を広げることをねらいとします。

経費は、主に県外研修の旅費や宿泊費などに使われます。数回の座学と体験者講話、県内での研修を経て、県外研修を行います。令和6年度は南風原の児童が学童疎開をした1944年から80年の節目であるため、学童疎開受け入れ先だった宮崎県を訪れて当時の状況を学ぶとともに、現地の方々との交流などを行います。そして、学んだことを発表し、報告書にまとめます。

#### 1. 県内での研修

##### ①学習会

沖縄戦やアジアの戦争の流れ、広島原爆、南風原の沖縄戦、学童疎開の実態などについて、資料や映像を用いながら学習します。学童疎開の体験者からもお話をうかがう予定です。また、ハンセン病などの人権問題についても事前学習を行います。



##### ②戦跡めぐり

町内、町外の戦跡をめぐり、沖縄戦について体験を通じた学習を行います。



(左)南風原町・黄金森にて 飯上げ体験 (右)読谷村 チビチリガマ

##### ③人権学習

名護市の屋我地にある国立療養所沖縄愛楽園を訪ね、交流会館の展示室見学、納骨堂や面会室などの敷地内の見学、学芸員からの解説を聞くなどして、ハンセン病の差別、人権問題について学習します。

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育



愛楽園敷地内 （左）納骨堂前、（右）面会室にて 学芸員の解説を聞く

## 2. 県外研修

令和6年度は、南風原の学童疎開の受け入れ先だった宮崎県を訪れ、当時の子どもたちの経験を学びます。また、戦後も様々な事情で宮崎にとどまった人々による沖縄出身者集落で、戦後の暮らしや沖縄人差別の問題について学習し、現地の方々と交流することで、学びを深めます。

※写真は令和5年度の県外研修の様子（京都・広島にて韓国朝鮮人差別、ホロコースト、広島原爆について学び、地元の高校生と交流学习を行いました。）



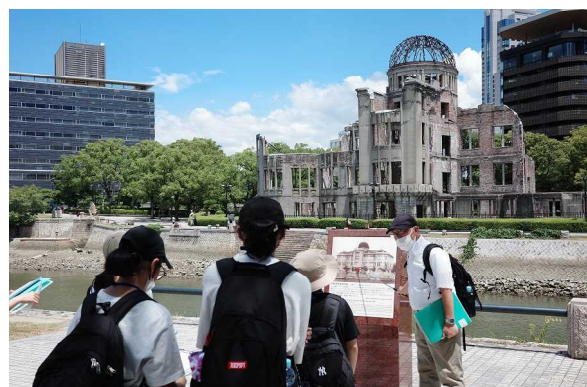
▲京都：ウトロ平和祈念館見学



▲京都：地元の高校生との交流学习会



▲広島：ホロコースト記念館  
地元の中学生ガイドから解説を受ける



▲広島：被爆地戦跡めぐり



# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 3. 報告会・報告書刊行

学習したことを仲間で協力してまとめ、家族や学校の先生方、関係者に報告発表します。

また、研修を通して考えたことや感じたことを作文にまとめ、報告書として刊行します。



|      |                |       |
|------|----------------|-------|
| 経費内訳 | 引率旅費(職員特別旅費等)  | 14万円  |
|      | 平和学習ガイド、講師謝礼金等 | 8万円   |
|      | 施設使用料          | 1万円   |
|      | 補助金(児童8人旅費等)   | 105万円 |
|      | 補助金(引率教諭旅費等)   | 13万円  |

## 国際交流事業(育英会)

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:野原 学)

### ○国際交流事業(育英会)

736万円

町内の青少年リーダーを海外に派遣し、教育・文化・歴史・産業などの視察学習、現地のミドルスクール(中学校)体験入学やホームステイを行っています。この事業では、国際的視野を広めるとともに、ホームステイ先の家族らとの交流を深め、国際時代に柔軟に対応できる青少年を育てることを目的としています。訪問先はアメリカ合衆国ハワイ州と町の友好都市であるカナダ国レスブリッジ市で交互に行っています。令和2、3、4年は新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、令和5年度はアメリカ合衆国ハワイ州へ中学生(10名)を派遣。今年度はカナダ国レスブリッジ市へ中学生(10名)を派遣します。

#### 主な経費

国際交流事業に参加する生徒への育英会補助金  
736万円

### 1. 事前研修

訪問国の教育・文化・歴史等について勉強します。また、南風原町についての調べ学習、英会話レッスン、および現地で発表する踊りなどを事前研修にて練習します。



事前研修結団式

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 2. 本研修

訪問先では、教育・文化・産業施設等の現地視察及びミドルスクール(公立中学校)への体験学習を通して同世代の子と交流をしています。またホームステイも実施しています。



ミドルスクールでの様子



ホストスチューデントとホノルル動物園にて

## 3. 事後研修

本研修で学んだ事を日本語と英語で報告書を作成します。また、育英会長・保護者・学校関係者・事前研修講師等に向けて報告会も開催しています。

## 放課後子ども教室推進事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:野原 学)

### ○放課後子ども教室推進事業

459万円

各小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して行われます。地域の方々が子どもたちと一緒に勉強やスポーツ・文化活動を行うことで、地域住民との交流の場を創り、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

主な経費

謝礼金(コーディネーター、協働活動サポーター、講師) 442円

消耗品費 4万円 保険料等 8万円



クリスマスケーキ作り



ハロウィンイベント

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 地域学校協働活動推進事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:野原 学)

### ○地域学校協働活動推進事業

762万円

地域の学校支援ボランティアが、町内各小・中学校の依頼に応じた1学校支援活動を展開することで、子どもたちは多様な体験ができ、学校教育の充実を図ります。また、地域住民が自らの経験や知識を子どもたちの教育に生かし、地域のきずなづくりにつなげることで、地域の教育力向上を図ります。

#### 主な経費

謝礼金(実行委員、コーディネーター(6名)) 700万円

ボランティア懇親会費等 22万円 印刷製本費 17万円 役務費等 23万円



学習支援の様子



クラブ活動支援の様子

## はえばる大学運営事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:野原 学)

### ○はえばる大学運営事業

13万円

生涯学習の一環として広く仲間づくりを行いながら、自主的な学習活動の支援を行うことを目的に大学を設置しております。南風原町の歴史・文化やまちづくりについて、町内巡りや学芸員による講話、まちづくりに関する方からの講話より学習します。令和5年度は全10回のカリキュラムを9名が修了しました。

#### 主な経費

謝礼金(講師、運転手)

10万円

消耗品費

2万円

燃料費

1万円



まちまーい(フィールドワーク)  
津嘉山地域振興資料館



## 陸軍病院壕公開活用事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:野原 学)

### ○陸軍病院壕公開活用事業

495万円

陸軍病院壕公開活用事業は、見学者の受付や日々の安全確認を行う管理人の報酬費、壕内の安全管理のための委託料など、陸軍病院壕の公開活用のための予算です。

南風原町は、平成2(1990)年に太平洋戦争(沖縄戦)時の“負の遺産”である「沖縄陸軍病院南風原壕」を全国に先駆けて町の文化財(史跡)に指定しました。戦争体験者が減少していく中、沖縄戦の記憶を後世に伝える「生き証人」としての壕を保存していくことがその目的でした。

文化財指定の後、平成19(2007)年には20号壕の一般公開を開始しました。ガイドの案内で壕内に入り、そこで起きた出来事を聞き、暗闇や空気を感じる体験を通して、戦争の悲惨さや愚かさ、平和を創造することの大切さを学ぶことができる場として活用しています。

令和4年度から、新型コロナウイルス対策に必要な換気を行うと壕内の風化が進んでしまうことを考慮し、制限を設けながら戦跡の活用を行っています。令和6年4月現在、見学者数はコロナ禍以前と比べ6割程度の回復に留まっているため、町観光協会などと連携し活用を進めていきます。

#### 主な経費

1. 報酬 259万円  
・見学者の受付や壕内に設置されている観測機器の計測、ガイドのスケジュール調整等を行う管理人の報酬などです。
2. 職員手当等および旅費 108万円  
・管理人の期末手当および交通費などです。
3. 需用費 43万円  
・見学者に配布するリーフレット作成費や設備の修繕料、電気料金などです。
4. 役務費 1万円  
・見学者の安全を確保するための保険料です。
5. 委託料および使用料 84万円  
・壕内の臭気再現および安全を管理するための委託料および機材の使用料です。



壕見学の様子



壕内部設備点検の様子

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 公民館活動の充実事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:野原 学)

### ○公民館活動の充実事業

3,791万円

生涯学習の活動拠点として公民館学級講座、サークル活動及び各種社会教育団体等の充実発展を目指して事業を展開いたします。

また、黄金ホールを活用し、保育園・幼稚園から高校・大学等の教育活動の発表会や音楽・芸能・舞踊などの発表の場として、利用者・来場者の期待に応える施設作りを目指して参ります。

#### 主な経費

|                                            |         |
|--------------------------------------------|---------|
| 公民館長、管理事務員、管理人(2名)、清掃員(2名)、公民館運営審議委員報酬・手当等 | 1,180万円 |
| 光熱水費                                       | 786万円   |
| 冷房管理委託料など施設の管理委託費                          | 1,636万円 |
| 他、コピー機使用料など事務経費                            | 189万円   |

## 公民館講座事業

(担当:教育部 生涯学習文化課 課長:野原 学)

### ○公民館講座事業

100万円

令和5年度は18講座を開催し、262人が受講しました。幅広い年齢層に対応できるよう毎年趣向をこらして開催しております。また、各自治公民館でも出前講座を10回開催。

また「生涯学習・公民館まつり」を行い、自治公民館の実践発表や、公民館サークル会員が日頃の練習の成果を発表しています。

|      |            |       |
|------|------------|-------|
| 主な経費 | 公民館講座講師謝礼金 | 100万円 |
|------|------------|-------|

#### ♪ 令和5年度の公民館講座 ♪

自分で出来るハンドマッサージ&爪ケア、手ごねパン教室、子ども三線教室、スマートフォン講座(初級・中級)、バルーンアート、沖縄の野草を見つけよう、島ぞうりアート、整理収納(断捨離)、くらしとお金のセミナー(FP講座)、夢ロゴアート、体に優しい発酵おうちごはん、貯筋体操教室、読み聞かせ講座、フラワーデザイン講座、正しい歩き方と靴の知識、アメリカンフラワーの魅力、ドローン教室(全18講座)



ドローン教室



フラワーデザイン講座



体に優しい発酵おうちごはん

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 国際交流拠点ネットワーク推進事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:玉那覇 和彦)

### ○国際交流拠点ネットワーク推進事業

3,080万円

南風原町はカナダ国アルバータ州レスブリッジ市と平成15年(2003年)に友好都市を締結し、令和5年度(2023年)で20周年を迎えました。友好都市締結以降は町内中学生をレスブリッジ市へ派遣をはじめ、レスブリッジ市やカナダ沖縄県人会等との交流を続けています。今後も更なる相互交流を深めるため、レスブリッジ市で記念事業を開催し、友好都市締結20周年の振り返りや伝統芸能披露、物産PRを行い、相互理解を深めるとともに、多元的な交流を行います。

### ■主な経費

|            |         |
|------------|---------|
| 派遣に係る経費    | 1,413万円 |
| 特産品PRに係る経費 | 636万円   |
| その他経費      | 1,031万円 |



▲平成27年度 沖縄県人カナダ移民115周年記念式典派遣事業の様子



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学校給食用材料に係る経費

(担当:教育部 教育総務課 課長:比嘉 純子)

### ○学校給食用材料に係る経費

2億9,825万円

学校給食費は、幼稚園児月額3,200円(一人当たり、一食220円)、小学生月額4,500円(一人当たり、一食248円)、中学生月額5,000円(一人当たり、一食275円)の11カ月分の給食費を徴収しています。また、一食あたりの平均栄養基準は、幼児490kcal、小学校650kcal、中学校830kcalになっています。

学校給食共同調理場では、総合的な安全管理を基本に、常に児童、生徒等に安全・安心でおいしい給食を提供するためにできる限り県内産、町内産を利用するように努めています。

平成25年度から開始した幼稚園給食(5歳児)に続いて平成28年度には、4歳児の給食も開始し令和6年度の学校給食用食材料費は、6,007食数分となっています。



▲給食センターの見学



▲人気の献立メニューカレーライス

## 調理場施設維持管理事業

(担当:教育部 教育総務課 課長:比嘉 純子)

### ○調理場施設維持管理事業

2,589万円

園児・児童・生徒のみなさんからの給食費は、すべて給食の材料費として使っています。給食を作るためには調理場の電気代、水道料金、ガス代、食器を洗う洗剤等消耗品代などの経費が必要になります。また、平成27年度からは、調理員等の通常検便に加えてノロウイルスの検査も実施して食中毒等の重大事故を発生しないようさらに衛生安全も徹底しています。

|      |           |         |
|------|-----------|---------|
| 主な経費 | ボイラー用等燃料代 | 711万円   |
|      | 光熱水費      | 1,093万円 |
|      | その他(消耗品等) | 785万円   |



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学校給食共同調理場にはこんな機械があります

ガススチームコンベクションオーブン:スチームやオーブン等で調理する機械です。

食缶類洗浄機 : 2本のレーンで、高さの異なる食缶などを超高压水で洗浄します。

食器類洗浄機 : 食器の洗浄、整理まで自動処理します。スプーンなども自動洗浄します。

消毒保管庫 : 食器や食缶の消毒効果を高めるため、蒸気で温熱殺菌した後保管します。

高速ミキサー : 液体の攪拌・混合作業、タレ作りなどの機械。

自動フライヤー : 揚げ物によって、油温を調節し、美味しく調理することができます。



▲フライヤーでの作業



▲サイの目切り機での作業

## 就学奨励事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○就学奨励事業

1億1,119万円

経済的な理由等で児童生徒の学校生活が円滑に行われないといったことがないよう、対象となる小・中学校の児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行っております。この事業には国、県からの補助金も含まれており、内訳は下記に示したとおりとなっております。

#### 主な経費

要保護準要保護児童生徒援助費 1億917万円

特別支援教育就学奨励費 202万円

#### 【内訳】

国庫補助金 105万円

町負担分 1億1014万円



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 幼稚園就園援助事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○幼稚園就園援助事業

282万円

町立幼稚園に通う園児の幼稚園生活が円滑に行われるように、生活保護世帯及びその援助の対象となる園児の保護者に対し、預かり保育にかかるおやつ代を町が援助を行います。

主な経費

幼稚園就園援助費 282万円



## 幼稚園にかかる経費(各幼稚園経費除く)

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○幼稚園全体にかかる経費

1億5,371万円

南風原町では、平成28年度より各幼稚園で4歳児保育を開始し、2年保育を実施しています。

主な経費

園長・学校医等に係る費用 1,904万円

幼稚園教諭、事務等会計年度任用職員に係る費用  
5,082万円



### ○預かり保育事業

幼稚園の教育時間終了後、共働き等の保護者ニーズに応え預かり保育を実施しています。

予算としては、会計年度任用職員等の賃金を経費を計上しています。

土曜預かりについては、2園合同で行っています。

また、預かり保育は、平成27年度より子ども・子育て交付金の「一時預かり事業」となり、国から一部補助金を受けています。

主な経費

預かり保育会計年度任用職員報酬等 8,385万円

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 幼稚園にかかる経費

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○各幼稚園にかかる経費

2,429万円

町内4幼稚園の園児たちが安心して幼稚園での生活が送れるように施設の維持や教材費にかかる経費となっています。建物の修繕費、電気・水道などの光熱費、行事で使う事務用品代を支出しています。

主な経費

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 南風原幼稚園 | 650万円 | 北丘幼稚園 | 606万円 |
| 津嘉山幼稚園 | 683万円 | 翔南幼稚園 | 490万円 |





# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 英会話教育の充実

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

2,747万円

### ○英会話教育の充実

#### 1. 中学校での英会話教育

国際理解教育の一環として、英語を母国語とする外国人とのコミュニケーションにより英語に親しみ、また国際社会で使える英語を習得させることを目的として、南風原中学校、南星中学校にそれぞれ1名の外国人英語指導助手(ALT)を配置します。

主な経費

外国人英語指導助手報酬(諸手当含む) 914万円

#### 2. 小学校での英会話教育

町では、いろいろな国を学ぶための学習のひとつとして、英語教育活動を行い、児童が英語に触れたり、外国の文化に慣れ親しむ体験活動を行っています。そのために、町内にある4つの小学校に、英語に関する専門的な知識をもった6名の日本人の英語指導助手(JET)を配置します。

主な経費

小学校英語指導助手報酬(諸手当含む) 1,833万円





# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学校教育事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○学校教育事業

4,477万円

学校教育課が管理する小・中学校や幼稚園に関する経費で、町内全ての学校で共通して必要な事に使います。例えば、小中学校のパソコンのサーバーの保守管理委託料やPCソフトライセンス使用料、などの費用を支出しています。

主な経費

|             |       |               |         |
|-------------|-------|---------------|---------|
| 学校情報推進員報酬   | 472万円 | 町学力向上推進委員会補助金 | 149万円   |
| パソコン保守管理委託料 | 442万円 | 島尻地区教育研究所負担金  | 443万円   |
| サーバー使用料     | 125万円 | 部活動等外部指導員謝礼金  | 1,229万円 |
| ライセンス使用料    | 121万円 | その他の経費        | 1,496万円 |



▲令和5年度教育長表彰の様子

## 特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○特別支援教育支援員配置事業

1億2,423万円

発達障害や肢体不自由などの障がいを持った幼児・児童・生徒が町内の幼稚園や小学校、中学校に通園・通学しています。障がい児一人ひとりの教育を保障し、自立して生きていくことのできる力を育むことが重要となっています。

その幼児・児童・生徒達が安心・安全に学校生活を送ることができるよう支援するため、特別支援教育支援員を配置し、始業時から下校時までの間を支援しています。令和6年度は、幼稚園に27名、小学校に23名、中学校に6名を派遣します。

主な経費(内訳)

|     |         |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 幼稚園 | 5,197万円 | 小学校 | 5,707万円 | 中学校 | 1,519万円 |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学力調査事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○学力調査事業

1,218万円

#### 1. 事業の目的

学力調査等により個々の学力を把握することで、一人ひとりの課題を明確にし、学習の目的意識の醸成をはじめ、「わかる授業」の強化や家庭学習の習慣化を通して「確かな学力」の向上に繋げる。

#### 2. 事業内容

- ①標準学力調査 小学校4校 2年:国語・算数
- ②学力調査の実施 中学校2校 3年:国語・数学・理科・社会・英語
- ③リーディングスキルテストの実施 小学校4校 5年～6年、中学校2校 1年～2年
- ④外部講師による公開授業等の実施
- ⑤到達度確認問題について

#### 3. 経費(委託費) 1,218万円

- ① 学力調査委託料 560万円
  - (1) 標準学力調査(小学2年) 87万円
  - (2) 学力調査(中学3年) 75万円
  - (3) リーディングスキルテスト(小学6年、中学1～2年、教員) 398万円
- ② 講師委託料 38万円
- ③ 達成度確認テスト委託料(中学校) 620万円



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学校ICT推進事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○学校ICT推進事業

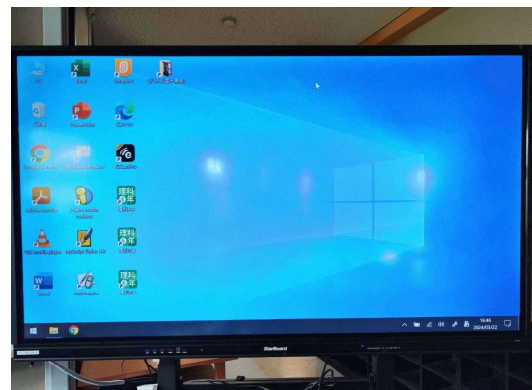
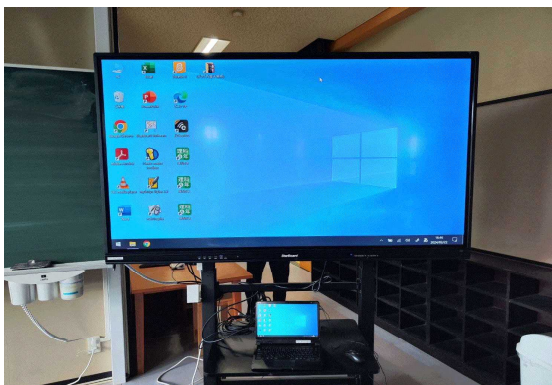
1,402万円

学校においてパソコン等のICT機器を充実させ、機器を活用した授業の機会をつくるなど、魅力ある授業を行うことで、学力向上を図ります。

令和6年度は、学校ICT支援員1名の委託を行い、新たにクラスが増える学校へ、電子黒板一式の整備を行います。  
また、令和6年度小学校教科書改訂に伴い、デジタル教科書の整備を行います。

#### 主な経費

1. ICT支援員委託料 726万円
  - ・小学校費 484万円
  - ・中学校費 242万円
2. ライセンス使用料 26万円
  - 指導者用デジタル教科書:1年ライセンス
  - ・小学校費 26万円
2. 備品購入費 650万円
  - 電子黒板一式
  - 指導者用デジタル教科書の購入
  - ・小学校費 573万円
  - ・中学校費 77万円



▲R5年度導入した液晶モニター型電子黒板



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 小学校(学校管理費・教育振興費)

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○小学校(学校管理費・教育振興費)

1億2,517万円

町内にある4小学校(南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、翔南小学校)の子どもたちが安心して学校生活を送れるように、学校設備の維持・管理及び各教科やクラブ活動などにかかる経費となっています。学校管理費として、学校で使う電気・ガス・水道の光熱水費、学校施設の修理などの費用に使われます。また教育振興費として、各教科で使う教材や備品などの費用として使われ、例えば体育で使うマットや図工で使う絵画作品乾燥棚などを購入する経費となっています。

南風原小学校にかかる経費 3,257万円

津嘉山小学校にかかる経費 3,529万円

北丘小学校にかかる経費 3,212万円

翔南小学校にかかる経費 2,519万円



▲令和5年度に購入したパーテーション(管理)と逆上がり補助器(体育)



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 中学校(学校管理費・教育振興費)

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○中学校(学校管理費・教育振興費)

6,337万円

町内にある2中学校(南風原中学校、南星中学校)の生徒たちが安心して学校生活を送れるように、学校設備の維持・管理及び各教科の教材などにかかる経費となっています。

学校管理費として、学校で使う電気・ガス・水道の光熱水費の費用、学校施設の修理などの費用に使われます。また教育振興費として、各教科で使う教材や備品などの費用として使われ、例えば体育で使うロイター板やプール用コースロープなどを購入する経費となっています。また、各種大会で優秀な成績を納めた生徒たちを県大会や九州大会などへ派遣する費用も支出しています。

南風原中学校にかかる経費 3,381万円

南星中学校にかかる経費 2,956万円



▲令和5年度に購入した走高器具(振興)

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学習支援員配置事業

(担当:教育部 学校教育課 課長:宮良 泰子)

### ○学習支援員配置事業

3,782万円

町立小・中学校に学習支援員を2名ずつ(計12名)配置し、個別に学習支援を必要とする児童生徒に対して、同支援員を活用し基礎学力を定着させます。また、教育相談事業においても、町立中学校(2校)へ適応教室指導員、自立支援教室指導員(各1名ずつ)の学習支援員を配置しています。

主な経費

小学校 2,501万円

中学校 1,281万円



学習支援員による指導風景

## 幼稚園体育活動充実事業

(担当:教育部 教育総務課 課長:比嘉 純子)

### ○幼稚園体育活動充実事業

190万円

各町立幼稚園の5歳児、4歳児を対象とし、幼少期に運動する楽しさを実感してもらうことによりその後の運動習慣を身につけるため、専門的な知識を持つ講師による体育指導を実施します。

主な経費 幼稚園体育活動充実支援委託料 190万円



【バルーン遊び】



【跳び箱】

南風原町立4幼稚園 逆上がり・跳び箱3段習得者数一覧表(令和5年度実績)

|           |      |            |       |
|-----------|------|------------|-------|
| 幼稚園5歳児数   | 337人 |            |       |
| 逆上がり習得者数  | 181人 | 逆上がり習得割合   | 53.7% |
| 跳び箱3段習得者数 | 313人 | 跳び箱3段習得割合  | 92.9% |
| 体育遊びが好きな人 | 317人 | 体育遊びが好きな割合 | 94.1% |

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 小学校照明LED化事業

(担当:教育部 教育総務課 課長:比嘉 純子)

### ○小学校照明LED化事業

975万円

南風原町立小学校の各体育館は、災害時の避難箇所に指定されているが、現在設置されているハロゲンタイプの照明器具は、災害時の避難所としては不向きなものであることから、避難所として有効な調光式LED照明に変更する事で避難生活環境の質の向上を計る目的の事業です。また、照明をLED化することで低炭素化社会の実現にも貢献します。令和5年度に翔南小学校体育館を整備し、令和6年度は南風原小学校を整備していきます。

#### 主な経費

南風原小学校体育館LED工事費 975万円

#### 事業計画

|      |           |
|------|-----------|
| R5年度 | 翔南小学校体育館  |
| R6年度 | 南風原小学校体育館 |
| R7年度 | 津嘉山小学校体育館 |

#### 【内訳】

|           |       |
|-----------|-------|
| 町債(町の借金)  | 970万円 |
| 一般財源      | 5万円   |
| 南風原小学校体育館 |       |



### Ⅲ ちむぐくでともにつくる 福祉と健康のまち



## 社会福祉団体育成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○社会福祉団体育成事業

1億2,227万円

#### 1. 南風原町社会福祉協議会への補助金

1億1,437万円

社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、町役場などの行政機関と協力して福祉のまちづくりを進めています。民間組織としての自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。

#### ■南風原町社会福祉協議会の主な活動

##### ①連絡調整活動

- ・社会福祉施設長連絡会の開催
- ・各種関係機関との連携

##### ②調査研究及び広報・啓発活動

- ・委員会の開催(総務・財政委員会、企画・広報委員会)年2回
- ・各種調査の実施
- ・各種福祉月間啓発活動(老人・児童・障がい)
- ・福祉まつり(隔年)
- ・社協だより「ちむぐくる」毎月発行
- ・地域福祉懇談会の実施

##### ③低所得者福祉に関する事業(生活福祉資金貸付、助け合い金庫貸付、歳末たすけあい募金による年末激励金の支給、米券等の支給援助)

##### ④高齢者福祉に関する事業

(在宅介護支援センター運営事業、介護予防等事業の実施、友愛訪問事業、高齢者健康づくり推進事業、福祉機器貸出事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業)

##### ⑤児童福祉に関する事業

- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・こいのぼり掲揚式(町共催)
- ・子育て支援事業(子育てサロン・子育て講演会)



ミニデイサービスの様子



子育てサロンの様子

##### ⑥障がい(児)者福祉に関する事業(障害福祉サービスの実施、地域生活支援事業の実施、障がい者スポレク交流事業、障がい者相談支援事業)

##### ⑦ひとり親家庭福祉に関する事業(就労支援事業、母子福祉制度説明会)

##### ⑧日常生活自立支援事業の推進

##### ⑨福祉総合相談事業の実施

- ・ふれあい福祉相談室(一般相談・法律相談・司法書士相談)

# ちむぐくるで支え合う安心して暮らせるまち

## ⑩ 支えあうまちづくり事業

各小学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を含む全ての個人・世帯を対象に要支援者を把握するとともに、住民による支えあい助け合い活動を推進します。

- ・生活課題の把握と情報共有のシステムづくり

- (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置(各小学校区)

- (2) 福祉マップづくり

- (3) 見守り活動、生活支援活動

- (4) 移動相談所の設置

- (5) 企業等との見守り協定の締結及び連絡会の開催

- ・まちづくりサポートセンターの設置・運営

- (1) 提供会員、依頼会員の登録・斡旋

## ⑪ 地域支え合い体制づくり事業の実施

- ・支えあい・たすけあう地域づくり事業の実施

- (1) 地域づくり推進委員会の設置・運営

- (2) 福祉協力員の委嘱と活動支援

- (3) 住民の"絆"を深める事業・活動への支援(助成金交付)

- ・住民の交流拠点整備(施設改修)事業の実施

- ・地域づくりを支える人材育成事業の実施

- (1) 福祉協力員養成講座の開催

- (2) 地域づくり講座の開催

- (3) 各種ボランティア講座の開催

## ⑫ 安心ライフサポート事業の実施

## ⑬ 小地域福祉ネットワークづくり推進事業

- ・推進地区の指定と活動支援(17ヶ所)

- ・ネットワーク連絡会の開催

## ⑭ ボランティアセンター運営事業

## ⑮ 各種福祉団体の支援

## ⑯ 苦情解決事業の実施

## ⑰ その他の事業

- ・災害等支援活動の実施(災害見舞金の支給)

## 2. その他の団体への補助金・負担金

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 沖縄県市町村総合事務組合負担金 | 8万円   |
| 町民生委員児童委員協議会補助金 | 782万円 |

## 国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

43億541万円

国保(国民健康保険)とは、職場の健康保険(社会保険や共済組合)に加入している方、後期高齢者医療保険へ加入している方を除いた75歳未満の方全員が加入する健康保険で、病気やケガをしたときに安心して医療機関で治療が受けられるようにするための制度です。

毎月、加入者同士が国保税を出し合い、それを医療費の大部分に充て、いざという時の治療費の負担を少なくすることで、加入者の誰もが平等に医療が受けられるようにするための「助け合い」の精神に基づいた制度です。

「国保」の運営は、加入者のみなさんが納めた国保税だけではなく、国や県、町も費用を負担しています。私たちの健康を守る大切な「国保制度」を正しく理解し、みんなで守っていきましょう。

※「国保」は加入者に国保税を納めてもらい、医療費など決まった目的のために支出しています。このため町の一般会計とは切り離して、特別会計で運営しています。

### ★健康保険チェック！

「被保険者」とは？ : 健康保険に加入している人のこと。

国民健康保険とは？ : 75歳未満の人で、職場の健康保険や後期高齢者医療保険に加入していない人が加入する健康保険。(自営業、無職など)

後期高齢者医療保険とは？ : 75歳以上の人全員が加入する健康保険。  
(65歳以上で特別な障がいがある人も加入できます)

健康保険とは？ : 職場の健康保険(社会保険など)と、市町村などが運営する健康保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険)があります。  
産まれてから亡くなるまで、全国民が加入しなければいけません。

### 1. 医療諸費 …… 24億5,807万円

病気や怪我などにより医療機関で診察や治療を受けると、かかった医療費の3割分を病院で直接支払い個人負担するだけで、残りの7割は病院からの請求により町の国保会計から支払います。ただし、70歳以上の方は所得に応じて2割又は3割の個人負担となり、未就学児は2割の個人負担です。

#### <主な経費>

・一般被保険者療養給付費 …… 24億3,691万円

一般の被保険者の診察や治療に対しての医療費の保険者負担分を医療機関に支払う費用です。



# 健康づくりの推進

- ・ 一般被保険者療養費 …… 1,387万円

被保険者が保険証を持たずに病院で診察や治療を受けると、医療費の全額を自己負担することになります。しかしその後、町国保の窓口で療養費支給の申請手続きを行えば、かかった医療費の保険者負担分を被保険者へ支給します。また、治療の為に柔道整復やはり・きゅうの施術を受けたとき、お医者さんの指示で補装具を購入した場合も療養費として支給されます。

- ・ 審査支払手数料 …… 729万円

診療報酬の審査支払手数料は、委託先の沖縄県国民健康保険団体連合会に支払います。

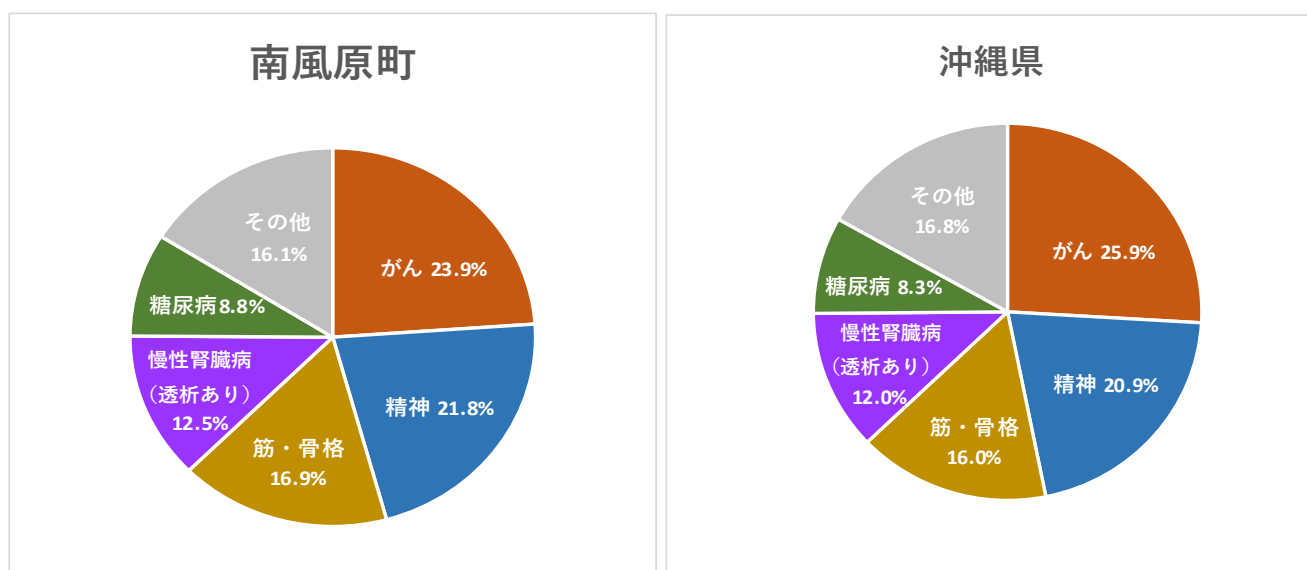
## 2. 高額療養費 …… 4億829万円

世帯にかかる1か月あたりの医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合は、その超えた額を町の国保会計から支給し、国保加入世帯の家計負担を軽減します。支給を受けるには、限度額認定証の発行や払戻(払戻の該当者には役場から後日通知します。)による申請手続きが必要です。

### <主な経費>

- ・ 一般被保険者高額療養費 …… 4億810万円
- ・ その他 …… 19万円

## 医療費分析



※医療費の割合(令和4年度)最大医療資源傷病名による、調剤報酬を含む。(KDBシステムより)



## 3. 出産育児諸費 …… 1,892万円

国保加入者が出産したときに、出産費や育児費として出産育児一時金50万円を支給します。医療機関への直接支払制度を利用したり、出産費が50万円を下回る場合は、差額分の支給申請をすることで受け取れます。

＜主な経費＞

・ 出産育児一時金 …… 1,891万円      ・ その他 …… 1万円

## 4. 葬祭諸費 …… 114万円

国保に加入している方がなくなったときは、葬祭を行った方に2万円支給します。役場での申請手续が必要です。

## 5. 国民健康保険事業費納付金 …… 12億3,645万円

沖縄県単位化により沖縄県へ納付する納付金です。沖縄県は各市町村毎に、過去3か年分の医療費を元に算出する医療費指数と所得指数に応じて事業費納付金が算定されます。市町村は事業費納付金を納付することによって、すべての医療諸費が交付されることになり、毎年の医療費の支出が安定することになります。

## 6. 健康づくり事業 …… 6,423万円

国保加入者に、医療費以外に特定健康診査・特定保健指導や健康管理に対する支援を行います。国保加入者の健康意識を高め、病気の予防や早期発見などにより健康増進を図ります。

### ① 特定健康診査等事業 …… 5,321万円

特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診を実施し、保健指導・栄養指導を行います。

＜主な経費＞

・ 特定健康診査等委託料 …… 2,212万円  
・ 会計年度任用職員報酬 …… 1,474万円  
・ その他の経費 …… 1,635万円



# 健康づくりの推進

## 特定健診・特定保健指導の目標と実績

|                   |    | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  |
|-------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特定健診<br>受診率       | 目標 | 52.0% | 54.0% | 56.0% | 58.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% |
|                   | 実績 | 48.1% | 46.9% | 48.0% | 43.9% | 42.2% | 39.3% | 37.7% | 32.8% | 35.2% | 37.9% |       |
| 特定保健<br>指導<br>実施率 | 目標 | 56.0% | 57.0% | 58.0% | 59.0% | 60.0% | 84.0% | 84.0% | 84.0% | 84.0% | 84.0% | 84.0% |
|                   | 実績 | 74.1% | 65.9% | 74.4% | 84.0% | 85.0% | 79.8% | 74.4% | 75.6% | 84.6% | 87.5% |       |

※ 目標は、国が定めた目標(平成20～24年度までに受診率65.0%・実施率45.0%、平成25～29年度までに受診率60.0%・

実施率60.0%、平成30年～令和5年度までに受診率60.0%・実施率60.0%)に合わせて、南風原町特定健診等実施計画

より設定したものを記載しています。

※ 実績は、法定報告値(国に報告するために算出した受診率と実施率)を記載しています。令和5年度は法定報告がまだ

のため、受診率実績・実施率実績を記載していません。

### ② 健康づくり事業 …… 58万円

健康づくりや疾病予防のためにはり・きゅう・あん摩・マッサージなどの施術に対する支援を行います。

| 項 目                | 対 象 者              | 補 助 額             |
|--------------------|--------------------|-------------------|
| はり・きゅう<br>あん摩マッサージ | 南風原町国民健康保険に加入している方 | 1枚800円<br>( 年6枚 ) |

### ③ 訪問指導事業 …… 902万円

特定健診等の受診者のうち、生活習慣病およびメタボリックシンドロームやその予備群など、その他必要な方に対し、自分自身の体の状態が理解でき、病気の予防・改善や健康づくりに取り組めるように保健指導、栄養指導などをおして支援します。特に20代～50代へのインセンティブを活用した保健指導を強化し、重症化予防を行うと同時に、健診受診率向上にむけて取り組みます。

#### < 主な経費 >

- ・ 会計年度任用職員報酬 …… 288万円
- ・ 検査委託料 …… 32万円
- ・ 電子機器使用料 …… 21万円
- ・ 備品購入費 …… 312万円
- ・ その他の経費 …… 249万円

### ④ 医療費対策事業 …… 142万円

医療費通知やジェネリックシールの利用等により、医療費対策に取り組めます。

## 7. 保険税収納率向上特別対策事業 …… 1,397万円

国保加入者に、国保を理解してもらい、国保税の納付率を向上させて、財政の健全化を図ります。納付指導員を4人配置し、国保加入者への納付指導や口座振替を促進し収納率の向上を図ります。また国保税システムを活用して、国民健康保険への資格加入・資格喪失の管理や納付状況の管理を行います。

### <主な経費>

- ・ 会計年度任用職員報酬(4人) …… 989万円
- ・ その他の経費 …… 408万円

## 8. その他の経費(人件費等) …… 1億434万円

## 国保加入者数及び国保税収納率推移

| 年度  | 世帯数   | 加入者数(人) |     |        | 税額<br>(万円) | 収納率<br>(%) |
|-----|-------|---------|-----|--------|------------|------------|
|     |       | 一般      | 退職  | 合計     |            |            |
| H25 | 5,343 | 10,450  | 498 | 10,948 | 6億6,901    | 96.63      |
| H26 | 5,333 | 10,351  | 437 | 10,788 | 6億8,244    | 97.03      |
| H27 | 5,266 | 10,059  | 342 | 10,401 | 6億6,272    | 97.31      |
| H28 | 5,143 | 9,756   | 200 | 9,956  | 6億3,498    | 97.11      |
| H29 | 5,054 | 9,401   | 107 | 9,508  | 6億3,835    | 97.89      |
| H30 | 5,058 | 9,232   | 47  | 9,279  | 6億2,896    | 96.70      |
| R1  | 5,019 | 9,070   | 8   | 9,078  | 6億7,844    | 95.89      |
| R2  | 5,074 | 8,981   | 0   | 8,981  | 6億9,202    | 96.80      |
| R3  | 5,152 | 8,917   | 0   | 8,917  | 6億7,736    | 96.63      |
| R4  | 5,128 | 8,835   | 0   | 8,835  | 6億9,836    | 96.10      |

※上記の世帯数、加入者数は各年度ごと平均の数値となります。

※上記納付率は、現年分納付率となります。

# 健康づくりの推進

令和6年度国民健康保険特別会計当初予算(収入)



令和6年度国民健康保険特別会計当初予算(支出)





## 国民健康保険特別会計繰出金(一般会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○国民健康保険特別会計繰出金

3億8,905万円

国保事業の円滑で適正な運営に役立てるため、また国保財政の健全性を図るために一般会計から、国保特別会計に対し繰出しています。

#### 1. 保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) …… 1億5,261万円

低所得世帯の、国保税を軽減(2割、5割、7割)する制度があります。その軽減した額を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

<主な経費>

・ 財源の内訳 県 …… 1億1,445万円 町 …… 3,816万円

#### 2. 保険基盤安定繰出金(保険者支援分) …… 8,491万円

国保税額は、世帯の所得などで決められます。また、国保税率は市町村が決定するため市町村により違いがあります。そのため、市町村によって国保税の収入に格差があり、国保会計の財政力に違いがでてきます。国保財政の健全化を図ることや、国保税が市町村で大きな較差が生じないように、一般会計から繰出しています。

<主な経費>

・ 財源の内訳 国 …… 4,245万円 県 …… 2,122万円 町 …… 2,124万円

#### 3. 職員給与費等繰出金 …… 9,828万円

国保年金課の職員の人件費や事務費などの支出のため、一般会計より繰出しています。

#### 4. 出産育児一時金繰出金(制度的繰入金) …… 1,260万円

国保加入者が出産した場合に国保特別会計から50万円を出産育児一時金として支給します。支給する50万円の2/3(町負担分)を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

#### 5. 財政安定化支援事業繰出金 …… 3,672万円

国保特別会計の財政基盤の安定を図るために、保険者の責めに帰することのできない事情(低所得者の占める割合が全国平均と比較して高いなど)を基に計算して、町負担分を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

#### 6. 未就学児均等割保険税繰出金 …… 338万円

未就学児均等割国保税を減額(5割)する制度があります。その減額分を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

<主な経費>・ 財源の内訳 国 …… 169万円 県 …… 84万円 町 …… 85万円



# 健康づくりの推進

## 7. 産前産後保険税繰出金 …… 55万円

出産する被保険者に係る産前産後期間の国保税(所得割額および均等割額)を免除する制度があります。その免除分を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

＜主な経費＞・ 財源の内訳 国 …… 27万円 県 …… 13万円 町 …… 15万円

## 高齢者医療対策費

(担当:民生部 国保年金課 課長:高良 星一郎)

### ○高齢者医療対策事業

4億3,629万円

沖縄県後期高齢者医療広域連合等に、後期高齢者医療広域連合負担金(市町村定率負担金)及び後期高齢者事業費等繰出金(事務費、保険料保険基盤安定負担金)などの経費を負担しています。

＜主な経費＞

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 後期・介護一体的実施に係る会計年度任用職員報酬(保健師・看護師) | 531万円     |
| 後期・介護一体的実施に係る専用車リース料             | 42万円      |
| 後期高齢者療養給付費負担金                    | 3億1,719万円 |
| 後期高齢者はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金         | 29万円      |
| 後期高齢者医療広域連合負担金                   | 2,779万円   |
| 後期高齢者医療特別会計事務費繰出金                | 1,488万円   |
| 後期高齢者保険料保険基盤安定負担金(保険料軽減分)        | 6,824万円   |
| その他経費                            | 217万円     |

## 住民健診(健康診査)事業

(担当:民生部 国保年金課 課長:高良 星一郎)

### ○住民健診(健康診査)事業

2,448万円

町民の健康増進を図るため、学校・職場などで健康診査を受けられない方や生活保護受給者のうち、20歳から40歳未満の方に、基本健康診査(身長、体重、血圧、腹囲、尿検査、血液検査、医師の診察)を全額補助し、40歳以上の方には、人間ドック、胃・肺・大腸のがん検診の検査料金を補助しています。

＜主な経費＞

基本健康診査委託料金 …… 333万円

(個別町負担額1人:7,271円、集団町負担額1人:6,906円)

胃がん検診委託料 …… 907万円(バリウム補助額:4,100円)

肺がん検診委託料 …… 500万円(レントゲン補助額:1,500円、喀痰補助額:2,300円)

大腸がん検診委託料 …… 446万円(検便補助額:1,900円)

歯周疾患検査委託料 …… 35万円(検査補助額:3,500円)

その他 …… 227万円



## 令和6年度 集団健診(予約制)

| 番号 | 健診日    |   | 受付時間        | 健診会場  | 対象区            | 胃がん<br>検診 |
|----|--------|---|-------------|-------|----------------|-----------|
| 1  | 5月28日  | 火 | 8:30～10:00  | ちむぐる館 | 全区域            | ○         |
| 2  | 6月25日  | 火 |             |       |                | ○         |
| 3  | 7月24日  | 水 |             |       |                | ○         |
| 4  | 8月4日   | 日 |             |       |                | ○         |
| 5  | 8月27日  | 火 |             |       |                | ×         |
| 6  | 9月10日  | 火 |             |       |                | ○         |
| 7  | 10月9日  | 水 |             |       |                | ○         |
| 8  | 10月27日 | 日 |             |       |                | ○         |
| 9  | 11月19日 | 火 | 18:00～19:30 |       | 全区域<br>★ナイト健診★ | ×         |
| 10 | 12月14日 | 土 | 8:30～10:00  |       | 全区域            | ○         |
| 11 | 1月26日  | 日 |             |       |                | ○         |

## 令和6年度 婦人がん集団検診(予約制)

| 番号 | 健診日    |   | 受付時間       | 健診会場  | 対象区               |
|----|--------|---|------------|-------|-------------------|
| 1  | 7月30日  | 火 | 8:30～10:00 | ちむぐる館 | 全区域<br>※乳がん・子宮頸がん |
| 2  | 9月13日  | 金 |            |       |                   |
| 3  | 10月29日 | 火 |            |       |                   |

# 健康づくりの推進

## 婦人がん検診事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○婦人がん検診事業

1,203万円

町では、婦人がん検診を集団検診及び個別検診で行っています。

＜主な経費＞

婦人がん検診委託料金 1,165万円      その他の経費 38万円

1. 集団検診 … 町が指定した日時、場所にて行う検診です。

対象者      子宮がん……南風原町に住んでいる、20歳以上の女性

              乳がん ……南風原町に住んでいる、50歳以上の女性

実施期間 : 令和6年7月30日、9月13日、10月29日(年3回実施)

場 所 : ちむぐる館

2. 個別検診 … 町が契約した指定医療機関にて行う検診です。

実施期間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日

場 所 : 各指定医療機関

※契約医療機関

【乳がん・子宮がん】

・沖縄県健康づくり財団・沖縄第一病院・南部徳洲会病院・与那原中央病院・とよみ生協病院

・豊見城中央病院附属健康管理センター・那覇市立病院健診センター・沖縄赤十字病院

・ハートライフ病院・アドベンチストメディカルセンター

【乳がんのみ】

・マンマ家クリニック・宮良クリニック・那覇西クリニック・那覇西クリニックまかび

【子宮がんのみ】

・空の森クリニック・Fクリニック沖縄

3. がん検診推進事業

がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図り、健康保持・増進を図るため、がん検診受診率を50%に上げることを目的として、次表の年齢の女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進を図ります。

【 子宮頸がん無料クーポン券対象年齢 】

| 年齢  | 生年月日                |
|-----|---------------------|
| 20歳 | 平成15年4月2日～平成16年4月1日 |

【 乳がん無料クーポン券対象年齢 】

| 年齢  | 生年月日                |
|-----|---------------------|
| 40歳 | 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日 |



## 後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)

(担当:民生部 国保年金課 課長:高良 星一郎)

### ○後期高齢者医療事業

4億5,421万円

後期高齢者医療制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市石川在)が運営主体となります。広域連合では、被保険者の資格管理、保険料や給付の決定などを行い、各市町村は、保険料の徴収と各種申請、届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行っています。

#### <主な経費>

|                |     |           |
|----------------|-----|-----------|
| 後期高齢者医療広域連合納付金 | ・・・ | 4億3,873万円 |
| その他(人件費等)      | ・・・ | 1,548万円   |

#### ★Pointチェック

国民全ての人が、75歳の誕生日の当日からは後期高齢者医療制度の被保険者となります。また65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方も対象となります。

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚ずつ交付され、被保険者となる全員が1人ひとり保険料を納めることになります。

令和6年度は、昭和24年生まれの方が、誕生日の日から新たに後期高齢者医療制度に加入することとなります。

### ◎ 自己負担割合

医療機関で支払う自己負担は、所得区分によって異なり下の表のとおりです。

| 区 分  | 区分Ⅰ | 区分Ⅱ | 一般Ⅰ | 一般Ⅱ | 区分Ⅰ(現役並み所得者) | 区分Ⅱ(現役並み所得者) | 区分Ⅲ(現役並み所得者) |
|------|-----|-----|-----|-----|--------------|--------------|--------------|
| 負担区分 | 1割  | 1割  | 1割  | 2割  | 3割           | 3割           | 3割           |

### ◎ 保険料の決まり方

被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で算定されます。

|         |   |                      |   |           |
|---------|---|----------------------|---|-----------|
| 均等割額    | + | 所得割額                 | = | 保険料       |
| 56,400円 |   | (所得－430,000円)×11.60% |   | (上限は80万円) |

※ 低所得世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。

・ 均等割額保険料 … 2割軽減 ・ 5割軽減 ・ 7割軽減

# 健康づくりの推進

## 妊婦一般健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○妊婦一般健康診査事業

4,673万円

妊婦健診は保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。妊婦さんの経済的負担を軽減する目的で、平成21年度から最大14回の公費負担を行っています。妊婦健康診査受診票に記載された検査項目については、無料で受診することができます。さらに、令和4年度から、多胎妊婦の妊婦1人につき、5回の追加健診の助成を行っています。

また、県外での里帰り出産を希望する妊婦さんも公費負担で健診が受けられるよう、妊婦一般健康診査費用を助成しています。

対象: 南風原町に住民票がある妊婦

#### 主な経費

|      |         |
|------|---------|
| 委託料  | 4,602万円 |
| 助成金  | 31万円    |
| 消耗品等 | 40万円    |



### 妊婦健康診査内容及び公費負担額等

| 公費補助(全14回)     | 望ましい健診時期<br>(有効期限)               | 健 診 内 容                                                                                        | 公費<br>負担額 |
|----------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1回目            | 妊娠初期                             | 1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(血液型検査、不規則抗体検査、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、血糖検査、貧血検査)<br>3. 子宮頸がん検査 4. 超音波検査 | 9,000円    |
| 2回目            | (20～23週)                         | 1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査                                                                           | 5,000円    |
| 3回目            | (24～28週)                         | 1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、血糖検査) 3. 超音波検査                                                        | 6,000円    |
| 4回目            | (29～33週)                         | 1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査) 3. 超音波検査                                                             | 6,000円    |
| 5回目            | (34～出産)                          | 1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、GOP、GPT) 3. 帯下培養 4. 超音波検査                                             | 6,000円    |
| 9-1回目          | 9-1回目～9-9<br>回目は順番が前<br>後することも可能 | 1. 基本的な健康診査                                                                                    | 5,040円    |
| 9-2回目          |                                  | 1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査                                                                           | 9,820円    |
| 9-3回目          |                                  | 1. 基本的な健康診査                                                                                    | 5,040円    |
| 9-4回目          |                                  | 1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査                                                                           | 9,290円    |
| 9-5回目          |                                  | 1. 基本的な健康診査                                                                                    | 5,040円    |
| 9-6回目          |                                  | 1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査                                                                           | 9,820円    |
| 9-7回目          |                                  | 1. 基本的な健康診査                                                                                    | 5,040円    |
| 9-8回目          |                                  | 1. 基本的な健康診査                                                                                    | 5,040円    |
| 9-9回目          |                                  | 1. 基本的な健康診査                                                                                    | 5,040円    |
| 風疹・HIV・クラミジア検査 | 1回目・できるだけ<br>早い時期                | 風疹ウイルス抗体価検査、HIV抗体価検査、クラミジア抗原検査                                                                 | 5,640円    |
| HTLV-1抗体検査     | 3～5回目<br>30週頃までに                 | HTLV-1抗体価検査                                                                                    | 2,290円    |

※「1. 基本的な健康診査」では、問診等による健康状態の把握、体重測定、血圧測定、尿検査等の定期検査、保健指導が行われます。

※上記それぞれの検査については、公費負担により無料で受診することができますが、項目以外の検査料は自己負担となります。

…例えば、超音波検査がない回に超音波検査を受けた場合の検査料金は自己負担になります。

※親子(母子)健康手帳交付時の週数に応じて必要な回数の受診票が発行されます。

(2・3・4・5回目の受診票には有効期限が設けられています。妊娠がわかったら早めに親子健康手帳の交付を受けましょう。)

(注) 多胎児妊娠の場合に追加交付する受診票については使用週数の定めのないものとし第9-1、9-3、9-5、9-7、9-8の計5回分とする。

## 産婦健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○産婦健診事業

568万円

産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対して健康診査(母体の心身機能の状態把握や授乳状況)の費用を助成します。産婦健診を実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的としています。

主な経費

|         |       |
|---------|-------|
| 健康診査委託料 | 550万円 |
| 健康診査助成金 | 14万円  |
| 消耗品等    | 4万円   |

## 新生児妊産婦訪問指導事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○新生児妊産婦訪問指導事業

140万円

助産師または保健師が、初妊婦・初産婦さんや生後1か月前後の赤ちゃんのいる家庭を訪問します。主に第1子を対象に訪問していますが、第2子以降で希望する方にも実施しています。産前産後の体調や子育ての相談にご活用ください。

主な経費

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 新生児訪問及び<br>妊産婦訪問指導委託料 | 140万円 |
|-----------------------|-------|



## 未熟児養育医療事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○未熟児養育医療事業

617万円

身体の発育が未熟なまま出生し、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。医療費は当該乳児の属する世帯の市町村民税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。

主な経費

|          |       |
|----------|-------|
| 未熟児養育医療費 | 617万円 |
|----------|-------|

## 乳児一般健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○乳児一般健康診査事業

793万円

1歳未満の乳児を対象に前期(生後4か月頃)と後期(生後10か月頃)に各1回ずつ、毎月1回程度実施しています。健診の内容は、身体測定・貧血検査(後期のみ)・小児科医診察・保健指導・栄養指導です。また、令和2年度より歯科衛生士による歯科衛生指導(後期のみ)も導入しています。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

# 健康づくりの推進

## 主な経費

|         |       |
|---------|-------|
| 健康診査委託料 | 771万円 |
| 印刷製本費   | 11万円  |
| 通信運搬費   | 11万円  |



## 1歳6か月児健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○1歳6か月児健康診査事業

287万円

1歳7か月～8か月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・貧血検査・歯科医診察・歯科衛生指導・小児科医診察・栄養指導・保健指導です。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

## 主な経費

|         |       |
|---------|-------|
| 看護師等謝礼金 | 55万円  |
| 健診委託料   | 226万円 |
| 通信運搬費   | 6万円   |



## 3歳児健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○3歳児健康診査事業

412万円

3歳5か月～7か月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・尿検査・視力検査・歯科医診察・小児科医診察・歯科衛生指導・栄養指導・保健指導です。お子さんの成長発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

## 主な経費

|               |       |
|---------------|-------|
| 看護師等謝礼金       | 75万円  |
| 健康診査委託料       | 225万円 |
| 通信運搬費等        | 32万円  |
| 消耗品等(全乳幼児健診分) | 80万円  |



## 長寿県復活 食の応援事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○長寿県復活 食の応援事業

488万円

「健康長寿おきなわ」の復活に向けて、町民へ県や町の食習慣の実態や課題を伝え、生活習慣病の発症や重症化を予防するために食習慣の改善方法を提供していきます。事業内容としては小学5年生・中学2年生への生活習慣病予防健診を実施します。

主な経費

- ・学童生活習慣病予防健診委託料 467万円
- ・通信運搬費 21万円



## 骨髄バンクドナー助成事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○骨髄バンクドナー助成事業

14万円

骨髄等移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄又は末梢血管細胞を提供した町民に対し、助成金を交付する。

通院、入院等の日数で1日2万円(1回の限度額:14万円)

主な経費

- ・負担金補助及び交付金 14万円



## がん患者アピアランスケア支援事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○がん患者アピアランスケア支援事業

60万円

がん患者のがん治療による外見変貌を補完する補整具(ウィッグ又は乳房補整具)の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的・経済的負担軽減及び療養生活の質の向上を図り、社会参加の促進に寄与することを目的とします。

主な経費

- ・扶助費 60万円

# 健康づくりの推進

## 予防接種事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○予防接種事業

2億4,558万円

#### 1. 乳幼児や児童・生徒の予防接種

予防接種は、病原体からつくられたワクチンを接種することによって、免疫をつくるものです。大部分の感染症は一度かかると、その病気に対する免疫ができます。同様に感染症の原因となる病原体(ウィルスなど)の毒性を弱めたワクチンを接種することにより、病気にかからないように免疫をつくり、お子さんを感染症から守ることができます。乳幼児や児童・生徒の予防接種は、個別(指定病院)で実施します。対象となるお子さんの保護者へ個別に通知します。

#### ①子どもの予防接種の種類(自己負担はありません)

##### ☆ヒブワクチン

- 対象年齢: 生後2か月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1回当たり経費: 10,550円



##### ☆小児用肺炎球菌ワクチン

- 対象年齢: 生後2か月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1回当たり経費: 13,105円

##### ☆4種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ)

- 対象年齢: 生後2か月～7歳半未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 初回3回接種後、1年後に1回 ○1回当たり経費: 12,375円

##### ☆5種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ、Hib)

※令和6年4月より開始される、4種混合とヒブの混合ワクチン

- 対象年齢: 生後2か月～7歳半未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 初回3回接種後、6月から18月の間隔をおいて1回接種
- 1回当たり経費: 21,252円

##### ☆ロタウイルス

- 対象年齢: 出生6週0日後～24週0日後(ロタテックの場合は32週0日後)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 2回(又は3回)
- 1回当たり経費: ロタリックス: 15,785円、ロタテック: 10,758円
- ※接種するワクチンの種類によって対象年齢・接種回数が変わります。

## ☆BCG(乳幼児結核)

- 対象年齢:生後5か月～1歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回                      ○1人当たり経費:12,265円

## ☆MR(麻しん(はしか)・風しん(三日はしか))

- 対象年齢:1期は、1歳～2歳未満。2期は、5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:各年齢とも対象年齢期間中に1回接種
- 1回当たり経費:11,825円
- ※1期・2期の対象年齢時に接種機会を逃した方へ行政措置による助成を行っています。

## ☆水痘(みずぼうそう)

- 対象年齢:1歳～3歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:2回接種                      ○1回当たり経費:10,065円

## ☆B型肝炎ワクチン

- 対象年齢:生後2か月～1歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:3回接種                      ○1回当たり経費:7,781円
- ※ただし、母子感染予防の為にB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外です。

## ☆日本脳炎

- 対象年齢:1期3歳～7歳半未満、2期9歳～13歳未満。その他特例措置等。
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1期初回2回・1期追加1回、2期1回
- 1回当たり経費:8,690円

## ☆DT(ジフテリア・破傷風)2期

- 対象年齢:11歳～13歳未満(小学6年生)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回                      ○1人当たり経費:5,005円

## ☆子宮頸がんワクチン

- 対象年齢:中学1年生～高校1年生
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

# 健康づくりの推進

○接種回数:2回(又は3回) 接種年齢やワクチンの種類で異なります。

○1回当たり経費:29,700円(9価)、16,775円(2価、4価)

※接種勧奨を控えていた期間に、予防接種の期間を逃した方を対象として、キャッチアップ接種を実施します。対象者及び対象期間は以下の通りです。

・キャッチアップ対象者:平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれ的女性

・キャッチアップ期間:令和4年度～令和6年度の3年間

## ②高齢者の予防接種

### ☆高齢者インフルエンザ予防接種

○対象年齢:65歳以上

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:1回 ○接種時期:10月初旬から翌年の2月末日

○1人当たり経費:5,329円

※自己負担額:1,000円。対象者には個別に通知します。

### ☆高齢者肺炎球菌

○対象年齢:65歳になる方

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:1回 ○1人当たり経費:8,783円

※過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。

※自己負担額:4,000円。対象者には個別に通知します。



## ③成人の方への予防接種

### ☆風しん抗体検査・予防接種

○対象年齢:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性

○接種場所:受託医療機関に各自で電話予約をして受けます

○接種回数:抗体検査1回、予防接種1回(検査の結果、十分な量の抗体がない方)

○1人当たり経費:抗体検査6,825円、予防接種10,285円

### 主な経費

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 医師への予防接種委託料等       | 2億4,261万円 |
| 予防接種通知の経費(印刷費・郵送費) | 208万円     |
| その他の経費             | 89万円      |

※予防接種を受けるとその病気にかかりにくくなったり、かかっても重症になることを防ぐことができます。また、受ける方が多ければ多いほど流行を防ぐことができます。そのため、たくさんの方に接種していただけるよう、町では予防接種(高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザを除く)の自己負担を免除し、病気の予防活動につなげています。



## 宮平保育所運営事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○宮平保育所運営事業

5,202万円

宮平保育所は唯一の町立保育所です。働く保護者に代わってお子さんをお預かりし、家庭や地域社会と連携を図りながら、子どもたち一人ひとりの健康と安全を保障した保育を行っています。就労形態の変化や多様化する保育ニーズに応えるため、地域の子育ての実態を捉えながら子育て支援に努めています。また、特別な配慮を必要とする子どもたちへの適切な支援にも率先して取り組み、養護と教育が一体となった保育環境の下で地域の子どもたちの豊かな人間性を育んでいます。



☆秋のお散歩楽しいな♪



☆こいのぼりみたいに大きくなーれ



☆倉敷ダムで水の生き物探し

### ○主な経費

職員報酬・給料・職員手当・旅費

3,642万円

日常の保育業務を行う会計年度任用職員(保育士・調理員など)を雇用しています。

給食材料費

592万円

栄養のバランスがとれた園児の給食・おやつ・ミルクの賄材料代です。

光熱水費

264万円

保育所を運営するにあたって必要な電気・水道・ガスの使用料金です。

その他の費用

704万円

保育所を運営するにあたって必要不可欠な行事費、事務用品費、健康診断料、施設の修繕費、電話料金、保険料、衛生管理等経費となります。

# 子ども・子育て支援の充実

## 認可保育園事業・補助(保育所運営費)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

### ○認可保育園事業・補助(保育所運営費)

23億6,748万円

保育所は、乳幼児を持つ保護者が仕事をしていたり、病気や出産などの理由により保育を必要とする場合に、保護者に代わってその乳幼児を保育することを目的とする施設です。近年、核家族の増加や共働き家庭の増加、勤務形態の多様化により保育の需要が高まっています。町では、その要望に応えるために町内法人(認可)保育園16ヶ所及び町在住児童が通う町外認可保育園に対して町から補助金を交付し、保育の充実を図ります。

#### ★Pointチェック!

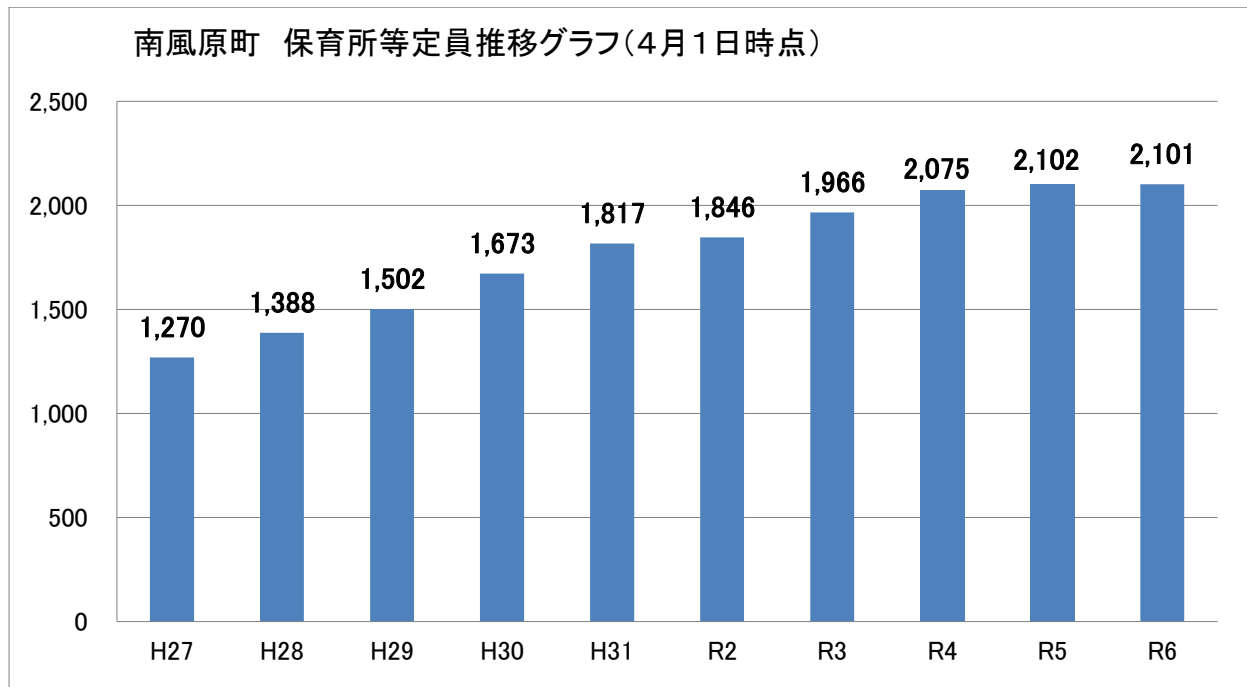
法人(認可)保育園とは園の広さや設備、職員の数や資格、保育内容について国が設けた基準をクリアして認可された保育園です。また、法人(認可)保育園は、保育料の他、国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

#### 各園への補助金額

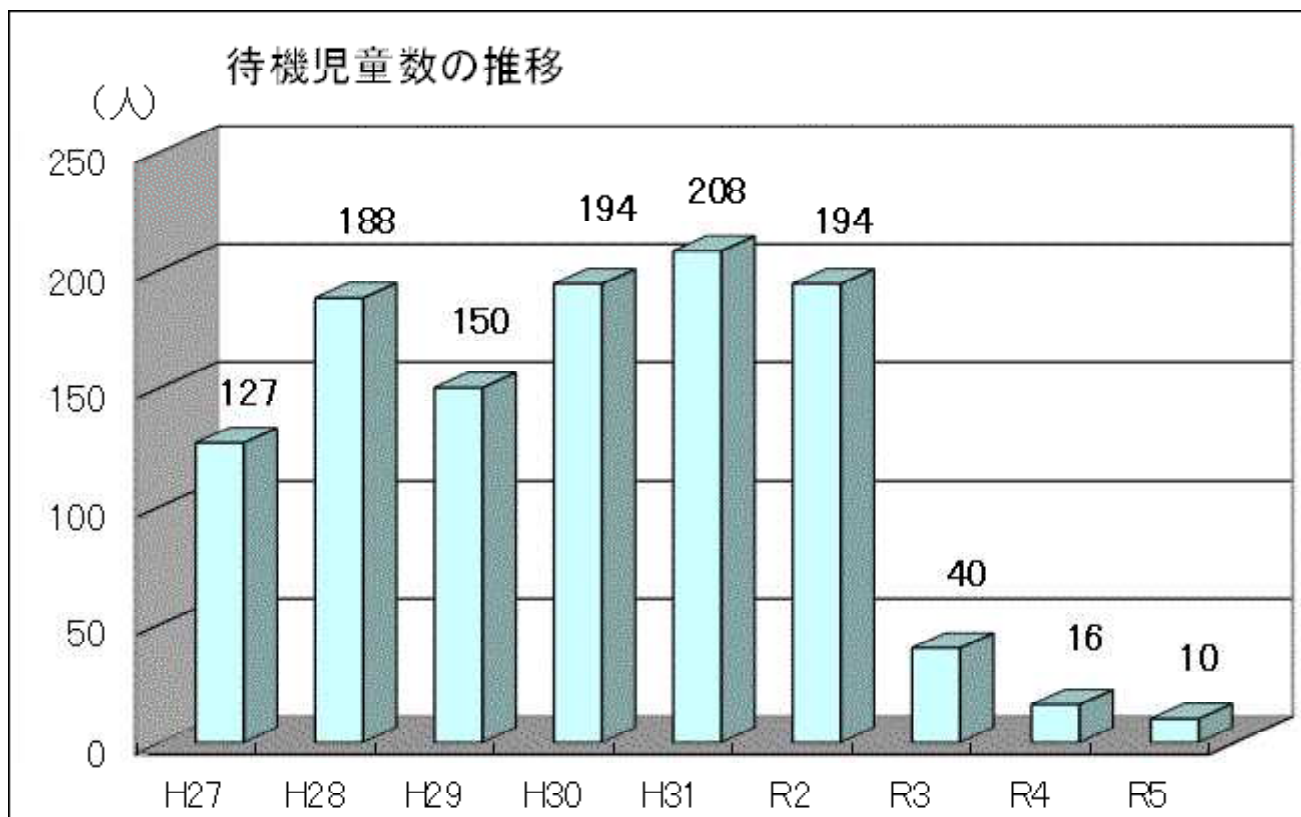
|            |            |
|------------|------------|
| 津嘉山保育園     | 1億8,168万円  |
| かねぐすく保育園   | 1億3,729万円  |
| 南風原はなぞの保育園 | 1億6,262万円  |
| 若夏保育園      | 1億5,613万円  |
| みつわ保育園     | 1億5,679万円  |
| さんご保育園     | 1億8,683万円  |
| はえばる保育園    | 1億7,746万円  |
| マイフレンズ保育園  | 1億5,112万円  |
| ていだ保育園     | 1億6,176万円  |
| なのはな保育園    | 1億4,857万円  |
| よなは保育園     | 1億1,775万円  |
| やまがわ保育園    | 1億3,223万円  |
| ももの木保育園    | 1億2,151万円  |
| 南風原やまびこ保育園 | 1億192万円    |
| 明星保育園      | 1億4,290万円  |
| よなは第2保育園   | 1億2,861万円  |
| 町外認可保育園    | 231万円      |
| 合 計        | 23億6,748万円 |



▲みんなで協力 ♪防災訓練



▲南風原町保育所(園)年度別定員数グラフ  
(法人・地域型保育施設、認定こども園(保育認定)合算分)



▲南風原町における待機児童数の推移

# 子ども・子育て支援の充実

## 延長保育促進事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○延長保育促進事業

3,102万円

延長保育は、仕事などにより定刻の時間に保育園へ乳幼児の迎えができない保護者に対応するために、午後6時から午後7時まで延長して保育を行う事業です。町内にあるすべての認可保育所・認定こども園、及び小規模保育園2カ所で実施します。町は、延長保育事業に対して法人保育園等へ補助金を交付し保育の充実を図ります。

主な経費

延長保育促進事業補助金 3,102万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲生活発表会



▲親子でくちゃあそび

## 発達支援児保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○発達支援児保育事業

9,067万円

保育所等で行う保育になじむ子どものうち、健康面、発達面において課題や気になる点がある子どもが集団保育の中で適切な保育を受け、健全な社会性の成長、発達を促すことを目的とする事業です。

町立宮平保育所・認可保育園・認定こども園で実施し、町は発達支援児保育事業を行う法人保育園等に対して補助金の交付します。また令和6年度よりこども課に心理士を配置し、園及び保護者からの相談に迅速な対応ができるような体制で発達支援児保育の充実を図ります。

主な経費

・心理士・宮平保育所(人件費等) 3,559万円

・ティーチャーズトレーニング 16万円

・発達支援児保育事業補助金 5,492万円

※一定の資格を有する保育補者が配置される場合に、一部県から補助があります。





## 一時保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

1,341万円

### ○一時保育事業

一時預かり(保育)事業は、保護者の仕事、職業訓練、就学等により週3日又は、月15日以内を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童や、保護者の傷病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童をお預かりする事業です。

町内では、町立宮平保育所や認可保育所2園で実施します。町は一時預かり事業を行う法人保育園に対して補助金を交付して保育の充実を図ります。

#### ■主な経費

宮平保育所運営費

731万円

法人保育園補助金(かねぐすく保育園・みつわ保育園)

610万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲絵本に夢中



# 子ども・子育て支援の充実

## 認可保育園事業・町単独事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

### ○認可保育園事業・町単独事業

878万円

認可保育園事業・町単独事業は、待機児童の解消に向けた保育士確保を図るため、新たに認可保育所等に就職し、一定期間継続勤務した保育士に対し、保育士就職支援一時金を交付します。また、保育所等において行われる発達支援児保育事業の円滑な実施を図るため、巡回指導員等の報償費を支出しております。

1. 保育士等就職支援一時金 800万円  
新たに認可保育園等に就職した保育士に、1人あたり年10万円を交付します。
2. 発達支援児保育巡回指導員・措置会議謝礼金、講師謝礼金など 78万円



▲ムーチャーづくり 「おいしそう♪」



▲プール遊びたのしいな！

### ★Pointチェック！

認可保育所：沖縄県が定めた基準(保育室面積・保育士数など)を満たし、県から認可された保育園を認可保育園といいます。(町立の宮平保育所を含めて、町内には現在17園あります)。

地域型保育事業所：南風原町が定めた設備などの基準を満たし、町から認可された事業所を地域型保育事業所といいます。(町内には事業所内保育施設1箇所、小規模保育施設5箇所があります)。

## 地域型保育事業・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○地域型保育事業・補助(事業所内保育・小規模保育運営費)

2億3,765万円

地域型保育事業(事業所内保育・小規模保育)は、平成27年度より施行された子ども・子育て支援制度に伴い市町村が設置認可・確認を行い、待機児童の多い0歳児から2歳児を受け入れる施設です。

事業所内保育事業は、事業所の所在地の各市町村が設置認可・確認した事業所内保育所にて、従業員の児童以外に地域の待機児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

小規模保育事業は、南風原町が設置認可・確認した小規模保育事業所にて6人以上19人以下の児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

事業所内保育所・小規模保育事業所は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

#### 《主な経費》

事業所内保育所・小規模保育事業所運営費 2億3,765万円

(財源内訳)

|       |           |
|-------|-----------|
| 国庫支出金 | 1億3,829万円 |
| 県支出金  | 4,968万円   |
| 町負担   | 4,968万円   |

#### 《対象施設》 (以下は令和5年度実績です)

##### ・事業所内保育事業所

- ①よいサマリヤ人保育園(町内)
- ②ビンプ保育園(那覇市)
- ③きらら保育園(八重瀬町)
- ④いずみの森保育園(那覇市)
- ⑤とよみキッズANNEX(豊見城市)
- ⑥ふたば保育園(豊見城市)
- ⑦津山ひまわり園(糸満市)
- ⑧チャイルドハウス西崎ネクスト(糸満市)



▲ハロウィン♪仮装でハイチーズ

##### ・小規模保育事業所

- ①めだか保育園
- ②くわの実保育園
- ③たいようのおか保育園
- ④ぱすてる保育園つかざん園
- ⑤ひまわり保育園

# 子ども・子育て支援の充実

## 保育対策総合支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○保育対策総合支援事業

1億2,793万円

#### 1. 保育体制強化事業 3,108万円

保育体制強化事業は、保育士資格を有しない子育て経験者などの地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務(遊具等の消毒・清掃、給食・寝具などの準備や片付け、園外活動時の見守りなど)に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図る事業です。

町内では、認可保育所16園及び、地域型保育施設6園で実施します。町は保育体制強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県3/4、町1/4となっています。

#### 2. 保育補助者雇上強化事業 8,416万円

保育補助者雇上強化事業は、保育士資格を有しない保育補助者を雇い上げる事により、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、その保育補助者に対して保育士資格の取得を促し、保育人材の確保を行う事業です。

町内では、認可保育所16園、地域型保育施設6園で実施します。町は保育補助者雇上強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県7/8、町1/8となっています。

#### 3. 保育士宿舎借り上げ支援事業 930万円

保育士宿舎借り上げ支援事業は、保育所等に採用されて5年以内の常勤保育士に対して、宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することにより、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する事業です。

町内では、認可保育所8園、地域型保育施設2園で実施します。町は保育士宿舎借り上げ支援事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています。

#### 4. 認可外保育施設衛生・安全対策事業 16万円

認可外保育施設衛生・安全対策事業は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員に対して、定期的な健康診断(労働安全衛生規則第44条)の実施を推進するための費用(上限8千円/1人あたり)の全部又は一部を支援する事業です。

町は認可外保育施設衛生・安全対策事業を行う認可外保育施設に対して補助金を交付し、職員の健康管理の向上と保育施設の衛生管理の充実を図ります。

※ 費用割合は県2/3、町1/3となっています。



### 5. 保育所等におけるICT化推進事業補助金 98万円

保育所等におけるICT化推進事業は、保育所等の保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務について、ICT化を推進するための保育業務支援システムの導入に必要な費用の一部を補助することにより、保育士の業務負担軽減を図る事業です。

町内では、認可保育所1園で実施します。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています

### 6. 保育環境改善等事業補助金(安全対策) 225万円

保育環境改善等事業(安全対策)は、安全対策として、主に0～2歳児の睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入費を補助する事業です。町内では、認可保育所4園、地域型保育施設2園で実施します。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています。



▲うみ！♪



▲はえるん達といっしょ♪

# 子ども・子育て支援の充実

## 待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

### ○待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

1,296万円

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)は、あらかじめ年度当初から保育士の配置基準を超えた加配保育士を配置することで、年度途中に発生する0、1、2歳児入所児童の受け入れの促進及び円滑化を図り、待機児童を解消する事業です。

町内では、認可保育所6園、地域型保育施設1園で実施します。町は待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)を行う法人保育園に対して補助金を交付して0、1、2歳児受け入れの充実を図ります。

※ 費用割合は県9／10、町1／10となっています。



▲楽しいクリスマス会♪



▲体育館で運動会！

## 母子父子家庭医療費助成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○母子父子家庭医療費助成事業

1,410万円

18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

(但し、所得制限がありますので、医療費の助成を受ける場合は毎年現況届を提出し、受給資格者証の更新が必要です。)

### 医療費助成の範囲

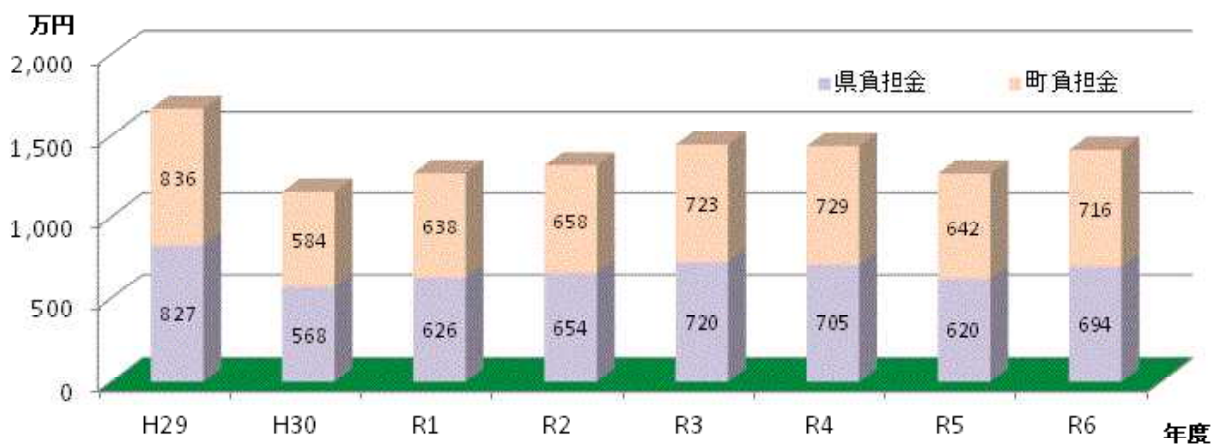
医療費の自己負担分から、一部負担金を控除した額が対象となります。

(但し、医療保険各法の規定による高額療養費及び附加給付、他の法律等で負担する分を控除した額となります。)

### 一部負担金とは…

通院…1ヶ月1保険医療機関につき1,000円

母子父子家庭医療費助成事業年度別当初予算グラフ



※2分の1は県負担金

### 主な経費

○自動償還に伴う事務手数料 21万円

○母子父子家庭医療費助成金 1,389万円

※母子父子家庭医療費助成金1,410万円のうち県が694万円を負担しています。



# 子ども・子育て支援の充実

## こども医療費助成事業

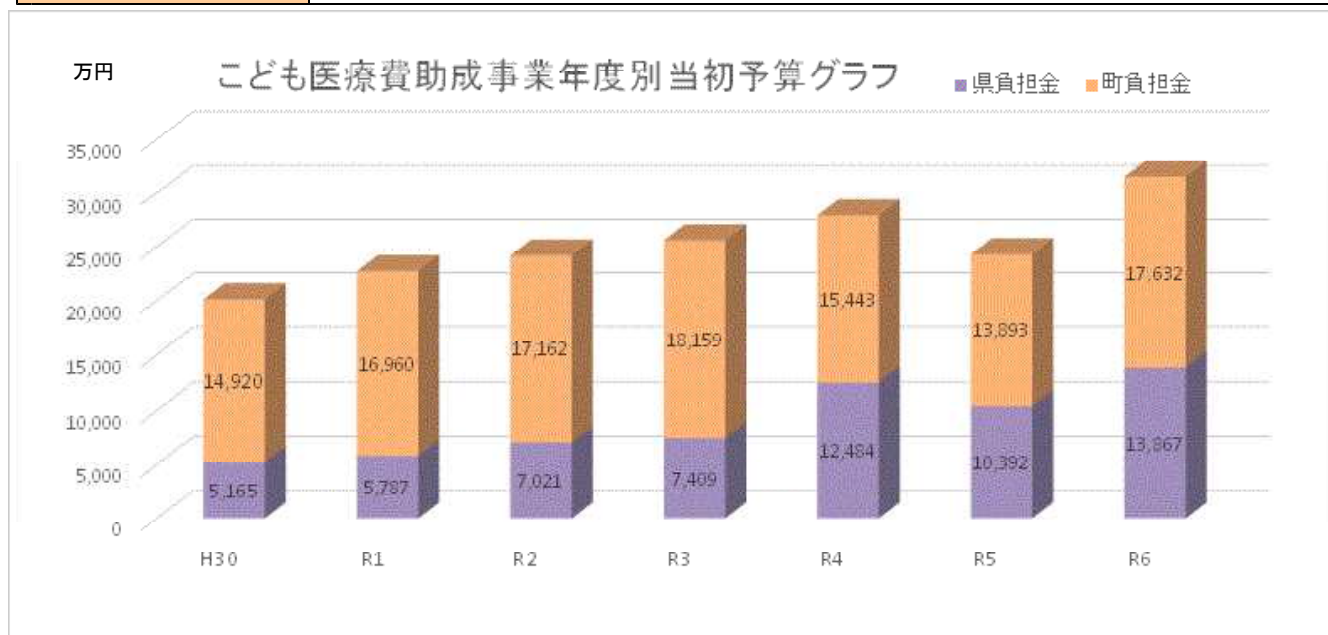
(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○こども医療費助成事業

3億1,499万円

こども達の健やかな成長に役立てるために、町内在住の高校生卒業年齢までのこどもに対し、医療費の助成を行います。なお、助成を受けるためには、「受給資格者証」の申請が必要です。

|        |              |
|--------|--------------|
| 助成対象年齢 | 0歳～高校生卒業年齢まで |
| 通院     | 全額助成         |
| 入院     | 全額助成         |



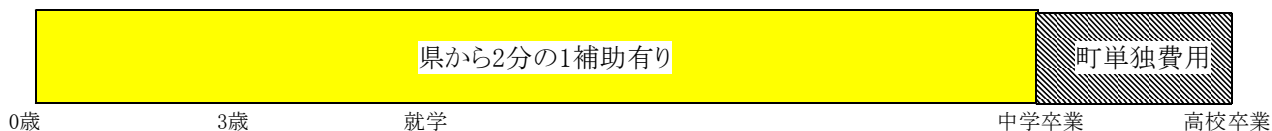
### 主な経費

- ・受給資格者証等印刷製本費 2万円
- ・現物給付(窓口無料方式)及び自動償還に伴う事務手数料等 722万円
- ・こども医療費助成金 3億775万円

※こども医療費助成金は県が1億3,867万円を負担しています。

0歳～中学卒業までのこども医療費助成金は、県から2分の1の補助有り。

高校生対象年齢者の医療費については、すべて町の単独費用。





## 子供の貧困緊急対策事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○子供の貧困緊急対策事業

5,355万円

1. 町内に子どもの居場所として「子ども元気ROOM」、若年妊産婦の居場所として「ママ笑ROOM」のそれぞれ1ヶ所を設置し、事業を実施しております。また、こども課に「子ども元気支援員」を3人配置し、支援を必要とする子どもたちや若年妊産婦の基礎調査を行うと共に、居場所へ繋いだり状況の見守りを行い、子どもの孤立(貧困)対策事業に取り組んでいます。

|          |                  |         |
|----------|------------------|---------|
| 主な経費     | 子ども元気支援員報酬等      | 1,007万円 |
| (国庫補助有り) | 子ども元気ROOM事業委託料   | 4,299万円 |
|          | 庁費(車両レンタル費、役務費等) | 49万円    |

## 病児保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○病児保育事業

1,050万円

児童が病気の治療中又は回復期にあり、保護者が就労等のため自宅での保育が困難な場合に児童を病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。利用する場合は、事前に役場こども課又はわんぱくクリニックにて登録が必要です。



▲アンパンマンあそび♪

病児保育委託費 1,050万円

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

| 実施施設                            | 住所・電話番号                                          |
|---------------------------------|--------------------------------------------------|
| 小児科 わんぱくクリニック<br>「病児保育 わんぱくルーム」 | 字津嘉山1490番地<br>メディカルプラザつかざん2F<br>TEL:098-888-1234 |

はえばる 病児保育

検索



で検索をお願いします！

# 子ども・子育て支援の充実

## 児童館運営事業・単独

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○児童館運営事業・単独

3,954万円

児童館は18歳未満の子どもなどを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援により、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする施設です。町内には4つの児童館(北丘、兼城、本部、津嘉山)があり、管理運営は、12名(各児童館3名)の児童厚生員(補助員含む)が行います。児童厚生員は、様々な研修や県内各地の児童館などと情報交換を行い、よりよい児童館づくりや児童の健全育成を行っています。

### ■児童館行事

#### 1. 体験活動

北丘児童館: チャンバラ教室、小物作り他

兼城児童館: 英語教室、卓球教室他

本部児童館: 芸術鑑賞、クッキングクラブ他

津嘉山児童館: 手芸教室、昔遊び体験他

#### 2. 館外活動

自然観察、乗船体験、首里城見学他

#### 3. その他

地域清掃活動、季節行事、お楽しみ会他

「兼城児童館 ハロウィンパーティー」



### ■主な経費

1. 職員報酬……2,086万円

2. 職員手当……740万円

3. 報償費等……77万円

体験活動の講師謝礼金等

4. 需用費……351万円

消耗品購入や光熱水費、設備の修繕等の経費

5. 役務費……72万円

利用児童がけがをした場合等の保険料や

水質検査、通信にかかる経費

6. 委託料……378万円

夜間警備や消防用設備点検等の設備管理に関する経費

7. 使用料……36万円

8. 工事請負費……130万円

エアコンの取替にかかる経費

9. 備品購入費……80万円

10. 負担金等……4万円

「津嘉山児童館 ベル演奏会」



## 放課後児童クラブ事業(学童保育事業)・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○学童保育事業・補助

3億2,174万円

#### 1. 学童クラブ補助金 3億384万円

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、一定の条件を満たした放課後児童健全育成事業を実施している学童クラブに対し、町から補助金を助成し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。学童クラブの運営に係る費用のほか、支援員の人件費の上乗せや障がい児の受入、送迎などの実施状況により、補助額が加算されます。

費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

#### 【学童クラブ別補助額一覧】

|    |                |         |    |              |         |
|----|----------------|---------|----|--------------|---------|
| 1  | みやび学童クラブ       | 1,045万円 | 14 | 第2ドルチェ学童クラブ  | 921万円   |
| 2  | よなは学童クラブ       | 1,296万円 | 15 | 正道スマイリークラブ   | 1,466万円 |
| 3  | よなは第2学童クラブ     | 1,446万円 | 16 | いこい学童クラブ     | 1,486万円 |
| 4  | 北丘学童クラブ        | 1,015万円 | 17 | いこい第2学童クラブ   | 1,354万円 |
| 5  | 第2北丘学童クラブ      | 841万円   | 18 | 翔南学童クラブ      | 1,028万円 |
| 6  | 学童クラブVI-VA     | 848万円   | 19 | みつわ学童クラブ     | 1,438万円 |
| 7  | 学童クラブVI-VAぷらす  | 848万円   | 20 | 学童クラブうーまく家   | 1,336万円 |
| 8  | こもれば学童         | 1,314万円 | 21 | 竹の子学童クラブ     | 1,033万円 |
| 9  | いろは学童クラブ       | 1,011万円 | 22 | 第二竹の子学童クラブ   | 1,278万円 |
| 10 | みつば学童クラブ       | 1,028万円 | 23 | 津嘉山学童クラブ     | 971万円   |
| 11 | キッズクラブ カナカナ    | 1,001万円 | 24 | 津嘉山うむさ学童クラブ  | 1,319万円 |
| 12 | キッズクラブ Linkリンク | 1,123万円 | 25 | 桃の木学童クラブ(新設) | 1,450万円 |
| 13 | ドルチェ学童クラブ      | 1,007万円 | 26 | かなさ児童クラブ(新設) | 1,481万円 |

#### 【事業別補助額】

##### ●放課後児童健全育成事業(運営費補助) 1億6,066万円

一定の基準を満たす学童クラブへの運営に係る費用の補助

##### ●障害児受入推進事業 4,420万円

障がい児のいる学童クラブに専門知識等を有する支援員等を配置する為の人件費の補助。

##### ●放課後児童支援員等処遇改善事業 5,991万円

支援員の処遇改善に取り組むとともに18時半を超えて学童保育事業を実施している学童クラブへの支援員の処遇改善に必要な費用の補助



↑キッズクラブ カナカナ

# 子ども・子育て支援の充実

## ●送迎支援事業 110万円

児童の安全・安心を確保するために実施している、車両送迎に必要な燃料費の補助

## ●運営支援事業(家賃補助) 2,068万円

保護者の利用料負担軽減及び、学童クラブ運営の安定化を図るため、民家やアパート等を借用して平成27年度以降に新たに開所した学童クラブの家賃の補助

## ●学童クラブ障害児受入強化推進事業 600万円

3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受け入れに必要な専門知識等を有する支援員等を配置する為の person 費の補助

## ●放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 1,129万円

学童クラブで働く職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げる為の person 費の補助



↑ 学童クラブVI-VA

## 2. 学童クラブICT化推進事業補助金 1,300万円

学童クラブにおいて、業務のICT化を行うためのシステム導入に要した初期費用の補助を行います。1クラブ(支援)につき、1回のみ活用できる補助です。

費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

## 3. 学童クラブ支援員等資質向上研修事業 90万円

学童クラブの職員が子ども達を見守るために必要な知識や技術の習得、課題や事例を共有するための研修を行うことにより、職員の資質の向上を図ります。

費用は国・町でそれぞれ1/2ずつ負担しています。

研修コース: 共通、初任、中堅・主任、障がい児担当研修

研修内容: 児童クラブ環境整備、学童保育の目的と役割、安全対策等

## 4. 放課後児童クラブへの巡回支援事業 400万円

学童クラブにおいて、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもへの質の高い支援を確保するための助言・指導等を行うことを目的として、巡回アドバイザーを設置します。

費用は国・町でそれぞれ1/2ずつ負担しています。



## 放課後児童の居場所づくり支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○放課後児童の居場所づくり支援事業

3,088万

保護者の利用料負担軽減及び、学童クラブ運営の安定化を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、民家やアパート等を借用して、平成26年度以前から運営を行っている学童クラブに対して一ヶ月255,500円を上限とする家賃補助や、学童クラブが、生活保護世帯及びひとり親家庭、非課税世帯に対し学童保育料を減免した金額の補助(利用児童一人につき保育料の半額補助(月額上限5,000円))を行います。

また、令和6年度からは、クラウドシステムを導入し、児童の入退所や職員の出退勤などのICT化を図ることで、更なる学童クラブ運営の安定を目指します。

#### 1. 学童クラブ家賃補助金 1,989万円

※補助対象 13支援クラブ

みやび学童クラブ、よなは学童クラブ  
北丘学童クラブ、学童クラブVI-VA  
学童クラブVI-VAぷらす、いろは児童クラブ  
みつば児童クラブ、キッズクラブカナカナ、  
ドルチェ学童クラブ、第二ドルチェ学童クラブ、  
翔南学童クラブ、竹の子学童クラブ、  
津嘉山学童クラブ

↓みつわ学童クラブ



#### 2. 学童クラブ保育料減免補助金 780万円

※補助対象 26支援クラブ(全学童クラブ)

学童保育料の半額(上限5,000円)の補助 5,000円×130人×12ヶ月

#### 3. 学童クラウドシステム委託料 319万円

学童クラブの質の向上及び運営の平準化を図り、安心して児童を預けられる環境を整えるために、児童の入退室所管理や施設情報及び業務報告等を行うことが出来るクラウドシステムを導入し、活用します。



正道スマイリークラブ →

# 子ども・子育て支援の充実

## ファミリーサポートセンター事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○ファミリーサポートセンター事業

661万円

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしてほしい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いができる人(サポート会員)が会員登録し、有償でお互い地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動を行う事業です。会員の登録、講習会等の実施、サービスの実施など相互援助活動がスムーズに行われるよう様々なサポートを行うとともに、安心して子育てができるよう仲介・調整を行い、子育て世代の福祉の向上を図っています。

#### 【主な援助の内容】

- ①保育施設等の保育開始時間前や保育終了後の子どもを預かること
- ②保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ③学童保育終了後に子どもを預かること
- ④子どもが軽度の病気の時に預かること
- ⑤冠婚葬祭又は行事等の時に子どもを預かること
- ⑥保護者の病気の時、急用がある時に子どもを預かること

主な経費 ファミリーサポートセンター事業委託料 661万円

※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

○令和6年3月末現在会員数

おねがい会員 423人、サポート会員 119人、どっちも会員 58人 合計 600人

★ファミリーサポートセンターについてのお問い合わせ 889-3327(町社会福祉協議会)

ファミサポ はえばる

検索



で検索をお願いします！

## 地域子育て支援拠点事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○地域子育て支援拠点事業

3,027万円

地域子育て支援拠点事業とは、保育所等の地域の身近な場所で、子育て家庭が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供・助言、子育てサークルなどへの支援や地域の保育需要に応じた支援を行う事業です。

主な経費

宮平保育所運営費 435万円

法人保育園補助金

(かねぐすく保育園・津嘉山保育園、  
よなは第2保育園) 2,592万円



▲サンタクロースからプレゼントもらったよ♪

※費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

# 子ども・子育て支援の充実

## 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○児童手当事業

10億9,440万円

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に対し、以下の金額を支給する制度です。

※令和6年10月分から制度改正に伴い、対象年齢及び児童手当の額が変更になります。

児童手当の額

【令和6年9月分まで】

| 児童の年齢          | 児童手当の額<br>(1人当たり月額)        |
|----------------|----------------------------|
| 3歳未満           | 一律 15,000円                 |
| 3歳以上～<br>小学生年齢 | 10,000円<br>(第3子以降は15,000円) |
| 中学生年齢          | 一律 10,000円                 |

【令和6年10月分から】

| 児童の年齢                       | 児童手当の額<br>(1人当たり月額) |
|-----------------------------|---------------------|
| 3歳未満<br>(第1子・第2子)           | 15,000円             |
| 3歳以上～<br>高校生年齢<br>(第1子・第2子) | 10,000円             |
| 全年齢<br>(第3子以降)              | 30,000円             |

【費用負担内訳】

|    | 国庫負担金     | 県負担金      | 町負担       |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 割合 | 70%       | 15%       | 15%       |
| 金額 | 7億5,919万円 | 1億6,524万円 | 1億6,525万円 |

※費用負担割合も令和6年10月分より変更有り。

【児童手当事業費】

消耗品費 1万円 印刷製本費 12万円

通信運搬費 104万円 児童手当費 10億8,968万円

【制改正関係費】

令和6年10月分から制度が改正されることに伴って発生する費用 355万円

(会計年度職員報酬、システム改修費 等)

### ○児童扶養手当事業

父母の離婚等で、父親や母親と生計を共にできない児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)が育成される家庭(ひとり親家庭など)に以下の金額を支給する制度です。

なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

## 子ども・子育て支援の充実

| 区分                     | 全部支給(月額) | 一部支給(月額)          |
|------------------------|----------|-------------------|
| 児童が1人の場合               | 45,500円  | 45,490円 ～ 10,740円 |
| 児童2人目の加算額              | 10,750円  | 10,740円 ～ 5,380円  |
| 児童3人目以降の加算額<br>(1人につき) | 6,450円   | 6,440円 ～ 3,230円   |

※手当額は、所得等に応じて減額・支給停止になります。

児童扶養手当 認定世帯数(各年8月現在)

| 区分   | 死別 | 離別  | 未婚の母 | 障害(父) | 重複 | 遺棄 | その他 | 計   |
|------|----|-----|------|-------|----|----|-----|-----|
| 令和3年 | 7  | 512 | 60   | 6     | 22 | 0  | 0   | 607 |
| 令和4年 | 11 | 526 | 59   | 7     | 23 | 0  | 2   | 628 |
| 令和5年 | 12 | 536 | 70   | 7     | 16 | 0  | 1   | 642 |

### ○特別児童扶養手当事業

身体や精神に障害がある20歳未満の児童を養育している人に以下の金額を支給する制度です。なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

| 1級の児童1人(月額) | 2級の児童1人(月額) |
|-------------|-------------|
| 55,350円     | 36,860円     |

※手当は、所得等に応じて支給停止になる場合があります。

特別児童扶養手当 認定支給対象児童数(各年12月現在)

| 区分   | 外部障害 | 内部障害 | 知的障害 | 精神障害 | 知的+精神 | 重複 | 計   |
|------|------|------|------|------|-------|----|-----|
| 令和3年 | 19   | 23   | 61   | 151  | 76    | 4  | 334 |
| 令和4年 | 17   | 22   | 56   | 176  | 93    | 7  | 371 |
| 令和5年 | 21   | 19   | 61   | 202  | 92    | 6  | 401 |



## 認定こども園事業・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○認定こども園事業・補助

1億1,621万円

認定こども園は、教育を必要とする満3歳から小学校就学前の児童(1号認定児童)と保護者が就労、病気や出産などを理由に保育を必要とする小学校就学前の児童(2号・3号認定児童※)を受入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所(園)の両方の良さを持った施設です。

南風原町内にはこれまで認定こども園はありませんでしたが、平成31年度より開邦幼稚園が私立幼稚園から認定こども園へ移行しました。令和3年度からは2歳児の受入れも開始しました。

認定こども園の運営は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて行われています。

#### 《主な経費》

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 施設型給付費(認定こども園運営費) | 1億1,621万円 |
| (財源内訳)            |           |
| 国庫支出金             | 5,112万円   |
| 県支出金              | 2,441万円   |
| 町負担               | 4,068万円   |

#### 《対象施設》 (以下は令和5年度実績です)

- ①開邦幼稚園(町内)
- ②光の子幼稚園(那覇市)
- ③相愛幼稚園(那覇市)
- ④ナザレ幼稚園(那覇市)
- ⑤聖マタイ幼稚園(豊見城市)
- ⑥童夢認定こども園(那覇市)
- ⑦善隣幼稚園(西原町)
- ⑧津山幼稚園(糸満市)
- ⑨かぐらこども園(那覇市)
- ⑩米須こども園(糸満市)
- ⑪あおぞらこども園(南城市)
- ⑫識名さつき認定こども園(那覇市)
- ⑬愛心こども園(那覇市)
- ⑭第2愛心こども園(那覇市)
- ⑮ポプラこども園(那覇市)
- ⑯わかば認定こども園(那覇市))
- ⑰ゆたか認定こども園(豊見城市)
- 他 8園



▲ まちをきれいに！きもちいい～

# 子ども・子育て支援の充実

## 幼児教育・保育無償化事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

### ○幼児教育・保育無償化事業

3,305万円

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる利用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。

#### 【対象者】

- ・3歳児クラス～5歳児クラスのすべての子ども
- ・満3歳で幼稚園や認定こども園(教育認定)へ入園した子ども
- ・0歳児クラス～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども

#### 【対象範囲】

- ・保育所、認定こども園の保育料: 上限額なし(保育料全額無償化)
- ・幼稚園の保育料: 月額25,700円までの範囲で無償化
- ・認可外保育施設等の保育料: 0～2歳児クラス: 月額42,000円までの範囲で無償化  
3～5歳児クラス: 月額37,000円までの範囲で無償化
- ・預かり保育料: 月額上限11,300円までの範囲で無償化(日額450円)



#### 【主な経費】

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| ・会計年度任用職員報酬(※期末手当、通勤手当等含む) | 524万円   |
| ・通信運搬費等                    | 26万円    |
| ・子育てのための施設等利用給付費           | 2,755万円 |

※上記の費用は、国1/2、県1/4、町1/4負担しています。

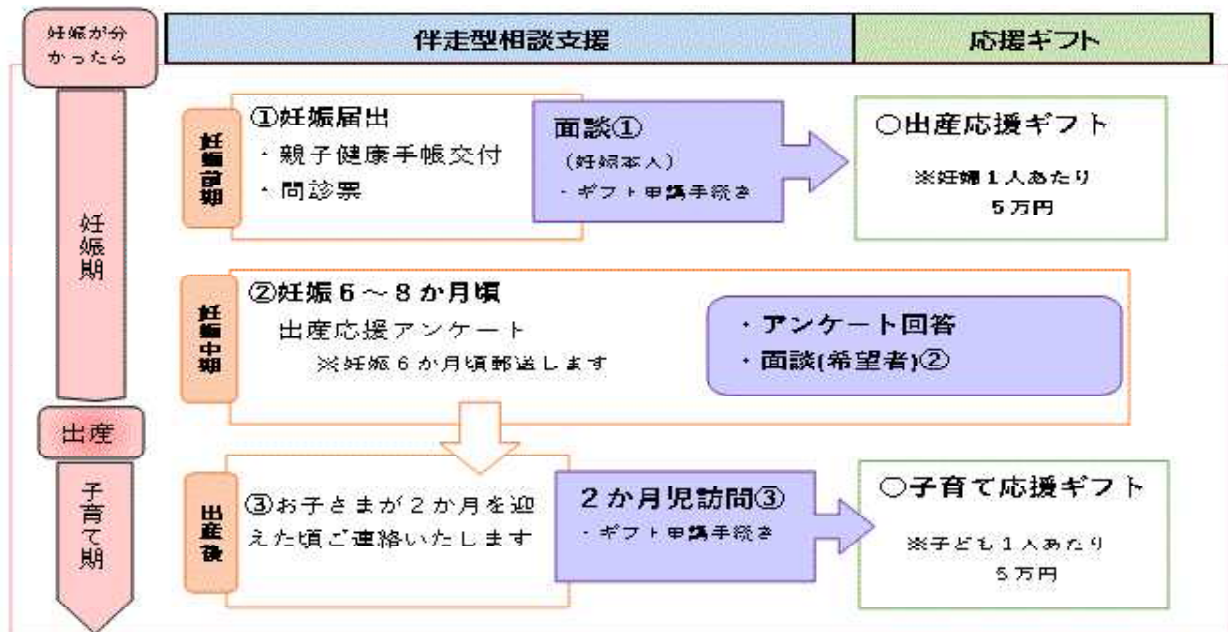
## 出産・子育て応援事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

### ○出産・子育て応援事業

7,333万円

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と応援ギフトの給付を一体として実施します。



### 主な経費

|             |         |
|-------------|---------|
| 出産・子育て応援給付金 | 6,075万円 |
| 会計年度任用職員報酬  | 725万円   |
| その他の経費      | 533万円   |

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 包括的支援事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

### ○包括的支援事業

4,607万円

#### 1. 地域包括支援センター 【3,736万円】

地域包括支援センターは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援等を行う高齢者の総合的な相談支援の拠点です。

- 具体的には
- ① 高齢者に関する介護・保健・福祉・医療等の総合相談。
  - ② 高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進、困難事例の対応等権利擁護に関する支援。
  - ③ 要支援1, 2と認定された方・基本チェックリスト該当者のケアプラン作成。
  - ④ 関係機関との調整や、ケアマネジャーの支援。
  - ⑤ 地域ケア会議の開催

#### 主な経費

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 地域包括支援センター運営費      | 3,393万円 |
| 包括支援センターシステムに係る経費等 | 295万円   |
| 地域ケア会議講師謝礼金        | 48万円    |



#### 2. 在宅介護支援センター運営事業(地域型) 【867万円】

在宅介護支援センターは、高齢者が住みなれた町で安心して暮らしていけるように、介護・保健・福祉の相談などを行う身近な相談窓口です。

各種福祉サービスが利用できるように、地域包括支援センターと連携をとりながら「介護の予防」と「生活の支援」に重点を置いて支援を行います。

- 具体的には
- ① 自宅での介護に関する相談を行います。
  - ② 介護サービスを受ける為の利用手続きをお手伝いします。
  - ③ 保健・福祉・介護サービス等の紹介をします。
  - ④ 介護保険に該当しない方々への生活支援サービスを紹介します。
  - ⑤ 高齢者の生活状況を把握し課題の早期発見・解決の支援を行います。

#### 主な経費

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 在宅介護支援センター運営事業委託料<br>(町社会福祉協議会へ委託) | 867万円 |
|------------------------------------|-------|

#### 3. 地域包括ケア推進協議会 【4万円】

地域包括支援センターの適切な運営に関する事項等や福祉事業の円滑な推進のため推進協議会を設置しています。

#### 主な経費

|               |     |
|---------------|-----|
| 地域包括ケア推進委員謝礼金 | 4万円 |
|---------------|-----|



# 障がい者（児）・高齢者支援の充実

## 生活支援体制整備事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

### ○生活支援体制整備事業

1,358万円

高齢者の生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的に、生活支援サービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置しています。

#### 1. 生活支援コーディネーターの配置（町社会福祉協議会及び千尋会に委託）

生活支援コーディネーターは、町社会福祉協議会に2名、千尋会に1名配置し、民間企業やボランティア、自治会、社会福祉協議会等、地域の多様な社会資源を活用しながら取組みのコーディネート機能を担い、地域での一体的な活動を推進します。具体的に以下の業務を行います。

##### ①資源開発

- ・地域に不足する生活支援サービス、支援の創出
- ・サービスや生活支援の担い手の養成
- ・元気な高齢者が担い手として活動する場の確保等

##### ②ネットワーク構築・関係者間の情報共有

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間の連携体制づくり等

##### ③ニーズと取組のマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング等

#### 2. 協議体の設置

生活支援コーディネーターと協力しながら、多様な生活支援サービスの提供主体等と定期的な情報共有及び連携・協働による新たな生活支援サービスの創出を行うネットワークの場として「協議体」を運営します。

主な経費      生活支援コーディネーター委託料等      1,358万円



## 障がい者（児）・高齢者支援の充実

### 3. 介護用品支給事業 【70万円】

自宅で高齢者を介護している家族の負担を軽減し要介護者の家庭生活の継続と向上を図るため介護用品を支給します。（介護保険第2号被保険者で特定疾病に該当する者を含みます）

主な経費 介護用品消耗品費 70万円

対 象 者：本町に住所があり、要介護4又は5に相当し、町民税非課税世帯で自宅に住む高齢者などを介護している家族。（入院中は給付を受けることができません）

給付の方法：町に申請して給付券を受取り、町が指定した薬局で給付券を提示し必要な用品と交換します。

給 付 額：1人あたり年額10万円（上限）

用品の種類：紙おむつ、尿とりパット、消臭剤等

### 4. 南風原町介護者の会（にじの会）補助金 【10万円】

にじの会は、在宅で家族を介護している方等が会員となって組織する当事者団体です。

会員相互の交流をはじめ、介護に関する情報交換及び福祉制度・サービスに関する学習会等をととして介護者の心身リフレッシュや介護負担の軽減を図ることで「よりよい介護」を目指した様々な事業・活動を実施しています。

主な経費 南風原町介護者の会（にじの会）補助金 10万円

## 認知症施策推進事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

### ○認知症施策推進事業

670万円

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症の容体の変化に応じ、すべての期間を通じて必要な医療・介護などが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築することを目的に事業を推進します。

#### 1. 認知症地域支援推進員の配置 【645万円】

地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図る為の取り組みを推進するための、中心的な役割として認知症地域支援推進員2名の配置を行います。具体的には以下の業務を行います

- ①認知症の方やその家族を支援する相談や関わり方の指導
- ②認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ③認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護等の提供

主な経費 看護師嘱託員報酬等（認知症地域支援推進員） 645万円

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

### 2. 認知症初期集中支援チームの設置 【9万円】

専門医・専門職で構成するチームで、認知症の方やその家族に早期に関わり、認知症の早期診断・対応に向けて支援を行う事業です。

主な経費            認知症初期集中支援チーム等謝礼金            9万円

### 3. 認知症カフェ 【16万円】

認知症の方や家族、地域住民が認知症について学び、交流する場を作ります。

主な経費            講師謝礼金等            16万円

## 介護予防事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

### ○介護予防事業

4,668万円

#### 1. 一般高齢介護予防通所事業(地域型) 【1,593万円】

地域の公民館・集会所・ちむぐる館(中央型)を拠点にして健康チェック・レクリエーション・介護予防運動・趣味活動(グラウンドゴルフ、健康講話、手工芸など)を提供し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消や自立した生活の支援を行います。

主な経費            一般高齢介護予防通所事業委託料            1,593万円  
18の自治会で実施しています。

実施施設    : 「各自治公民館・集会所」



▲地域ミニデイサービスのようす(喜屋武)



▲中央型ミニデイのようす(ちむぐる館)

#### 2. 食の自立支援サービス事業(配食サービス) 【258万円】

自宅で生活する高齢者が健康で自立した生活を送ることができるために、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康の維持を図ると共に、安全の確認をするなど生活の支援を行います。



# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

|      |                                                                |       |
|------|----------------------------------------------------------------|-------|
| 主な経費 | 食の自立支援サービス事業委託料                                                | 258万円 |
| 対象者  | ： おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯やこれに準ずる世帯の高齢者等かつ調理が困難な方で支援が必要だと認めた方。 |       |
| 内 容  | ： 月曜から金曜、昼食、夕食で必要な範囲で決定。(年末年始除く)                               |       |
| 利用料  | ： 1食 300円                                                      |       |

## 3. 高齢者水中運動教室 【536万円】

膝・腰などの関節に疾患がある方等を対象に、水中運動による症状改善を目的として、高齢者水中運動教室を開催します。

|      |                                    |                           |       |
|------|------------------------------------|---------------------------|-------|
| 主な経費 | 一般介護予防事業                           | 水中運動教室委託料(一般クラス、2教室)      | 67万円  |
|      | 一般介護予防事業                           | 水中運動教室委託料(フォローアップクラス)(通年) | 258万円 |
|      | 介護予防・生活支援サービス事業                    | 水中運動教室委託料(通年)             | 211万円 |
|      | (要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方) |                           |       |

## 4. 運動機能向上事業 講師謝礼金 【117万円】

### ①一般介護予防事業(訪問型サービス事業)

保健師・看護師・運動指導士・リハビリテーション職の専門職が、要介護状態及び要支援状態になるおそれのある高齢者の居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施することにより、要介護状態等になることを予防し自立した生活を送れるよう支援します。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 13万円

### ②一般介護予防事業(地区公民館)

運動習慣を身につけ、筋力柔軟性の向上を図ることで要介護状態となることを予防するため、月2回運動指導士等を派遣して指導しています。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 96万円

### ③ノルディックウォーキング教室講師謝礼金

ノルディックウォーキングとは、専用のポールを使用するウォーキングで、膝の関節・脊柱への負担を軽減し、効果的な「有酸素運動」として、下半身だけではなく、腕や上半身の筋肉など全身を使うエクササイズです。

主な経費 ノルディックウォーキング教室講師謝礼金 8万円



◀ 第2団地集会所での体操教室の様子

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 5. リハビリテーション専門職謝礼金 【53万円】

地域における介護予防の取組みを機能強化し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、高齢者の自立支援に対する取組みを推進します。

主な経費 リハビリテーション専門職謝礼金 53万円

## 6. 操体事業 講師謝礼金 【24万円】

介護予防を目的とした健康体操の一つとして、操体法の講師を派遣して指導しています。

主な経費 操体事業講師謝礼金 24万円

実施場所 町総合保健福祉防災センター(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)  
津嘉山児童館(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)

## 7. 運動機能向上事業 【681万円】

一般介護予防事業は、高齢者の介護予防を促進するため、専門の事業者が安全かつ効果的に運動プログラムで指導します。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、個々に合わせたプログラムを作成し、健康運動指導士等の専門員による自重負荷運動やマシントレーニング等を指導、週2回で3ヶ月程度実施します。

主な経費 一般介護予防事業

筋力トレーニング教室(一般・フォローアップ)(通年)委託料 259万円

介護予防・生活支援サービス事業

筋力トレーニング教室(通年)委託料 422万円



▲運動機能向上事業(一般介護予防事業)  
「NB沖縄」

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

### 8. 総合事業プラン作成委託料 【314万円】

要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

主な経費 総合事業プラン作成委託料 314万円

### 9. その他、介護予防事業 【1,092万円】

介護予防事業実施をスムーズに行うため保健師、看護師を配置し各種介護予防事業を実施していきます。

主な経費 介護予防事業看護師・運動指導士報酬等 1,044万円  
その他需用費・役務費・使用料等 48万円

## 介護保険運営事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

### ○介護保険運営事業

4億743万円

南風原町の介護保険は、「沖縄県介護保険広域連合」に加入し運営されています。介護保険広域連合が安定的に運営されるよう、介護給付費及び予防給付費に要する費用の12.5%に相当する額を介護保険広域連合に支出しています。

主な経費

沖縄県介護保険広域連合負担金 4億205万円  
・一般会計にかかる予算 7,471万円  
・特別会計にかかる予算 3億2,734万円  
(介護保険給付費等 3億132万円、予防給付費等 2,602万円)  
・窓口受付業務会計年度任用職員・その他の経費 538万円

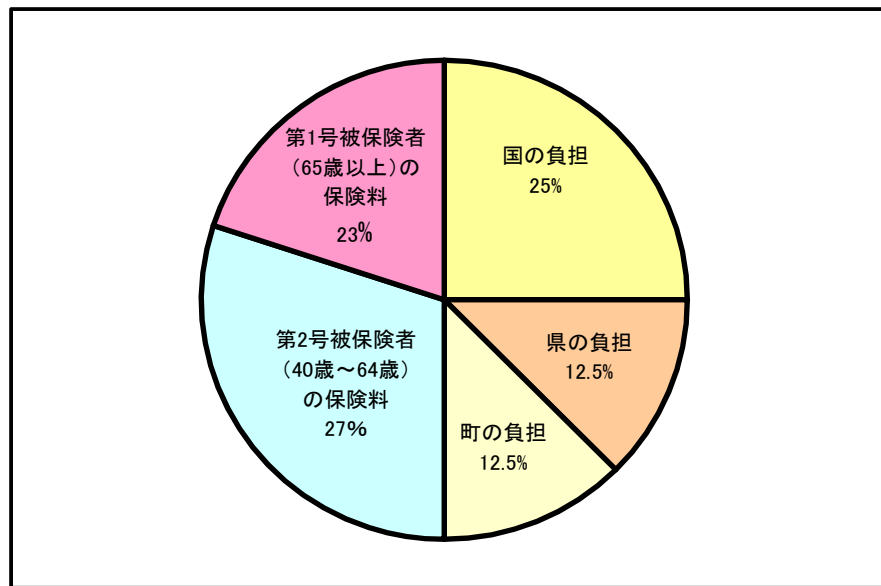


【沖縄県介護保険広域連合】 <http://www.okinawa-kouiki.jp/index.html>

広域連合では、29市町村が一つの大きな組織を作ることによって、介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図っていきます。また、構成市町村の英知を結集して、保険料やサービスの適正化をはじめ、離島などサービス基盤の不十分な地域への対策など、諸課題の解決に取り組むことによって、効率的で質の高い事業の実施を目指しています。

構成市長村の給付費水準が縮小したことから、令和6年度から広域連合内のどの市長村にお住まいでも同じ保険料となる、均一賦課を実施します。また所得金額に応じて令和6年度より16段階の保険料を設定しており、低所得者向けに公費を投じて、第1段階～第3段階の保険料の軽減を行います。

# 障がい者（児）・高齢者支援の充実



介護保険の負担割合グラフ（保険料50%、公費50%）

## 高齢者地域支援体制整備・評価事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

### ○高齢者地域支援体制整備・評価事業

802万円

#### 1. 軽度生活援助事業

この事業は、日常生活をしていくことに支障がある高齢者世帯に対して、家事をするホームヘルパー（お手伝い）を派遣し、高齢者の健康の維持や生活の安定を目的とします。65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方が対象です。費用は1時間当たり120円で利用できます。

主な経費 軽度生活援助事業委託料 103万円

サービスの内容

- ①食事の準備、片付け
- ②ふとんなどの日干しや衣類の洗濯、出し入れ
- ③家の中の掃除
- ④買い物支援



#### 2. ふれあいコールサービス事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ定期的に電話をかける事で、健康状態の確認や心のふれあいを図ります。週3回利用することができ個人負担はありません。

主な経費 ふれあいコールサービス事業委託料 50万円



## 3. 福祉電話設置事業

福祉電話は所得の低い1人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります。基本料金・通話料は本人負担となります。

|      |         |     |
|------|---------|-----|
| 主な経費 | 福祉電話設置費 | 2万円 |
|------|---------|-----|

## 4. 外出支援サービス事業

- ① 町に住所を有するおおむね65歳以上の在宅高齢者で、一般の交通機関を利用する事が困難な方に対し、リフト付きワゴン車で自宅と医療機関等の送迎を行います。

利 用 料 : 無料

利用時間 : 月～金曜日の午前9時から午後5時(祝日・年末年始は休み)

利用範囲 : 町内及び隣接する市町村

- ② 高齢者の方で歩行に不安があるために、自分で「一般高齢介護予防通所事業」の提供場所(地域公民館・集会所)まで歩くことが困難で、家族などの援助が困難な方の送迎を行います。(利用料は無料です)

主な経費 外出支援サービス事業委託料 403万円(町社会福祉協議会へ委託)

## 5. 高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業

買物、通院等の外出の際に、経済面などでタクシー利用を控えている高齢者で家族等の支援が得られない方など、在宅の高齢者及び高齢者のみ世帯へタクシー利用券を交付します。タクシー利用料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減、日常生活の利便性向上、自立した生活を支援します。

### ■対象者

- ①本町に在住し、かつ住民登録のある方
- ②70歳以上の方(介護保険施設、高齢者向け施設入所者を除く)のみで構成される世帯に属していること
- ③世帯全員が町民税非課税であること
- ④世帯内に自家用自動車を所有している者がいないこと
- ⑤町内に自家用自動車を所有する協力的な親族等がいないこと

### 主な経費

|               |       |
|---------------|-------|
| タクシー利用券印刷費    | 4万円   |
| タクシー会社委託料     | 230万円 |
| 外出支援システム保守委託料 | 10万円  |



# 障がい者（児）・高齢者支援の充実

## 重度心身障がい者（児）医療費助成事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

### ○重度心身障がい者（児）医療費助成事業

6,135万円

心身に重度の障害のある方の医療費の自己負担額分（保険適用外診療や高額療養費、付加給付、食事療養費は除く）に対し、助成を行います。

#### 主な経費

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 重度心身障がい者（児）医療費助成金 | 6,087万円 |
| 事務委託料等            | 48万円    |

#### 【医療費助成対象者】

医療保険に加入している方で障害の程度が次のいずれかに該当する方

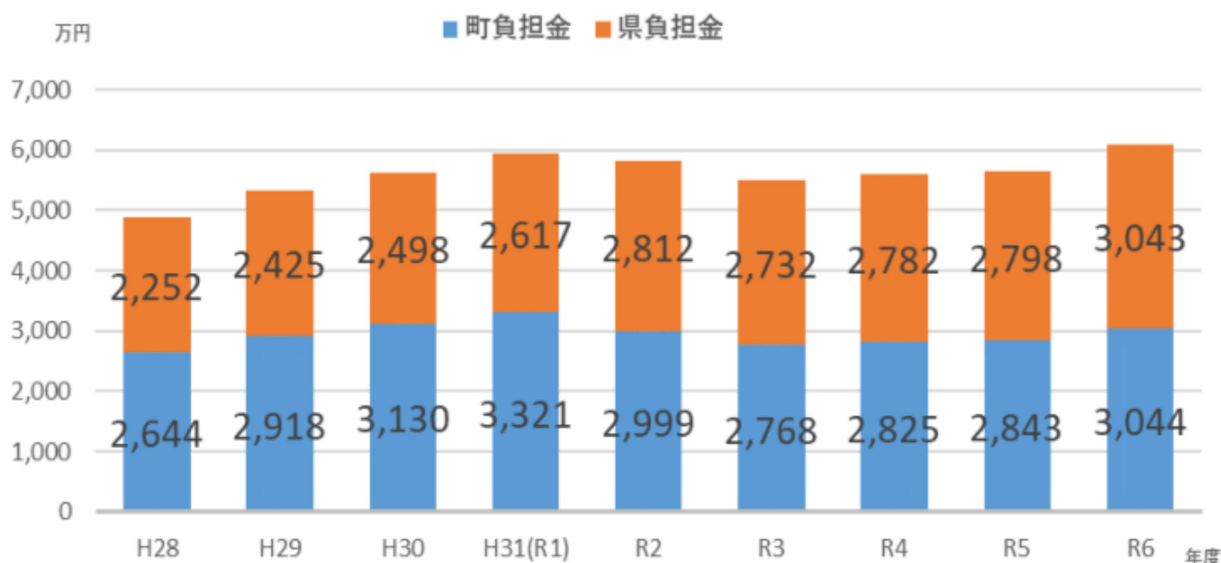
1. 身体障害者手帳1級または2級の方
2. 療育手帳A1またはA2の方
3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方
4. 療育手帳B1かつ特別児童扶養手当1級の支給を受けている方
5. 療育手帳B1かつ障害年金1級を受給している方

※療育手帳は沖縄県が交付しているものに限りです。

※受給には資格認定申請が必要です。

また所得による制限があり、毎年所得審査を行います。

## 重度心身障がい者（児）医療費助成事業 年度別当初予算



# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 自立支援医療費事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

### ○自立支援医療費事業

6,813万円

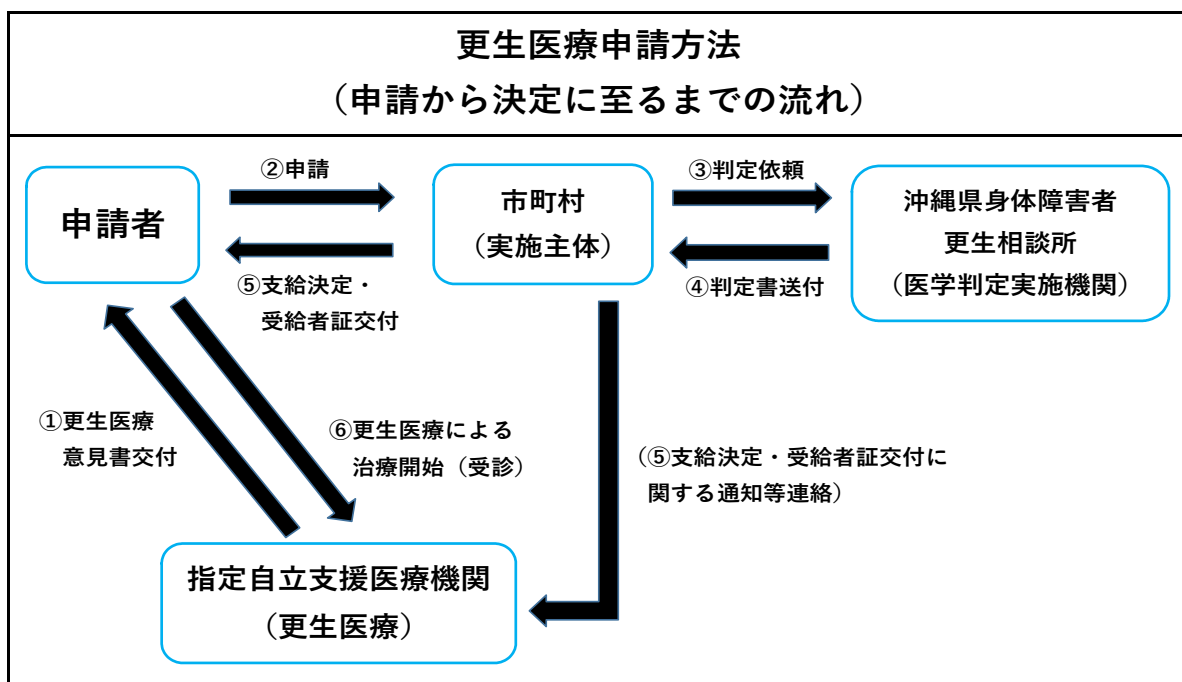
#### 1. 更生医療給付事業 【5,826万円】

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上をはかるために必要な医療(医療に要する費用)が必要とされた場合に、更生医療費の給付(支給)を行います。

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。

#### 【公費負担の内容】

角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術(ペースメーカー埋込み手術等)人工透析療法、じん臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法、抗HIV療法など



#### 2. 育成医療給付事業 【191万円】

医療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、その身体障がいを軽減・除去する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

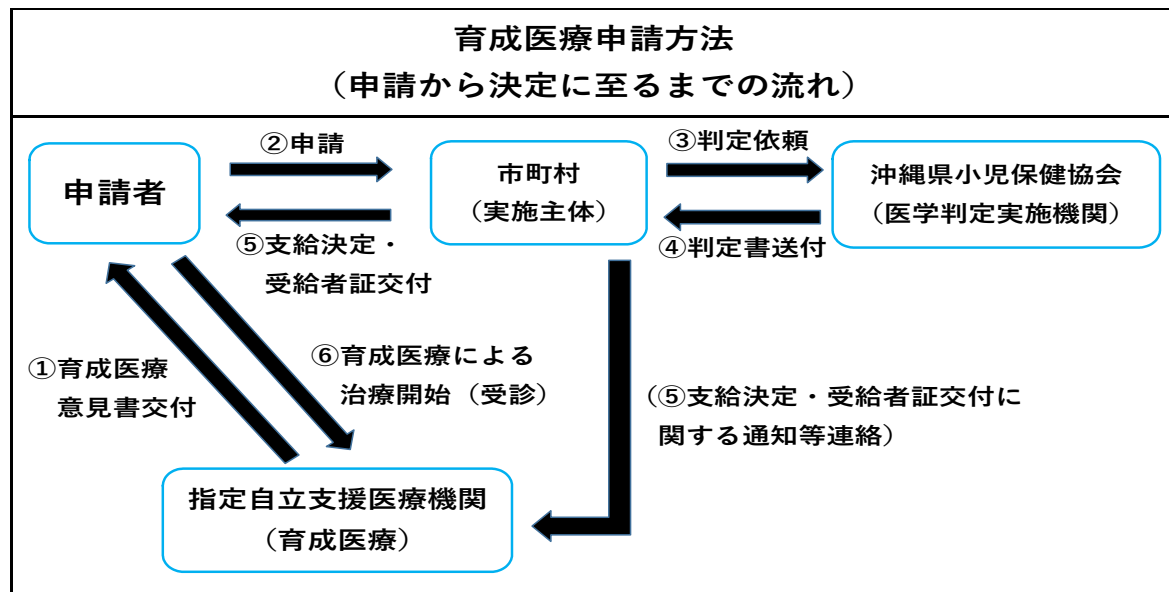
※対象となる障がいと標準的な治療の例

- ・股関節脱臼・耳奇形・口蓋裂等⇒形成術
- ・唇顎口蓋裂の手術以外に歯科矯正が必要な場合
- ・心臓手術、人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
- ・小腸機能障害⇒中心静脈栄養法
- ・HIVによる免疫機能障害の抗HIV療法、免疫調節療法等
- ・その他の先天性内臓障害等の外科手術等

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。



# 障がい者(児)・高齢者支援の充実



## 3. 療養介護医療給付事業 【780万円】

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関(施設)での医療にかかる給付を行う事業です。

## 4. 自立支援医療費審査事務手数料 【16万円】



## 市町村地域生活支援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

### ○市町村地域生活支援事業

6,848万円

障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」とする。)が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者等の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に実施しています。

## 1. 意思疎通支援事業 【557万円】

### ①手話通訳設置事業 (349万円)

意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者等の支援を目的に手話通訳者を配置し庁舎内での支援や外出先での手話通訳者派遣支援の調整を行っています。

(主な経費) 手話通訳士会計年度任用職員報酬等 349万円



# 障がい者（児）・高齢者支援の充実

## ②手話・要約筆記奉仕員派遣事業（177万円）

聴覚障がい者の要望に応じて、通院や学校行事（三者面談、家庭訪問など）、会議や講演会などへの手話・要約筆記奉仕員の派遣（斡旋）をします。また、時間外及び休日の緊急時派遣は委託にて実施しています。

（主な経費） 手話・要約筆記奉仕員派遣報償費等 96万円

時間外緊急コミュニケーション支援事業委託料 53万円

感染防止対策費 1万円 遠隔手話通訳に係る経費 24万円

頸肩腕症検診料 2万円 保険料 1万円

## ③手話奉仕員養成講座（31万円）

聴覚障がい者への初歩的なコミュニケーション方法を学習すると共に、聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座です。南城市、八重瀬町との共同開催で実施します。

## 2. 相談支援事業 【2, 315万円】

### ①障害者支援相談事業委託料（1, 911万円）

地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について障がい者等や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うため支援相談員を配置します。町社協へ委託して事業を実施します。

### ②基幹相談支援センター設置事業（404万円）

町社協に委託する障害者支援相談事業における支援相談員への指導助言・人材育成、権利擁護及び虐待防止体制の支援等を行うため基幹相談支援員を配置します。また、町社協、地域包括支援センター、児童福祉等相談員（こども課）及び各機関と連携し総合的な相談支援体制づくりに取り組んでいきます。

## 3. 南風原町障がい者自立支援協議会等 【18万円】

地域の相談支援をはじめとする、地域の障がい福祉に関する協議をします。

※障がい者等の自立した地域生活を支援するための方策や、処遇困難な障がい者等への支援の方策等を協議します。

## 4. 障がい者虐待防止に係る経費 【47万円】

（主な経費） 障がい者虐待対応専門職会謝礼金 6万円

虐待防止等研修講師謝礼金 1万円

障がい者虐待緊急一時保護委託料 39万円

医師意見書作成手数料 1万円

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 5. 成年後見制度利用支援事業費 【154万円】

障害等により、物事を判断する能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

## 6. 日常生活用具給付等事業 【826万円】

障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付をします。

(主な用具) ストマ、紙おむつ、吸引・吸入器、血圧計、  
視覚障がい者用体温計、聴覚障がい者用情報通信機器(FAX)等

## 7. 移動支援事業 【351万円】

屋外の移動に困難がある障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すために、外出支援を行う事業です。

(主な経費) 移動支援事業費 (348万円)  
地域生活支援事業支払委託料 (3万円)

## 8. 地域活動支援センター機能強化事業 【500万円】

地域で生活する障がい者等が、憩いと利用者間の交流の場として利用する場所です。  
また、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など便宜を図り、機能訓練・社会適応訓練の活性化を目的とする事業です。

## 9. 重度障がい者等就労支援特別事業 【667万円】

重度障がい者等(重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する者)が就労するために必要な支援体制を雇用施策と連携し、構築した上で現行の障害福祉サービスにおいて「経済活動」を理由に、サービスの利用ができない時間がある方に対して、就労するにあたり必要な身体介護等を提供します。

## 10. 発達障がい児支援事業 【412万円】

「親子通園事業」と「ペアレントプログラム」を児童発達支援センターの指定を受ける事業所へ委託し、取り組みます。

(主な経費) 児童発達支援事業委託料 (412万円)

### ①親子通園事業

発達が気になる子(未就学児)の保護者が子どもと一緒に小集団で行う保育事業に通い、子どもとの関わり方や子どもの特性を「親子通園事業」の職員と共に考えます。

### ②ペアレントプログラム

保護者が子どもの発達の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう学習方式で行うプログラムを行います。

## 11. その他の地域生活支援事業 【1, 001万円】

### ①日中一時支援事業 （175万円）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を支援することを目的とする事業です。

### ②社会参加支援事業 （90万円）

#### イ. 声の広報等発行事業 48万円

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、声での訳などの方法を使って、町の広報や障がい者が地域生活をする上で、必要度の高い情報などを定期的に提供します。町のホームページでも声の広報を掲載しています。

#### ロ. レクリエーション活動支援事業 22万円

障がい者等が、個々の能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようスポーツ教室を開催しています。

#### ハ. 自動車運転免許取得・改造助成金 20万円

### ③福祉機器リサイクル事業委託料 （23万円）

不用になった福祉機器を譲り受け修理し、必要とする方へ貸し出しを行っています。町社協へ委託して事業を実施します。

（対象用具） ・特殊ベッド《介護ベッド》 ・シャワーチェアー ・車椅子等

### ④障害福祉啓発活動に係る経費 （3万円）

### ⑤障害支援区分認定調査等事業 （710万円）

障がい者の介護の必要度を認定するための調査を行います。区分の認定には障害支援区分認定審査会の審査を必要としますので、2カ月程度の期間を要します。

|        |             |       |
|--------|-------------|-------|
| （主な経費） | 区分認定調査員報酬等  | 655万円 |
|        | 主治医意見書作成手数料 | 55万円  |

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 介護給付・訓練等給付事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

### ○介護給付・訓練等給付事業

16億9,920万円

心身に障がいや難病等がある方に、障がいの程度や介護の必要度、また身の周りの状況等によって、生活を支えるための様々なサービス等を提供します。

#### 1. 障害福祉サービス(障がい者を対象) 【10億8,173万円】

##### ①居宅介護

障がいのある方で、日常生活に対する支援が必要な方に対して入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助を訪問介護員(ホームヘルパー)が行います。

##### ②重度訪問介護

重度の障がいや常時介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。

##### ③同行援護

視覚障がいの為、移動に著しい困難を有する障がい者と同行し、余暇活動等の外出時に移動に必要な情報の提供をするとともに、排せつ、食事等の必要な支援を行います。

##### ④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を必要とする方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、排せつ等の必要な援助を行います。

##### ⑤療養介護

医療機関(施設)において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等必要な医療を要する方に健康の維持及び療育支援を行います。

##### ⑥生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、主として日中、支援施設等において入浴、排せつ、食事等の日中介護を行い、創作活動又は、生産活動の機会を提供します。

##### ⑦短期入所

介護を行う家族等が、疾病等の理由により、一時的に介護が出来なくなった場合等に障がい者(児)を施設で預かり、必要な支援を行います。



## 障がい者（児）・高齢者支援の充実

### ⑧施設入所支援

施設に入所している障がい者等に対して、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

### ⑨自立訓練《生活訓練》

食事や家事等の日常生活向上のための支援や相談を行い、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の安定を図ると共に障がい者等の生活の安定を図ります。

### ⑩自立訓練《機能訓練》

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

### ⑪就労移行支援

就労を希望する障がい者等に対して、一定期間にわたり職業訓練等を通じて、一般就労に必要な知識、能力向上のための訓練を行います。

### ⑫就労継続支援《A型・B型》

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等において施設へ通所することによって就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行います。

### ⑬共同生活援助

障がい等を持った方が、生活援助体制を備えたアパート等において共同生活による自立した生活が送れるよう支援します。

### ⑭計画相談支援給付

指定特定相談支援事業所が、障害福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援するために作成するサービス等利用計画やモニタリング報告書を基に町は利用者の意向に沿った福祉サービスを決定し支援します。

### ⑮高額障害福祉サービス費

障害福祉サービス、障害児通所（又は入所）支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

# 障がい者（児）・高齢者支援の充実

## 2. 障害福祉サービス（障がい児を対象） 【6億347万円】

### ①児童発達支援

療育が必要な未就学児に対して、個別に集団療育を行い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等、個々の特性にあった支援を行います。

### ②放課後等デイサービス

療育が必要な就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

### ③保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等の支援者に対し、集団生活に適応するための支援方法等の指導・助言を行います。

### ④障害児相談支援給付

障害児通所支援の支給決定を受けた方に対して、指定障害児相談支援事業所が福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援する障害児支援利用計画やモニタリング報告書を作成します。町は障害児支援利用計画を基に利用者の意向に沿った支給決定をします。

### ⑤高額障害児通所給付費

障害福祉サービス、障害児通所（又は入所）支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

## 3. 補装具給付費 【1,088万円】

身体に障がいのある方（児童含む）が日常での生活を向上させるために失われた身体の機能を補うための福祉用具の給付や修理を行います。障がいの内容や程度に応じて、補装具の支給、修理を行います。本人の体に合うよう、オーダーメイドが可能な補装具もあります。

（補装具の例） 義手、義足、義眼、車いす、電動車いす、座位保持装置、補聴器、盲人安全杖、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、短下肢装具等

## 4. 委託料 【241万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の支払いに係る審査事務等に要する処理委託料です。

## 5. 使用料及び賃借料 【71万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の請求に係る二次審査事務を支援することを目的とした総合支援ソフトの使用料及び賃借料です。

# 障がい者（児）・高齢者支援の充実

## 敬老会事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

### ○敬老会事業

69万円

町内に在住する80歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。敬老会では琉球舞踊やエイサーなどの余興で長寿を祝っています。

主な経費

|          |      |         |      |
|----------|------|---------|------|
| 敬老会余興謝礼金 | 15万円 | 敬老会飲食代等 | 54万円 |
|----------|------|---------|------|



▲令和5年度の敬老会（南風原高校余興）

## 高齢者慶祝記念品支給事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

### ○高齢者慶祝記念品支給事業

396万円

高齢者の長寿を祝い、長年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、記念品等を贈ります。  
トーカチ(88歳)の方に記念品を贈呈し、カジマヤー(97歳)、新百歳になられた方に祝状を贈呈します。

主な経費 高齢者慶祝記念品代等 396万円



## 障がい者（児）・高齢者支援の充実

## 敬老月間啓発事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

## ○敬老月間啓発事業(ちゃーがんじゅう元気プロジェクト！)

95万円

高齢化の進展により介護や支援を要する方、認知症の方が、今後さらに増加することが見込まれます。誰もが、住み慣れた地域で健康に高齢期を過ごすことができるよう、老人の日(9月15日)及び老人週間(9月15日～9月21日)にあわせて、敬老月間啓発事業として、65歳以上の高齢者を対象に、ちやーがんじゅう元気プロジェクトを開催します。

町内に在住する高齢者を対象とした自宅参加型イベントで、ウォーキングやラジオ体操、ストレッチ、掃除や草むしりなど生活の中でその方に合った運動を行い、スタンプカードに自身で押印またはサインし、スタンプが20個たまると応募できます。参加した方には抽選でお米券やツナ缶などの景品を贈呈します。参加者から「大変よい取り組みでおもしろい」、「楽しく気軽に参加できる企画ありがとうございます。」、「高齢者がいきいきと運動するきっかけづくりの事業としてとてもユニークだ」など、肯定的な意見が多数あります。

高齢者は、多年にわたり社会の発展に寄与されてきました。豊富な知識と経験を有する者として敬愛し、高齢社会における家族や地域社会の役割を理解し、多世代がお互いに協力して安心と活力ある健康長寿社会を築いていくために、多くの対象者の皆さまの参加をお待ちしております。

## 主な経費

賞品代

70万円

印刷製本費等

25万円

令和3年度 高尾山自然歩道整備事業

# ちゃーがんじゅう元気プロジェクト!

## のお知らせ

**65歳以上のお友だち!**

**9月1日(金)～10月10日(火)まで**

### 運動して健康と景品を手に入れよう!

当選者は10月に通知をお送りします




今年から自然歩道整備プロジェクトがスタートし、高尾山自然歩道整備事業「ちゃーがんじゅう元気プロジェクト」を開始いたします。

この事業は高尾山の自然環境の保全と、みなさんの健康と運動をきっかけづくりの事業です。

ご本人やご家族さんへお声がけして、みんなで楽しみながら歩を動かし、健康づくりを一緒に始めましょう！

また、お力には加算された歩数に応じて景品もプレゼントいたします。その記録をとるために、毎日歩数管理記録表に記入することをお願いしております。

ぜひこの機会に積極的に歩道で楽しみながら自然環境の保全にも貢献してください。

高尾山自然歩道 匠之

---

**ちゃーがんじゅうで賞**



**1万円分お米券 5人**

**5千円分お米券 10人**

※お米券は300日間有効です!

**ツナ缶**

お米券  
2千円分

**サバ缶**

お米券  
もえろごみ3袋

応募には以下の記入が必要です。

|      |    |
|------|----|
| 氏名   | 年齢 |
| 性別   | 住所 |
| 電話番号 |    |
| 性別   | 年齢 |

**アンケート**

1. 歩数管理記録表は必ず記入をお願いします。

おで歩るために、1つだけお力をくださいませんか。

ア：はい      イ：どちらでもない      ウ：知らない

2. ご関係のご意見を教えてください。

問い合わせ先 高尾山自然歩道 匠之 電話 098-888-3534

[illegible]



## IV 工夫と連携で産業が 躍動するまち

# 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 農業委員会運営事業

(担当:経済建設部 農業委員会 事務局長:松本 仁志)

### ○農業委員会運営事業

1,367万円

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会、農業者と団体等の代表によって構成されている公平・公正な農業委員会です。主な業務は、毎月農業委員会総会(会議)を開催し、農地法に基づく許可申請、届書等の審査や、農地と農家の実情把握、農家相談、農地の利用・権利関係の調整等を行っています。

また農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、重点業務である「農地等の利用の最適化」(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進のために「農地利用最適化推進委員」が置かれています。

1. 農業委員・農地利用最適化推進委員報酬(16名) 713万円

2. 会計年度任用職員報酬(1名) 282万円

3. 旅費及び費用弁償 274万円

毎月開催される農業委員会総会や、農地の調査・研修およびパトロール等における交通費として支出しています。

4. 会長交際費 2万円

5. 需用費 13万円

農業者年金の普及推進用のパンフレットや認定農業者への情報提供活動(全国農業新聞購読料)その他事務消耗品費として支出しています。

6. 役務費 13万円

遊休農地意向調査票、農業者年金案内の郵送代として支出しています。

7. 委託料 60万円

農地等総合管理システム保守・機器保守の委託料として支出しています。

8. 使用料 2万円

農地管理タブレットMDM利用料

9. 各種負担金 8万円

沖縄県農業会議負担金、南部地区農業委員会会長会負担金、沖縄県農業委員会等職員協議会負担金として支出しています。



▲ 農地パトロール



▲ 農業委員会総会

# 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 地力増強対策事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:松本 仁志)

### ○地力増強対策事業

334万円

農産物の生産を増やすため土地に栄養を与え、作物を育てる力を強くするための事業です。本町では、農家が農協から堆肥・緑肥種子を購入する際に、その費用の一部を補助します。

#### 主な経費

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 堆肥購入               | 300万円 |
| ※一袋(15kg)に対し50円の補助 |       |
| 緑肥種子の購入            | 9万円   |
| 緑肥ひまわり             | 25万円  |



## さとうきび振興対策事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:松本 仁志)

### ○さとうきび振興対策事業

134万円

本町で営農するさとうきび農家について、苗の無償配布や収穫用ハーベスターの利用料補助、さとうきび競作会の開催など、さとうきび生産振興に寄与する事業に使われる予算です。

#### 主な経費

1. 委託料 54万円  
・さとうきび農家へ無償で配布する苗の育苗を委託する費用です。
2. 負担金、補助及び交付金 67万円  
・さとうきび収穫で使用するハーベスターの利用料金を補助することで、農家の費用負担軽減を図ります。  
※1トンあたり500円以内
3. その他の経費 13万円  
・さとうきび生産見込調査を行うための消耗品費や、さとうきび競作会の報償費等にかかる費用となっています。



# 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 農地深耕・荒廃地解消事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:松本 仁志)

### ○農地深耕・荒廃地解消事業

74万円

遊休農地などの耕作が困難な土地での耕作や、天地かえし作業の効率化のための事業です。パワーショベル等機械を利用した費用の一部を補助します。

#### 主な経費

|             |      |
|-------------|------|
| 農地深耕        | 61万円 |
| ※1坪あたり25円以内 |      |
| 遊休農地        | 13万円 |
| ※1坪あたり50円以内 |      |



※深耕とは・・・現に耕作されている土地を、パワーショベル等により天地かえしをすること

※遊休農地とは・・・耕作を放棄して概ね2年以上経過している土地又は現に耕作されている土地に隣接している山林、原野等の土地

## 新規畑人支援事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:松本 仁志)

### ○新規畑人支援事業に係る経費

750万円

南風原町における農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や将来の担い手不足など深刻な問題を抱えており、このままでは農業生産力や農業集落の維持が困難になることが懸念されます。

そこで次世代の農業者となることを志向する者に対して、就農開始直後の経営確立を支援する資金を交付し、経営感覚に優れた次世代の担い手を育成・確保します。

主な交付要件は、年齢が49歳以下の認定新規就農者で、経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること、目標地図又は人・農地プランに位置づけられ、原則、前年の世帯所得が600万円以下であることです。

交付額は月12万5千円(最大で年間150万円)を最長3年間までとなっております。



▲交付対象者のほ場



# 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 多面的機能支払交付金

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:松本 仁志)

### ○多面的機能支払交付金

86万円

地域共同で行う水路、農道等の維持管理活動等に支援を行います。(農業・農村の有する多面的機能を支える農業者や地域住民、団体等で活動する組織への補助金)



↑ 清掃箇所確認状況



↑ 清掃状況

1. 地域への補助金 : 67万円
  - ・宮城地域資源保全の会
  - ・神里地域資源保全の会
2. その他の経費 : 19万円
  - ・プロッターリース料やトナー費用等活動報告に係る事務費

# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 住宅リフォーム支援事業

(担当:経済建設部 まちづくり振興課 課長:野原 義幸)

### ○住宅リフォーム支援事業

200万円

南風原町民が、自己の居住する個人住宅の質の向上を目的に町内の施工業者を利用して行うリフォーム工事に対して補助金を交付する事業です。

対象工事は、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、耐久性を向上させる改修工事、テレワークの推進改修等の工事等です。20万円以上の工事が対象で、補助率は20%、補助金の上限額は20万円となっております。



## 商工会の育成強化

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:松本 仁志)

### ○商工会の育成強化

2,256万円

#### 1. 南風原町商工会補助金 1,256万円

商工会は、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりのため、町内の商工業者によって組織された総合的経済団体です。指導団体として、その地域内にあるすべての商工業者について、公正な立場から地域商工業の総合的な改善や発展を図り、社会一般の福祉の増進に取り組んでいます。活力ある魅力的なまちづくりに寄与している町商工会に対し、町も補助金を支出しています。



↑ 町と共催したPPP/PFIセミナーの様子



↑ インボイス対策セミナーの様子



# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## ~~~~~ 南風原町商工会の主な仕事 ~~~~~

- 金融相談: 中小規模企業にとって事業資金の確保は、経営上一番重要な問題です。融資を申込む際、依頼する適当な保証人がいないうえ、自己の担保能力も乏しいというのが実態です。そこでこのような経営基盤の弱い小規模企業のために、国や県などの、低金利で安心して借りられる各種融資制度の利用相談、指導を行っています。
- 税務・経理相談: 収入や支払い、税金などの記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく近代的経営を推進していただけるよう、記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。
- 経営相談: 企業の体質改善・経営強化などで困っている小規模企業の経営相談に乗り指導・助言を行います。
- 労務相談: 労働力の確保・定着のために、職場環境改善や就業規則、給与規定の作成指導など、その他社会保険・労働保険の事務手続きについてのご相談にも応じています。
- 創業支援・経営革新支援: 新規に事業を始めようとする人に対する事業計画及び融資の相談又、現在の事業拡大や新たな事業を創出するための相談・指導を行います。

## 2. 南風原町商工会貸付金 1,000万円

南風原町商工会は、国、県、町の補助金や会員による会費などで事業運営を行っています。しかし、補助金や会費は全額が年度初めに入ってくるわけではありません。事業を運営するためにまとまった資金が必要であり、運営資金として町商工会へ貸付を行います。なお、貸付金は、年度内に全額返済されます。



# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 商品開発・技術力強化事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 松本 仁志)

### ○商品開発・技術力強化事業

1, 830万円

地域資源を活用した地域経済の活性化を図るため、専門家によるセミナーの実施や企業マッチング等による商品開発や既存商品のブラッシュアップ、販路開拓の支援を実施します。また、優れた商品を「はえばる良品」として認定することで、本町の地域製品のブランド化、県内外の消費者へのPRに取り組みます。

商品展開力強化支援事業委託料 1, 830万円



↑銀座わしたショップ本店での販売会の様子



↑デパートリウボウでの販売会の様子



↑販路拡大セミナーの様子



↑令和5年度「はえばる良品」認定商品



# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 地域女性活躍推進事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 松本 仁志)

### ○地域女性活躍推進事業

888万円

女性の活躍推進、多様な働き方や生活の安定と自立の支援を目的に、柔軟な働き方が期待でき、市場価値の高いデジタル人材の育成及び就労支援を実施します。

主な経費

南風原町女性デジタル教育・就労支援業務委託料 888万円



## ふるさと博覧会補助事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 松本 仁志)

### ○ふるさと博覧会事業

1,997万円

#### 1. ふるさと博覧会実行委員会補助金 1,800万円

ふるさと博覧会を通して、町の魅力を町内外に発信することで、町の知名度を向上させ観光客を本町に誘客することを目的としています。また、町青年会や文化協会などの日頃の成果をPRする場として町伝統芸能の保存・継承へ貢献にも取り組んでいます。

#### 2. ふるさと博覧会会計年度任用職員報酬等 197万円



↑ 青年エイサー



↑ かすりの女王コンテスト

## 観光事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 松本 仁志)

### ○観光事業

2,759万円

#### 1. 南風原町観光協会補助金 1,000万円

南風原町の観光振興のため、一般社団法人南風原町観光協会に対し補助をしています。南風原町観光協会は「魅力があり、人が集まる地域が潤うまち」を目指して活動しています。



キッズパーク

キッズパークは、夏休みイベントとして工作教室やおしごと体験を開催し、夏休み宿題補助企画であると共に「働くこと」についての意義や関心を持ってもらう目的で開催しています。



ビューリーズの活動

ビューリーズは町特産品へちまをPRすることを目的に結成され、町内外のイベントに出演することで町のPRに一役かっています。

#### 2. シマじまガイド事業委託料 1,162万円

着地型観光メニューとして「シマじまガイド事業」を実施し、地元の魅力を伝えていく事業です。



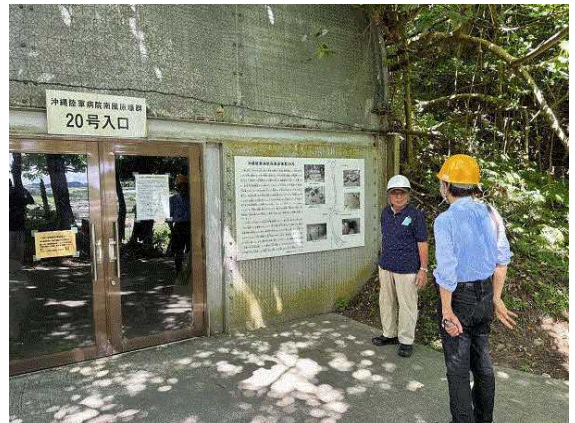
かすりの道モニターツアー



## 地域の連携で創る観光の振興

3. 陸軍病院壕公開活用事業 582万円  
町の平和発信の拠点として整備した陸軍病院壕に県内外から訪れる多くの人々に戦争と平和、命について考えてもらう施設として公開活用に取り組んでいます。

4. その他の経費(負担金等) 15万円



陸軍病院壕のガイド

## 観光PR促進事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:松本 仁志)

### ○観光PR促進事業

653万円

1. 観光PR促進事業 653万円

南風原町のイメージキャラクター「はえるん」を観光PRツールとして有効活用し、各種イベントやマスメディアへの出演・PRをはじめ、観光施設・町民交流スポットなど、町内外においてPR活動を行い、南風原町の観光振興に繋がっていきます。

主な経費

観光振興会計年度任用職員報酬等

573万円

県外イベント派遣費

24万円

その他

56万円



こいのぼり掲揚式



沖縄国際映画祭





名古屋グランパス関連イベント



ファイヤーフェスティバル

### ヒーローのまちづくり事業

(担当:経済建設部 産業振興課 課長:松本 仁志)

#### ○ヒーローのまちづくり事業

1,362万円

1. ヒーローのまちづくり事業委託料 1,362万円

南風原町が輩出した人材の功績を継承するとともに、観光客を本町に誘導するため、南風原町が輩出した人材の功績や経歴、所有品の展示等のイベントを実施します。



劇団海「てつをカチャーシー」



ウルトラセブンかすり製作記者発表



# 地域の連携で創る観光の振興

## 黄金森公園スポーツ施設活性化事業

(担当:教育部 教育総務課 課長:比嘉 純子)

### ○黄金森公園スポーツ施設活性化事業

1,674万円

良好なスポーツ・トレーニング環境の提供により観光と結びつけたスポーツコンベンションの誘致、開催を図るため、黄金森公園スポーツ施設の機能強化と受入体制の整備を行います。

陸上競技場及び野球場の芝生を専門的な知識・技術の元管理し、良好なフィールドを整備します。Jリーグキャンプや県外大学の陸上合宿の誘致及び町内外各種団体のスポーツ大会などを良好な環境でサポートします。また、スポーツキャンプ実施が円滑に行えるよう各種備品を整備し受入体制を強化します。

#### 主な経費

黄金森公園芝生管理委託料 1,507万円

備品購入費(ワンタッチテント、人工芝台車) 167万円



【芝生管理の様子】



【管理された芝生の状況】



【名古屋グランパス春季キャンプ】



【トレーニング風景】

# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 琉球絣等伝統工芸事業

(担当: 経済建設部 産業振興課 課長: 松本 仁志)

### ○琉球絣等伝統工芸事業

2,080万円

#### 1. 琉球絣後継者育成事業補助金 38万円

琉球絣事業協同組合が開講する後継者育成事業に対しての補助で、琉球絣を製作する工程の中で織りを担当する織子の養成を行っています。

※この事業には県も補助し琉球絣事業協同組合も負担しています。

■研修内容 : 総合的な織りの学習

■研修期間 : 令和6年8月～令和7年2月(予定)(土日祝祭日休み)



令和5年度後継者育成事業研修生



令和5年度後継者育成事業研修生作品

#### 2. 琉球絣事業協同組合への補助金 342万円

南風原町の特産品である琉球かすりの振興を目的に、琉球絣事業協同組合が行う、研修・派遣事業・販路開拓宣伝活動・展示即売等の経費に対して補助しています。



展示販売会



Go-Maai商品

■琉球かすり会館／TEL889-1634

■開館時間／月～土 9:00～17:30

日・祝祭日閉館

※琉球絣の反物、バッグ、ウェアなども販売しています。お気軽に足をお運びください。



# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 3. 伝統工芸ふれあい広場事業への負担金 23万円

沖縄県と沖縄工芸ふれあい広場実行委員会が主催する、県内各産地の伝統工芸品を展示紹介し、需要の開拓、販路拡大を図る「沖縄工芸ふれあい広場」事業に対しての負担金です。

「沖縄工芸ふれあい広場」は、年に1度(例年11月頃)開催しています。町からは琉球絣や南風原花織の機織りの実演や反物、バッグ、ウェア等の展示を行い南風原町の伝統工芸品である琉球絣・南風原花織を紹介しています。

## 4. (財)伝統的工芸品産業振興協会費 5万円

伝統的工芸品産業振興協会では、伝統的工芸品の良さを広く国民に普及し需要開拓を推進するため、伝統的工芸品月間を中心とした各種事業をはじめ、コンクールや展示会開催の他、各種媒体でのPRを実施するとともに、併せて産地の振興計画策定の指導、各種の調査研究、伝統証紙の発行等を行っています。

## 5. 琉球絣事業協同組合への貸付金 1,500万円

琉球絣事業協同組合は、国・県・町の補助金と組合員の会費で組合を運営しています。しかし、補助金や会費がすぐには入ってくるわけではありません。その間の運用資金(生産者への製品(反物)代金支払い等)として貸し付けを行っています。なお、貸付金は年度内に全額町に返済されます。

## 6. 琉球絣の女王関連費用 172万円

ふるさと博覧会で選出された琉球絣の女王には、各種イベントへ出席してもらい南風原町と琉球絣・南風原花織のPRをしていただいています。また、琉球絣の女王がイベントに参加した際は、謝礼金をお支払いしています。



第33代 琉球絣の女王



琉球絣の女王公務様子

# V みどりとまちが調和した 安全・安心のまち



## 消防力の整備強化

(担当:総務部 総務課 課長:仲村 兼一)

### ○消防力の整備強化

5億2,871万円

東部消防組合は、昭和51年4月に与那原町、佐敷村、南風原町の1町2村で発足しました。その後、昭和52年3月には西原村が加入、平成21年3月に旧佐敷町が市町村合併に伴い島尻消防へ移管し、現在では南風原町、与那原町、西原町の3町で分担金を出し合い運営しています。

#### 主な経費

東部消防組合負担金 5億2,871万円

#### 東部消防組合について教えて！

令和6年度の東部消防組合の予算額は、収入・支出ともに16億4,574万円です。収入は3町がそれぞれ支出した負担金と起債などで構成され、収入の約84%、金額にして13億8,222万円は3町からの負担金となっています。負担金の負担割合は、南風原町38.0%、与那原町21.7%、西原町40.3%となっています。

また支出の約67%は東部消防組合の人件費に充てられています。その他の主な経費は、消防車や救急車、資機材等の更新整備や保守点検料等となっています。

東部消防組合は、3町民の生命と財産を災害(火事や通事故)などから守り、より安全で、安心して住めるまちづくりを進めています。また、3町で一つの東部消防組合消防団を設置し、団員50名で各種災害に備えています。



▲令和5年 消防フェスタ

|                                                                                     |                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p><b>東部消防組合本部</b></p> <p>所在地<br/>〒901-1103<br/>南風原町字与那覇226</p> <p>電話番号(代表)<br/>098-946-9999</p> <p>FAX<br/>098-889-7601</p> |
|  | <p><b>東部消防署南風原分署</b></p> <p>所在地<br/>〒901-1117<br/>南風原町字津嘉山939</p> <p>電話番号(FAX兼用)<br/>098-889-5174</p>                        |

# 安心・安全に暮らせるまちづくり

## 防災体制強化事業

(担当:総務部 総務課 課長:仲村 兼一)

### ○防災体制強化事業

2億5,891万円

#### 1. 消耗品費 357万円

大規模な災害が起こった時の事を想定して、防災訓練の実施や備蓄食糧を確保する必要があります。令和6年度においては、防災訓練実施に伴う物品購入や備蓄食糧として非常食や飲料水の補充整備を行い、災害に備えた防災体制を強化します。

#### 2. 委託料 1,070万円

- ・デジタルMCA無線保守サービス委託料 6万円
- ・防災行政無線保守点検委託料 129万円
- ・防災マップ更新委託料 451万円
- ・防災情報発信強化工事監理委託料 484万円

#### 3. 防災情報発信強化工事請負費 2億3,917万円

災害時の情報伝達手段として使用する防災行政無線システムの機能強化を図ることを目的に、スピーカーの増設・機器更新や多種メディアへの同時配信等の工事を行います。



#### 4. 防災に係る各種経費 547万円

防災行政無線などの通信機器に係る維持経費、防災訓練実施費用や災害保険費用などの諸経費が発生します。

大規模地震などによる各種災害の発生を想定した防災訓練では、各関係機関と連携のもと、迅速で的確な応急活動を実施するとともに、町民に広く、防災思想の普及・啓発を図ることを目的としています。

## 不発弾処理促進事業

(担当:総務部 総務課 課長:仲村 兼一)

389万円

### ○不発弾処理促進事業

防護壁構築業務委託料 389万円

南風原町では、戦後70年以上が経過した現在でも多くの不発弾が発見されており、令和5年度には、1件(1発)の不発弾現地処理があり、防護壁を使用しての処理を行いました。この防護壁を使用する事により、処理時の避難半径を半減させ(例:5インチ艦砲弾の場合、230m→88m)、安全で迅速な処理を行うことができます。令和5年度の処理件数は1回で、防護壁の構築・撤去等で約185万円を支出しました。

### 南風原町内の不発弾発見届出数及び現地処理件数

|       | 発見届出件数<br>(年:1月～12月) | 内現地処理件数<br>(年度:4月～3月) |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 平成30年 | 42                   | 4                     |
| 令和元年  | 67                   | 2                     |
| 令和2年  | 37                   | 3                     |
| 令和3年  | 57                   | 2                     |
| 令和4年  | 18                   | 5                     |
| 令和5年  | 16                   | 1                     |

※発見届出件数には、機関銃・小銃の銃弾等も含まれています。



▲強固な不発弾処理用防護壁  
(ライナープレート)



▲南風原町津嘉山地内で発見された  
不発弾の一時保管状況



# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 津嘉山公園整備事業

(担当: 経済建設部 都市整備課 課長: 大城 勝人)

### ○津嘉山公園整備事業

4,772万円

津嘉山公園は、国道507号バイパス沿道の商業施設予定区域に隣接しており、イベントの開催可能な多目的広場や斜面地を利用したパークゴルフ場を整備する。土地区画整理事業による良好な市街地と併行して都市公園を整備することにより、住民の憩い及びレクリエーションの場を確保し良好な都市環境・機能を確保する。

令和6年度は、散水設備の整備を行う。

事業費 4,772万円

#### 事業費の内訳

##### 【収入】

##### 事業費の内訳(収入)

|           |         |
|-----------|---------|
| 県の補助(1/2) | 1,850万円 |
| 町債(町の借金)  | 1,660万円 |
| 一般財源      | 1,262万円 |

##### 【支出】

##### 事業費の内訳(支出)

|     |         |
|-----|---------|
| 工事費 | 3,651万円 |
| 委託費 | 1,101万円 |
| その他 | 20万円    |



公園の整備状況

### 津嘉山公園完成予想図





## 都市公園管理事業

(担当:経済建設部 都市整備課 課長:大城 勝人)

### ○都市公園管理事業

2,362万円

黄金森公園、本部公園、宮城公園、神里ふれあい公園、花・水・緑の大回廊公園等を町民が快適に利用出来るように、各公園施設の維持管理に使われる予算です。

#### 主な経費

1. 需用費 457万円

- ・ 各公園のトイレトーパー、草刈の際の機械燃料代、照明の電気料や水道料金、各公園の遊具や施設の修繕費などの経費です。

2. 委託費 1,664万円

- ・ 公園の遊具点検、公園のゴミ収集、夜間の公園警備及び維持管理に必要な対策の検討を専門の業者に委託します。

3. その他の経費 241万円

- ・ 各公園の施設の維持を行うための人夫賃・重機使用料や原材料の購入等に係る費用となっています。



公園遊具の点検状況

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 下水道事業(公営企業会計)

(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:中村 太一)

### ○下水道事業(公営企業会計)

12億9,985万円

下水道事業は、令和2年4月1日より、健全で持続的なサービス向上を目的として地方公営企業法の財務適用で『特別会計(官庁会計)』から『公営企業会計(複式簿記)』へ移行しています。

### ◆公共下水道事業 12億7,325万円

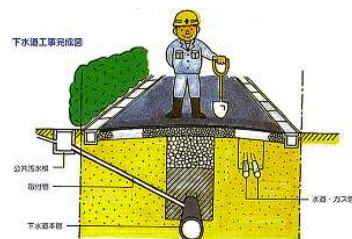
下水道は、国の補助を受けて整備を行い、川や海の公共用水域を保全し、地球の自然環境も含め、町民の皆さまの生活環境を良くするための公共財産です。南風原町で行っている下水道整備事業は、整備区域の拡充を図り下水道に接続された皆さまの家庭や事業所等から排出されるさまざまな汚水(水洗トイレ、台所、浴室、洗濯水など)を、まとめて最終処理場(那覇浄化センター)で浄化处理し、きれいな水にしてから海に放流する(一部再利用)未普及解消下水道事業(汚水)と、雨水を速やかに排除し、浸水を防除する浸水対策下水道事業(雨水)があります。



なお、公共下水道事業での汚水処理は、下水道使用料で運営しており、使用者から下水道料金として徴収しています。

#### 1. 下水道(国庫補助関連)事業費 8億2,188万円

未普及解消下水道事業(汚水)、浸水対策下水道事業(雨水)の2事業で内訳は次のとおりです。



| 総事業費<br>町単費 | 国・県補助金    | 町債(町の借金)  |       |
|-------------|-----------|-----------|-------|
| 8億2,188万円   | 4億3,649万円 | 3億7,620万円 | 919万円 |

#### 【令和6年度の事業内容】

①汚水処理整備を進めるための未普及解消下水道事業として・・・6億8,283万円

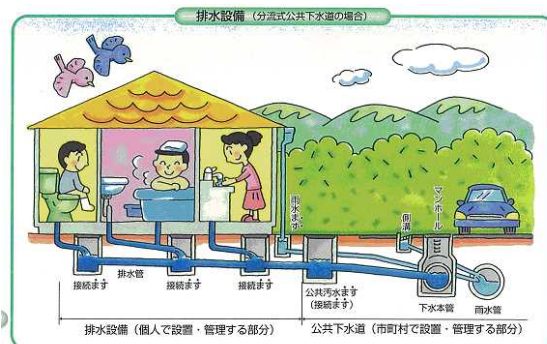
主に照屋地区及び津嘉山地区の整備を行います。

工事期間:令和6年4月～令和7年3月

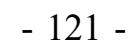
②事業の効果を促進するため、浄化槽から下水道へ接続する方への補助金・・・200万円

③雨水を速やかに排除し、町民の皆さまの生命・財産等を浸水から守る浸水対策下水道事業として・・・1億3,705万円

工事期間:令和6年4月～令和7年3月







# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 2. 下水道維持管理事業 1, 326万円

### ① 下水道維持管理補修工事

300万円

下水道施設の破損、周辺道路の陥没等に伴う補修工事及び国・県道等の改築に伴う下水道施設占用物件の移設に要する費用、また供用開始区域内で新規の柵設置に係る費用です。

### ② 委託料

995万円

下水道台帳整備委託料、流域下水道との接続地点での水質・水量調査、除害施設設置者(飲食店など油を取り除くための施設を設けている)から排出される汚水の水質調査、下水道管の詰まり等の清掃やカメラ等により管内を確認をするための調査費用等です。

### ③ その他 需用費、備品購入費等

31万円

## 3. 下水道普及運営事業 306万円

下水道へ接続する家庭や事業所が増えるよう普及促進を図り、下水道事業会計を効果的・効率的に運営していくために係る費用です。

### ① 水洗便所改造等貸付金

110万円

下水道が整備されると、その地域の皆さまは、自宅から下水道管へ接続する義務があります。その接続の費用は個人負担となっております。下水道管へ接続する為に係る費用を町が無利子で貸付をし、水洗化の向上を図っております。

但し、貸付ける限度額は、30万円(アパート等は80万円)となっております。

### ② 修正設計委託料

139万円

下水道工事箇所での修正設計委託料です。

### ③ その他 需用費、負担金等

57万円

下水道体験学習に係る経費や沖縄県下水道協会等への負担金を支払っています。



## 4. 流域関連事業 1億5, 962万円

流域下水道の那覇処理区は、4つの市町(那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町)で構成され、一つの処理場(那覇浄化センター)を持ち、県が管理し運営する下水道のことです。この処理場の維持管理費や処理場等の老朽化に伴う施設の改築費用は、汚水量の割合によって構成市町で負担しています。

経費の内訳 流域下水道維持管理負担金 1億3, 985万円

流域下水道建設負担金 1, 977万円

※流域下水道維持管理負担金は、本町の汚水を処理場(那覇浄化センター)できれいな水に処理するための負担金で、財源は下水道使用料から充当しています。

※流域下水道建設負担金は、老朽化した下水道管及び処理場の改築に係る事業費の一部を汚水量の割合によって構成市町(那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町)で負担しています。



## 下水道体験学習を開催しています！

区画下水道課では、児童生徒の夏休み期間中に、小学4年生を対象に「下水道体験学習」を開催しています。

子ども達に、下水道の役割や水の循環について学んでもらい、水の大切さや水環境の大切さについて理解してもらうために行っています。下水道に関する動画を観たり、那覇浄化センターの見学を行っています。

### 【下水道体験学習のようす】

(南風原町中央公民館)



下水道と水の循環の話を動画で観ました。

(那覇浄化センター内)



那覇浄化センターの様子を見学しました。

## 5. 公債費、他 2億7,543万円

事業の実施にともなう借入金の返済に充てる元利償還金、南部水道企業団への使用料徴収委託料、職員給与費、予備費等の費用です。

## 下水道事業会計負担金(一般会計)

(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:中村 太一)

### ○下水道事業会計負担金

2億1,157万円

下水道事業会計(公営企業会計)は、公費で賄うことが認められている経費以外は基本的に、下水道の使用者が納める下水道使用料で運営することになっております。しかし、まだ整備の途中であり、利用人口が約60%(R5年3月末接続人口/行政人口)のため、その方々だけで負担をすると、高額な使用料となってしまいます。それを抑えるため一般会計(官庁会計)から下水道事業会計(公営企業会計)へ支出しています。



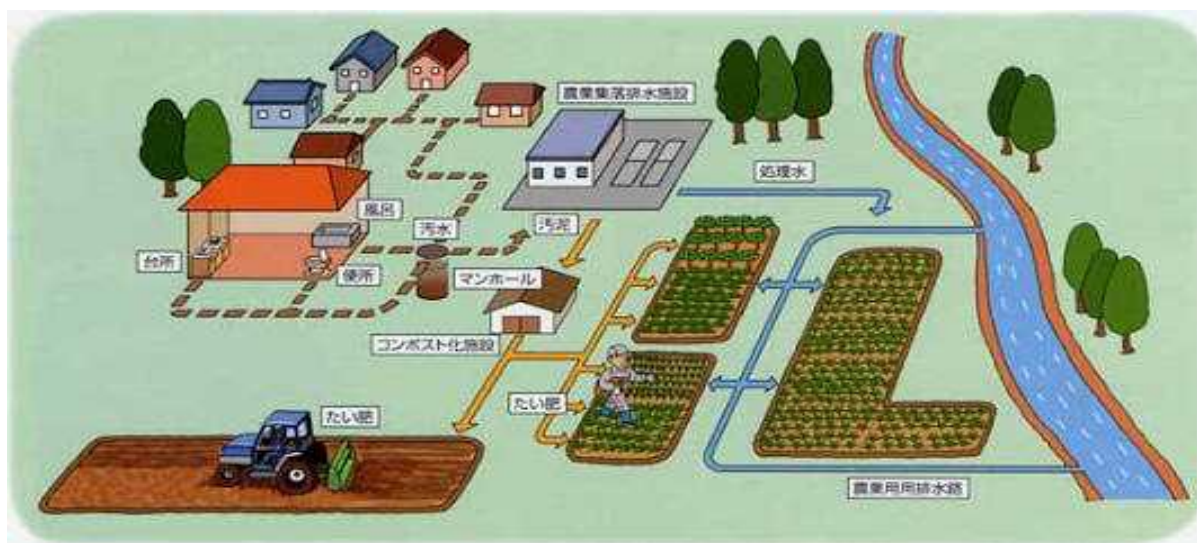
南風原町の下水道マンホール蓋↑

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## ◆農業集落排水事業 2,660万円

近年、農業集落地域は、生活形態の多様化により家庭などから排出されるトイレ水、生活雑排水(台所、洗濯など)等が原因で、排水路等が悪臭を放ち、また河川の水質悪化が懸念されています。農業集落排水の整備は、排水路や川などの公共水域の水質保全が保たれ、きれいな農業用水を確保し、集落地域の環境改善を行っています。

南風原町では、神里地区に農業集落排水が整備されています。農業集落排水事業での汚水処理は使用している方が納める使用料で運営しており、使用者から下水道料金として徴収しています。



### 1. 神里地区農業集落排水事業 2,077万円

神里地区は、農業集落排水(下水道)を平成14年度から供用開始しています。各家庭から排出される汚水等は、下水道管を通り汚水処理施設に運ばれ処理されています。高度処理された水は農業用水に再利用し、また水分を取り除いた汚泥は、産業廃棄物処理業者へ委託し堆肥として利用しています。

#### ①神里地区農業集落排水普及運営事業 88万円

神里地区の下水道使用料の徴収を南部水道企業団に委託するための費用や、各世帯が下水道本管等へ接続する際にかかる工事費の一部を無利子で貸し付けするための費用を計上しています。

#### ②神里地区汚水処理施設維持管理事業 1,728万円

汚水処理施設の機械を安全に運転していくための管理費や汚水処理施設内の修繕費、汚水処理施設から排出される汚泥を搬送する委託費用などです。



▲神里地区農業集落排水処理施設



③神里地区集落排水維持管理事業 261万円  
神里地区内の下水道管の調査や清掃委託費用  
及び管路布設等工事費用などです。

※農業集落排水は供用開始から約20年が経過しており、  
汚水処理施設や中継マンホールポンプ場における機械の  
老朽化が見られることから、機械等の再整備実施計画策  
定をするため「神里地区汚水処理施設機能強化対策事  
業」を令和8年度採択に向け準備中です。



2. 公債費など 583万円  
農業集落排水事業を行うために借りた借金の返済金(元金・利子)です。

内 訳

- ・元金償還金 約501万円
- ・利子償還金 60万円
- ・その他 約 22万円



# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 河川整備事業

(担当:経済建設部 都市整備課 課長:大城 勝人)

### ○河川整備事業

8,839万円

宮平川、長堂川、安里又川が、豪雨等で氾濫しないよう、河川の土砂の浚渫や雑草の除草等を行い、町民が安心安全で快適な生活ができるよう、各河川の維持管理に使われる予算です。

令和4年度は宮平川、令和5年度は長堂川の浚渫工事を実施し、令和6年度は安里又川の浚渫工事を行います。

(主な事業内容)

① 草木等処理手数料及び人夫賃

(事業費内訳)

役務費

103万円

② 重機、運搬車、清掃車借料

使用料及び賃借料費

37万円

③ 緊急浚渫推進工事

工事請負費

8,699万円



▲河川の土砂除去の作業状況



## 公園施設長寿命化対策事業

(担当:経済建設部 都市整備課 課長:大城 勝人)

### ○公園施設長寿命化計画策定事業

3,002万円

南風原町管内都市公園8箇所における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設について、計画的な改築を行います。

令和6年度は、花・水・緑の大回廊公園のバスケットコート改築の設計、工事を行います。

事業費 3,002万円

#### 事業費の内訳

##### 【収入】

##### 事業費の内訳(収入)

|           |         |
|-----------|---------|
| 県の補助(1/2) | 1,500万円 |
| 町債(町の借金)  | 1,350万円 |
| 一般財源      | 152万円   |

##### 【支出】

##### 事業費の内訳(支出)

|     |         |
|-----|---------|
| 工事費 | 2,001万円 |
| 委託費 | 1,001万円 |



対象施設(花・水・緑の大回廊公園、バスケットコート)



## 道路維持事業

(担当:経済建設部 都市整備課 課長:大城 勝人)

### ○道路維持事業

2,214万円

老朽化した道路における舗装、側溝等の補修をはじめ、雑草の除草を行い、快適な交通確保を図ります。

(主な事業内容)

- ① 道路面の清掃及び舗装の補修
- ② 道路側溝、排水の清掃及び補修
- ③ 街路樹の伐採、せん定
- ④ 台風や水害後の道路及び排水等の清掃
- ⑤ 需要費
- ⑥ その他

(事業費内訳)

|        |         |
|--------|---------|
| 需用費    | 57万円    |
| 役務費    | 353万円   |
| 重機等使用料 | 150万円   |
| 維持工事費  | 1,419万円 |
| 原材料費   | 170万円   |
| 委託料    | 30万円    |
| 備品購入   | 35万円    |



▲町道の舗装修繕作業状況



## 都市計画振興事業

(担当:経済建設部 まちづくり振興課 課長:野原 義幸)

### ○都市計画振興事業

1,796万円

南風原町の都市計画関連事業及び、関連計画策定に使われる予算です。

#### ①南風原南インターチェンジ周辺(津嘉山地区)地区計画策定委託業務

403万円

・南風原南インターチェンジ周辺地区は、「新規産業集積ゾーン」として新たな産業の誘致や町内の移転用地として形成を図ることとされています。今年度は津嘉山地区を3つのエリアに分け、北エリアについては、市街化調整区域における地区計画の策定を目指し、南エリアについてはまちづくりの事業方針の検討を進めてまいります。



#### ②令和6年度 生活道路安全対策調査検討委託業務 地域公共交通会議支援業務

493万円

200万円

・本町では、「誰もが快適に移動しやすい交通体系のまちづくり」を目指して、令和4年度に南風原町交通基本計画を策定し、令和5年度には交通基本計画の戦略的な推進を図るため、南風原町総合交通戦略を策定しました。本業務では、南風原町交通基本計画及び南風原町総合交通戦略において示されている安全・安心な交通環境の創出(生活道路の安全性向上)の推進と公共交通の利用促進(新しい公共交通システムの導入)を目的として検討を行っています。

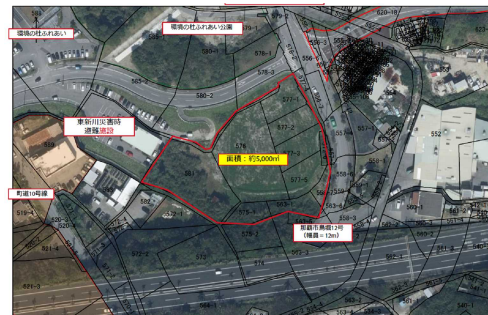


今年度は、南風原小学校地区と翔南小学校地区の生活道路の安全対策調査の検討を行うとともに、新しい公共交通システムの導入に向けて関係機関と調整のために地域公共交通会議を開催し、導入に向けて取り組んで参ります。

#### ③東新川地区地区計画策定委託業務

441万円

・東新川地区は、那覇市と隣接し利便性の高い地区ですが、市街化調整区域となっていることから土地利用に一定の制限がある地域となっています。今年度は、良好な住環境を確保し、地域コミュニティの維持を図る目的で関係地権者及び、民間事業者協働のもと市街化調整区域における地区計画の策定を目指して参ります。



#### ④その他の経費(負担金、都市計画審議会、景観審議会等経費)

259万円



## 町道10号線道路改良事業

(担当:経済建設部 都市整備課 課長:大城 勝人)

### ○町道10号線道路改良事業

9,412万円

町道10号線は、県道240号線と那覇市道鳥堀12号線を結ぶ一級町道です。周辺には那覇南風原クリーンセンター(ごみ処理施設)や開邦高校等の施設があり通勤通学や近隣市への通過交通として多く利用されている重要な道路となっています。

しかしながら、本路線の大半が土砂災害警戒区域(地すべり)とされており、舗装に亀裂や沈下が生じている箇所があり、歩道が無く幅員が狭小な箇所では歩行者や車両がふくそうし、非常に危険な状態であることから、本路線を整備することにより、地すべり災害を防止し、歩道を設置することで歩行者の安全が確保できて、車両の通行も容易になるので、地域の生活環境の改善が期待されます。

令和6年度は用地購入・物件補償を実施します。

### 【全体事業概要】

総事業費:21億5,500万円

事業年度:平成24年度～令和9年度

改良工事:距離=841m

工事区間:県道南風原与那原線と  
那覇市道鳥堀12号線  
とを結ぶ区間

### 【令和6年度の事業費内訳】

事業費 9,412万円

#### 《収入》

国の補助(80%) 7,224万円

町債(町の借金) 1,720万円

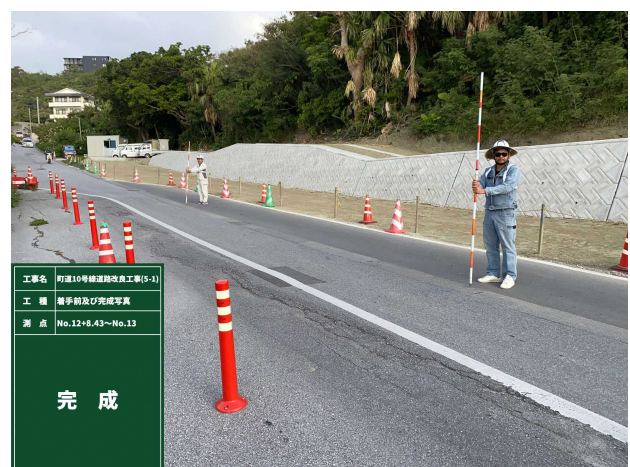
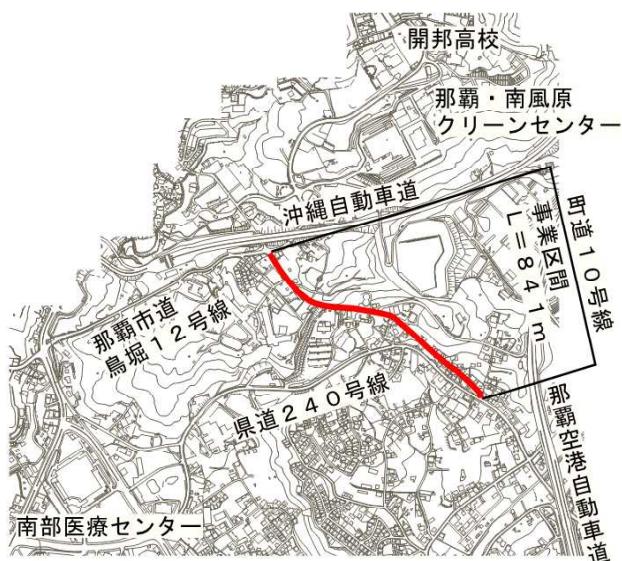
一般財源 468万円

#### 《支出》

用地購入費 2,501万円

物件補償費 6,531万円

その他 380万円



## 津嘉山中央線街路事業(2工区)

(担当:経済建設部 都市整備課 課長:大城 勝人)

### ○津嘉山中央線街路事業(2工区)

1億1,044万円

当路線は、国道507号付近の既成市街地と津嘉山北区画整理区域、国道329号を結ぶ主要な補助幹線道路です。周辺には、学校や公園などの公共施設があり、通勤通学及び公共施設等へのアクセス道路として利用される重要な路線となっています。

区画整理区域と一体となった市街地や新たな地域拠点を創出するため、本路線を整備し地域間の交流・活力ある地域づくりの形成を図っていきます。

令和6年度は整備工事、磁気探査業務委託、用地購入及び物件補償を実施します。

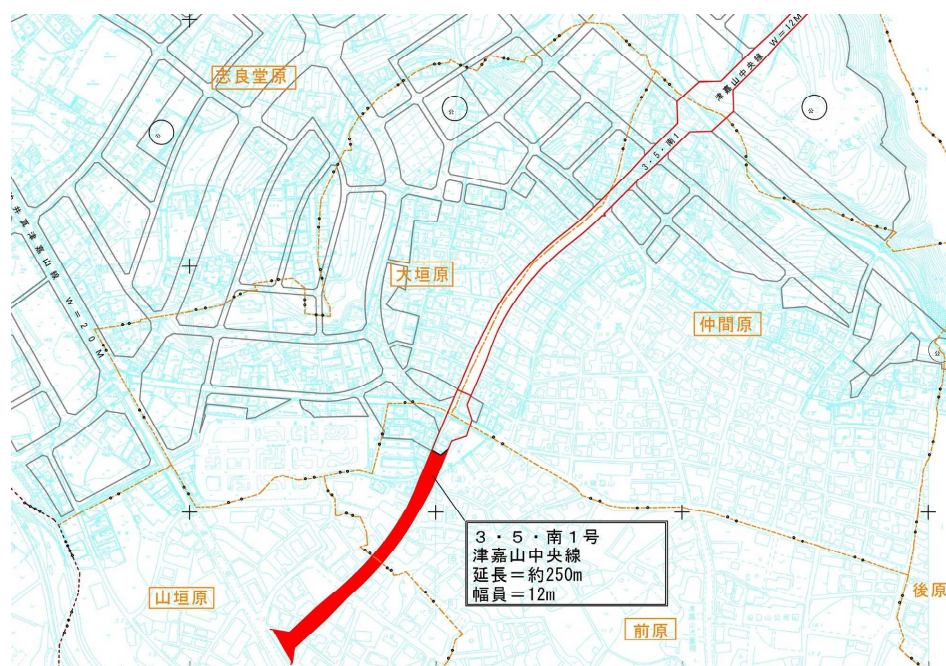
箇所名 : 南風原町字津嘉山  
全体計画 : 延長L=250m 幅員W=12m  
全体事業費 : 11億(国費8億8,000万円)  
事業期間 : 平成28年度～令和11年度

### 【令和6年度事業費 1億1,044万円の内訳】

《収入》 国庫補助金:8,310万円、町債(町の借金):2,040万円、一般財源:694万円

《支出》 委託費:966万円、工事費:1,655万円、用地購入費:1,745万円

物件補償費6,595万円、その他:83万円



# 利便性のよい魅力あるまちづくり

## 津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)

(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:中村 太一)

### ○津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)

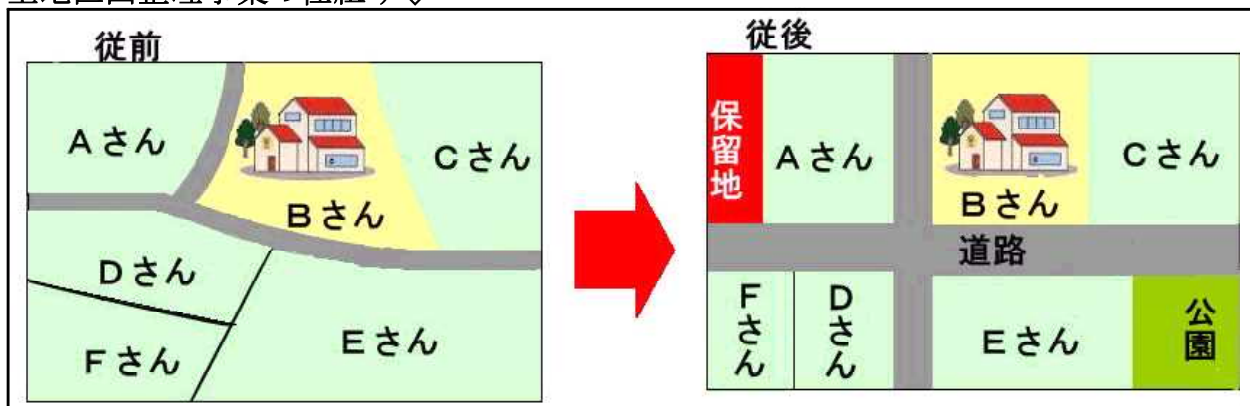
6億1,883万円

津嘉山北土地区画整理事業は、平成2年頃から地域住民や土地所有者の皆様と共に、まちづくり(案)などについて議論と検討を重ねながら作成され、事業計画が平成5年に国から認可を受け、同年から事業が始まりました。この事業は国の補助を受けて行っています。

### 【土地区画整理事業の概要】

- ◆土地区画整理事業とは、都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

### ◇土地区画整理事業の仕組み◇



- ◆地区内の土地所有者等が、土地を少しずつ提供（減歩）し、道路・公園などの公共用地や保留地に充てます。各個人の土地は、地形や形状が改善されて再配置（換地）されます。この結果、図の様に道路・公園等の公共施設が整備されます。また、個人の土地は区画が整理されるとともに、無接道の土地も接道することとなり、土地活用が図りやすくなります。

※保留地とは、売却することで事業費を得るための土地のことです。

※地権者の宅地の面積は土地区画整理事業後に減少しますが、道路や公園などの公共施設の整備や、宅地の整地によって利用価値が上がります。

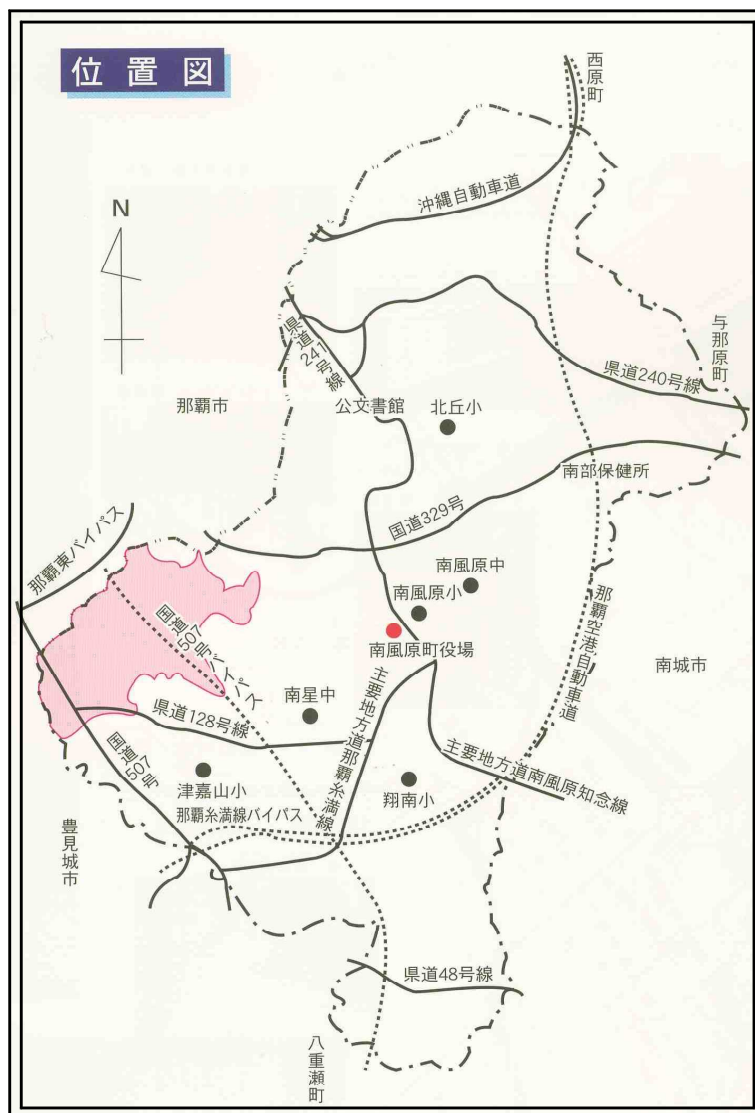
### ◇事業の特徴及び効果◇

- ・事業区域内の道路、水路、公園等土地の区画が整えられ生活環境が改善されます。
- ・上・下水道など、生活に必要な施設が総合的に整備され、衛生環境の向上が図られます。
- ・土地の所有者などが公平に土地等を負担し、また利益も公平に受けられます。
- ・区画整理前の権利を保全しながら事業を行うため、長年培われてきた地域のコミュニティが活かされます。
- ・子どもの遊び場や住民の憩いの場である公園が確保されます。



## 津嘉山北土地区画整理事業の概要

- 事業の名称  
那覇広域都市計画事業  
津嘉山北土地区画整理事業
- 都市計画決定  
平成5年10月26日
- 事業計画の認可  
平成6年3月25日
- 仮換地指定(100%)  
平成11年5月20日
- 施行者の名称  
南風原町
- 施行地区の面積  
71.4ha(町全体の約7%)
- 施行期間  
平成5年度～令和10年度
- 総事業費  
約305億円
- 令和5年度までの事業進捗  
事業費＝約249.7億円  
進捗率＝約81.9%(総事業費ベース)
- 令和6年度の主な事業内容
  1. 道路築造工事及び造成工事
  2. 道路築造工事のための建物等の移転補償





## 令和6年度工事予定箇所

那覇広域都市計画事業 津嘉山北土地地区画整理事業 令和6年度の主な施工箇所図



写真番号：①



写真番号：②



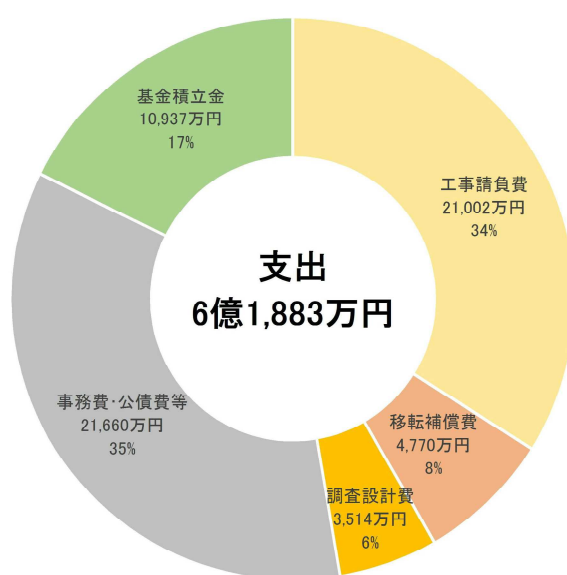
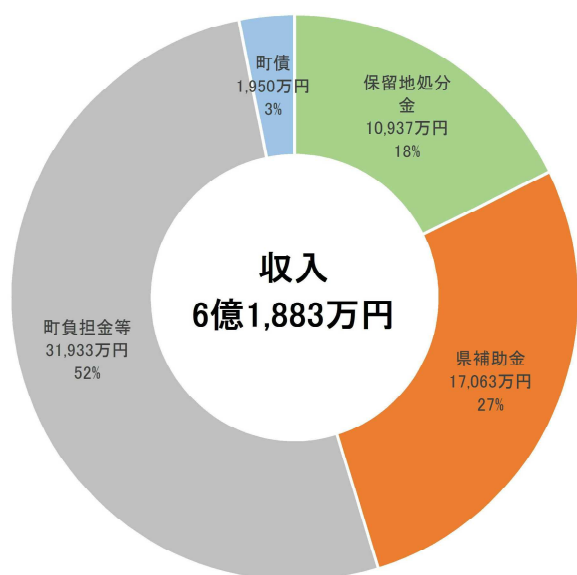
写真番号：③



写真番号：④

## 津嘉山北土地区画整理事業費内訳

令和6年度事業費 6億1,883万円



### ○土地区画整理事業繰出金

2億6,241万円

津嘉山地区土地区画整理事業をスムーズに行うため、一般会計から土地区画整理事業特別会計に繰出しています。

主な経費

土地区画整理事業繰出金 2億6,241万円

## VI 環境と共生する美しく 住みよいまち

## 環境保全対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

(担当:経済建設部 区画下水道課 課長:中村 太一)

### ○環境保全対策事業

446万円

町民の生活環境を守り、住み良い環境を維持するため様々な活動を行っています。

#### 1. 環境保全の啓発・対策 25万円

定期的に町内を巡回し、地域の環境状況の把握や環境関係の苦情処理、ごみの収集状況や不法投棄などに対処しています。不法投棄多発地点には不法投棄禁止警告看板等を設置し、違法行為の未然防止に努めていきます。

主な経費としては、環境保全啓発ポスター・立て看板等の作成です。



町内で発見された不法投棄

#### 2. ハチ対策

町内で相談の多いハチの種類はミツバチ、アシナガバチがほとんどです。相談があった場合は町で現場を確認し、アドバイスをしていますが、床下など町で駆除が困難な場合は、所有者や管理者から直接専門業者に駆除を依頼してもらう対応になります。



↑ミツバチの分封(フンポウ)



↑アシナガバチの巣

【分封:ミツバチが巣分れの時にみられる現象で、ミツバチの大群がかたまり状になります。】

ミツバチが分封する時は、ミツバチの攻撃性が低くなります。蜂が嫌いな方は、近よらないようにして飛び立つのを待ちましょう。近距離で写真撮影をしても、蜂に危害を加えない限り襲われることはほとんどありません。蜂が衣服に留まってもしばらくすると飛び立つので手で払い落としたりしないようにしましょう。

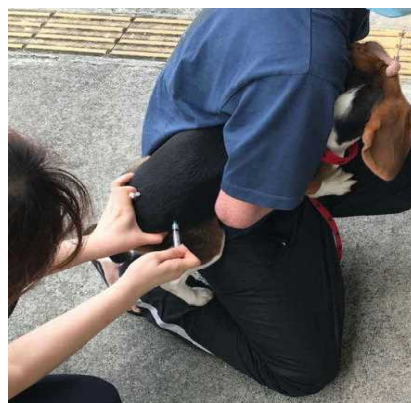


## 環境への取り組み

### 3. 狂犬病予防集合注射の実施など 27万円

生後91日以上の子犬は、その犬の所在する市町村への登録と毎年1回の狂犬病の予防注射が法律で義務づけられています。狂犬病は犬をはじめ、人間を含めた多くの動物に感染し、発病するとほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。町では毎年5月～6月頃、狂犬病予防集合注射を実施し接種率の向上に努めています。

また、犬の登録申請は、役場窓口で行っていますが、登録事務を動物病院へ委託することで犬の登録申請等も動物病院でできるようになっています。主な経費はハガキ印刷代、案内通知代、犬鑑札・注射済票等購入費、犬登録事務等委託料です。



狂犬病予防集合注射のようす

### 4. 野犬の捕獲

飼い犬以外の犬を野犬といい、野犬は人畜その他に危害を加える恐れがあるため町で捕獲しています。最近の傾向としては、飼い犬が捨てられ野犬化したと思われる犬が捕獲されたり、放し飼いをされている犬が野犬と間違われて捕獲される例、飼い犬が子犬を生んで育てられず引取を余儀なくされることが見られ、飼い主の自覚と責任が求められています。

保護された犬→



#### ・野良猫対策

猫に関しては、野良猫の鳴き声による騒音、糞害などの相談が多く寄せられます。対策としては、敷地内に猫を近寄らせないよう忌避方法の案内、相談があった地域にチラシ配布等の適正飼養の呼びかけ、餌を与えている方に動物愛護法に基づいた適正飼養をするよう指導を行っています。

猫の苦情に関するチラシ→

#### 猫に関する苦情について

最近、この地域で猫による苦情があります。「敷地内に糞尿をされ、汚れた環境で飼っている」や「こみを知らず」、「夜に大きな声で鳴いてうるさい」などの苦情です。苦情の多くは飼い主の責任で解決できるものですが、一人一人の苦情への対応が大切です。

\*\*\*\*\*猫を飼っている方へ\*\*\*\*\*  
猫の飼育の責任は、責任を持って飼育しましょう！！※

○室内で飼う  
野良猫と間違われるために苦情を招きます。猫の住居環境では糞尿の処理、こみを知らせる鈴や音などにより近所迷惑を防止し、飼育者が交通ルールを守り、近所迷惑を防止するよう努めます。

○首輪をつける  
野良猫と間違われるために苦情を招きます。首輪には連絡先を記入するなどの対策をお願いします。責任を持って飼育しましょう。

○ふんの場所をしつける  
糞尿は白猫の糞尿の場所をしつけるようにし、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

○避妊・去勢手術をしましょう  
避妊・去勢手術は、望まない妊娠を防ぎ、不妊子猫や野良猫を増やさないことだけでなく、猫の性ホルモンの分泌による病気や遺伝的な病気、性的なストレスの軽減、繁殖行動の抑制などの効果があります。将来的に繁殖をする予定がなければ、愛猫の健康のためにも避妊・去勢手術を受けてみてはいかがでしょうか。

\*\*\*\*\*地域のみなさんへ\*\*\*\*\*  
○野良猫にえさを与えないでください！  
野良猫にえさを与えることは、近所に野良猫が増えることにつながり、猫による被害が増え、近所の住民に大変迷惑になります。「かわいそう」とか「野良猫に餌はないのだから」といった感情でえさを与えることがないようにしてください。

南風原町役場 住民連携課  
TEL 099-1797

## 5. ハブ対策

沖縄県では、ハブ咬症事故は毎年のように発生しています。ハブ咬症の多くは屋敷内や畑で発生しています。町内でも数多く生息すると思われ、その被害を減らすために捕獲器貸し出しや、対策方法の相談等を行っています。ハブやぬけがらを見かけたら住民環境課生活環境班へご相談ください。



↑ハブ捕獲器で捕獲されたハブ

最近5年間のハブ咬症発生状況

|      | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|------|-------|------|------|------|------|
| 沖縄県  | 49    | 55   | 54   | 49   | 66   |
| 南風原町 | 0     | 2    | 0    | 1    | 0    |

※沖縄県はハブ・ヒメハブ・サキシマハブ・タイワンハブの合計、南風原町はハブのみ。

## 6. その他環境保全に係る経費 1万円

環境保全の取り組みを推進するため、協議会や民間団体等へ負担金や補助金を交付しています。主な経費は沖縄県アジェンダ21県民会議補助金等です。

## 7. 浄化槽設置補助金 150万円

町では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、くみ取り便所及び既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換をする方に対し、浄化槽の設置に係る費用の一部を補助しています。

※浄化槽の設置補助には、対象地域等に条件がありますので、詳しくは区画下水道課まで  
区画下水道課 電話 889-2508

### 令和6年度事業計画

全体事業費 150万円  
(5人槽2基)

### 財源内訳

国庫補助金 : 50万円  
町負担分 : 100万円



## 環境への取り組み

8. 会計年度任用職員に係る経費 242万円

9. 沖縄県合併浄化槽普及促進市町村協議会補助金及び負担金 1万円

### ★用語解説★

浄化槽には、し尿のみを処理し、生活雑排水(台所、風呂場等)は未処理のまま河川等に放流する単独処理浄化槽と、し尿及び生活雑排水等を合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類がありました。

しかし、浄化槽法が改正されたため、平成13年度より単独処理浄化槽の設置が禁止となり、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、浄化槽＝合併処理浄化槽となりました。





## 公害対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

### ○公害対策事業

145万円

町では、旧最終処分場跡地等に関する「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会」を設置し、公害パトロールを隔月で実施することにより、公害発生の有無を確認しています。また、公害対策のため「公害対策審議会」、「河川環境対策協議会」を設置しています。公害の発生防止は事業者・町民の責務です。環境へ悪影響を及ぼすものは事前に防止し、公害等のない住みよいまちづくりを目指します。

#### 1. 公害に関する各種協議会

及び審議会の委員報酬等 12万円

公害に関する各種協議会及び審議会を設置し、各委員の意見を取り入れ公害を防止し町の生活環境の保全に努めます。



大気汚染(廃棄物の野外焼却) ↑

#### 2. 河川の水質調査 62万円

国場川水系の水質の実態を把握するため、国場川水系流域の市・町が合同で調査を行い、これらの調査結果をもとに国場川水系の環境保全対策の基礎資料を得ることを目的とします。また、河川の水質の現況と経年変化を把握し、河川の水質汚濁の防止につなげます。

・令和5年度調査ポイント(6ヶ所)

安里又川上流(字宮城)、前田橋(字宮城)、  
大子橋(字兼城)、池原橋(字兼城)、  
武川良橋下流(字喜屋武)、新垣橋(字山川)

水質調査の様子 →



#### 3. 自動車交通騒音の測定等 71万円

居住環境の保全に役立てるため、町内の要所3地点を選んで道路の自動車交通騒音を測定し実態を把握します。

・令和5年度測定ポイント(3箇所)

国道329号(字宮平666番地1)  
国道329号(字兼城603番地)  
国道507号線(字津嘉山1321番地1)

騒音測定の様子 →





# 環境への取り組み

## 指定ごみ袋還元基金事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

### ○指定ごみ袋還元基金事業

426万円

町民のみなさまが購入している指定ごみ袋の売上収入は基金として積立て、環境学習、ごみの資源化や減量、環境保全活動の助成を行っています。

主な事業内容と主な経費

#### 1. 資源ごみ集団回収等事業報償金

43万円

ごみの減量・資源化し、生活環境の保全を推進するため、資源ごみ集団回収実施団体に報償金を交付しています。報奨金の交付を受けようとする団体は、役場住民環境課で資源ごみ集団回収事業実施団体の登録が必要になります。



資源ごみ集団回収の様子

#### 2. 生ごみ処理機等購入補助金

15万円

ごみの資源化・減量化の一環として、生ごみ等の自己処理を推奨し、堆肥化を促進するため生ごみ処理機等購入補助金を交付しています。補助に関しては事前に役場住民環境課へ申請が必要になります。



↑ 生ゴミ処理容器

処理容器 1世帯につき2基まで

購入額の8割補助(限度額6,000円)

処理菌等(基材) 1世帯につき2袋まで

購入額の8割補助(限度額6,000円)

処理機(電気式) 1世帯につき1台

購入額の5割補助(限度額30,000円)

#### 3. エコセンター運営費

368万円

環境保全・ごみ減量の普及・啓発に向け、環境情報の発信拠点として、はえばるエコセンターを運営(委託)しています。

町内小中学校、児童館、学童等と連携した子ども達への環境学習や自然体験学習及びごみ処理・リサイクル施設見学会、町内各種団体や一般向けの環境学習等を開催し、より一層環境情報発信の場として取組を充実させていきます。また、生ごみの減量化を目的とした「プランターコンポストモニター」事業を行っており、家庭から出る生ごみの減量化へ取り組んでいます。



▲エコセンター外観



▲海の観察会



▲フリーマーケット

## ごみ処理対策事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

### ○ごみ処理対策事業

2億8,126万円

#### 1. ごみの収集運搬と処理

町内から収集される「もやすごみ」「もやさないごみ」「有害・危険ごみ」「粗大ごみ」は、本町と那覇市で設立した那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターで破碎・焼却処分されます。町全域の家庭ごみの収集運搬は、町が委託した収集業者が各家庭の門口から収集運搬しています。町は、その委託料を収集業者に支払います。ごみの出し方について詳しくは「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のポスターをご覧ください。生活環境班へ問い合わせ下さい。

また、ごみ処理に掛かる経費で、那覇市・南風原町環境施設組合の運営費や那覇・南風原クリーンセンターの管理運営費及び最終処分場(那覇エコアイランド)建設費をごみの搬入量実績による負担割合で、那覇市・南風原町環境施設組合に負担金として支払い、平成19年7月に本町東新川地区に建設された「環境の杜ふれあい」の管理運営費については一定の負担割合で那覇市と負担しています。この施設で使用される電力はすべて「那覇・南風原クリーンセンター」の焼却炉で発電された余剰電力と施設屋上の太陽光発電でまかなわれ、雨水も散水やトイレ用水として利用しています。

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 家庭ごみ収集運搬委託料               | 3,984万円   |
| 那覇市・南風原町環境施設組合負担金         | 1億5,293万円 |
| その他(町指定ごみ袋製造費、町内清掃ごみ処理費等) | 3,715万円   |

# 環境への取り組み



↑ 家庭ごみ回収の様子



↑ 資源ごみとして回収された缶類

## 2. 資源ごみ・粗大ごみの処理

資源ごみ(アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、リターナブルびん、ダンボール、新聞・チラシ、紙パック、雑がみ・本類、布・古着類、草木、廃食用油)を分別収集し、リサイクル業者に処理を委託しています。また、廃食用油はバイオマス発電施設へ販売し、サーマルリサイクルとして利用されます。町では今後も循環型社会の形成を目指し取り組んでいきます。

### 主な経費

|               |         |
|---------------|---------|
| 資源ごみ収集運搬業務委託料 | 2,101万円 |
| 資源ごみ分別業務委託料   | 1,681万円 |
| PET・ビン再商品化委託料 | 28万円    |
| 草木処理委託料       | 861万円   |
| 町内一斉清掃処理委託料   | 463万円   |



↑ マットレス解体作業の様子



↑ 粗大ごみ(スプリング入りソファ)

町内から収集される粗大ごみは、那覇・南風原クリーンセンターで破砕して焼却処分されます。粗大ごみの処理は予約制になっていますので、役場住民環境課に電話で申し込み、粗大ごみ処理券を貼って指定の日に出してください。



## し尿処理事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

### 〇し尿処理事業

3,077万円

一般家庭のし尿・浄化槽汚泥は許可業者が収集運搬し、南風原町・西原町・与那原町・中城村・北中城村の5町村で組合を構成した、南部広域行政組合の「汚泥再生処理センター」で、し尿処理を行っております。

南部広域行政組合負担金(汚泥再生処理センター) 3,077万円



↑ 浄化槽の清掃の様子



↑ 汚泥再生処理センター



## VII 行財政計画

## 議会運営事業

(担当:議会事務局 局長:新垣 圭一)

1億70万円

### ○議会運営事業

#### 1. 議会の権限とは

町議会は地方自治法などの法律によって多くの権限が与えられており、町政の重要な事柄を審議・決定する大切な役目を持っています。主なものは次のとおりです。

##### ①議決

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、

- ・条例の制定・改廃
- ・予算の議決
- ・決算の認定
- ・一定金額以上の契約の締結など

町政の重要な事柄に関しては、町議会の議決が必要です。

##### ②調査と検査

町の仕事が、町議会の決定に従って適正に行われているかどうかを調査、検査します。

##### ③意見書、決議

町民の福祉の向上や利益につながることについて、国、県などに意見書を提出したり、国政や社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。

##### ④その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、町長が副町長、教育長、教育委員、監査委員などを選任する場合の同意権、町民から提出された請願・陳情の受理権などがあります。

#### 2. 議会運営に係る主な経費

##### ①議員報酬 5,230万円

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ・議長:35.0万円(月額)  | ・副議長:29.0万円(月額)   |
| ・委員長:27.2万円(月額) | ・その他議員:26.3万円(月額) |

##### ②議員期末手当 1,630万円

報酬額に10%を乗じて得た額を加算した額に  
100分の340を乗じた額(年間)

##### ③議員共済会給付負担金等 1,487万円

##### ④旅費(費用弁償等) 398万円

# 効率的で健全な行財政運営

⑤需用費 17万円

消耗品費 16万円

食糧費 1万円

⑥委託料

ペーパーレス会議システム操作研修委託料  
26万円

⑦使用料及び賃借料 115万円

ペーパーレス会議システム使用料 73万円

タブレット端末制御ソフト使用料 35万円

その他使用料 7万円

⑧備品購入費 536万円

タブレット等購入費 536万円

⑨負担金、補助及び交付金 617万円

政務活動費交付金 288万円

その他負担金 329万円

⑩その他 14万円



▲議会議場での採決の様子



▲現場調査(予算の現場を見て確認します)

## ◎政務活動費とは◎

政務活動費は、地方自治法第100条第14項～第16項に規定され、「南風原町議会政務活動費の交付に関する条例」に基づいて、町議会の議員が行う調査研究その他の活動のために必要な経費の一部として交付されます。

## ◎政務活動費の交付について◎

『南風原町議会政務活動費の交付に関する条例』及び『南風原町議会政務活動費の交付に関する規程』により、請求のあった議員に対して、月額1.5万円(年額18万円)を毎年4月と10月にそれぞれ半年分を一括して交付します。

議員は交付された政務活動費を調査研究その他の活動に使い、年度が終わると議長に収支報告書を提出し、報告することとしています。

また交付額を全て使わなかった場合は、残額を返還しなければなりません。



## 企画事務事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:玉那覇 和彦)

### ○企画事務事業

2,584万円

1. 南部広域市町村圏事務組合負担金 173万円(総務費)  
2,023万円(南斎場建設事業負担金)

※構成市町村

(5市) 糸満市、浦添市、豊見城市、那覇市、南城市

(4町) 南風原町、八重瀬町、与那原町、久米島町

(6村) 粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

#### 【主な事業】

##### ①「南斎場」の管理運営

火葬需要への対応と公衆衛生上の重要な都市施設である「南斎場」の管理運営を行います。

##### ②広域研修事業:構成市町村職員を対象に 広域研修を実施します。



▲南斎場

2. 南部広域行政組合事務局運営負担金 141万円

※構成市町村

(3市) 糸満市、豊見城市、南城市

(4町) 南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町

(7村) 中城村、北中城村、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村

3. その他 247万円

## 電子計算事務事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:玉那覇 和彦)

### ○電子計算事務事業

6,251万円

本町では、財務会計システムや文書管理システムなど業務の多くをコンピュータによる管理・運営により、事務の効率化及びコスト削減を図ると共に、個人情報の漏洩や不正使用などの対策を強化し情報セキュリティの確保と個人情報保護に努めております。

1. 業務システム(事務処理部門)の管理・運営 6,251万円  
各業務システムを安定して管理・運営するための保守委託及びシステム・機器等の使用料、セキュリティ対策に係るライセンス費用や負担金などを予算計上しています。



# 効率的で健全な行財政運営

## 主な経費

|                  |         |
|------------------|---------|
| ネットワーク関係委託料等     | 768万円   |
| 電算個別業務処理委託料      | 289万円   |
| シンククライアントシステム使用料 | 721万円   |
| 仮想サーバー使用料等       | 2,600万円 |
| 沖縄県セキュリティクラウド負担金 | 283万円   |
| 会計年度任用職員報酬等      | 285万円   |
| 備品購入費            | 1,231万円 |
| その他(消耗品・修繕料)     | 74万円    |



各課共有パソコン

## 基幹系事務事業(マイナンバー制度関係等)

(担当:総務部 企画財政課 課長:玉那覇 和彦)

### ○基幹系事務事業

8,665万円

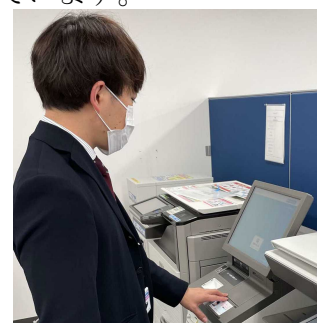
住民票の発行や国民健康保険の保険証の交付など多くの事務が電算システムにより行われています。電算システムを利用することにより、より早く正確に業務を進めております。

#### 1. 基幹システム(住民サービス系システム)の充実 8,665万円

事務の効率化や住民サービスの向上を図るため、住民票などを発行する為の住民情報システムや税金・収納管理システム、福祉・健康管理システムなどの電算システムの運用費用や社会保障・税番号制度にかかる負担金などの費用を予算計上しています。

## 主な経費

|                |         |
|----------------|---------|
| 住民情報システム委託料等   | 1,868万円 |
| 住民情報システム使用料等   | 5,857万円 |
| 番号制度関係負担金      | 698万円   |
| その他(印刷製本費、負担金) | 242万円   |



コンビニ交付試験

## ふるさと納税推進事業

(担当:総務部 企画財政課 課長:玉那覇 和彦)

### ○ふるさと納税推進事業

2億7,497万円

南風原町へ寄附していただいた町外在住者に対して町の特産品等を返礼品として贈呈します。

ふるさと納税制度を活用し、南風原町、事業所が一体となり、南風原町のPRや地場産品の販路拡大など地域活性化を推進します。また令和5年度に「企業版ふるさと納税」の認定を国から受け、企業からの寄附受入が可能になりました。

#### ■主な経費

|             |           |
|-------------|-----------|
| ふるさと納税業務委託料 | 2億1,570万円 |
| ポータルサイト使用料  | 5,500万円   |
| その他         | 427万円     |



▲ふるさと納税による返礼品の一部

#### ふるさと納税とは？

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

ふるさと納税という名称ですが、実際には自治体への寄附となっており、自己負担額2,000円を除いた金額が税金の控除対象となります。また、地域の特産品が返礼品としてもらえることも魅力となっています。

#### 企業版ふるさと納税とは？

企業版ふるさと納税制度は、国が認定した地方公共団体へ「企業が地域貢献の思いをカタチにする制度」となっています。

企業版ふるさと納税は返礼品贈呈はなく、経済的利益を得ることも禁止されていますが、寄附額の最大約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮される制度となっています。

# 効率的で健全な行財政運営

## 住基・印鑑登録・旅券事務事業

(担当:総務部 住民環境課 課長:金城 直子)

### ○住基・印鑑登録・旅券事務事業

2,884万円

#### 1. 住民基本台帳・印鑑登録に関する事務

住民の皆様が町内外へ引越した時、又は婚姻届、離婚届、出生届、死亡届など、役場へ届出をした場合に、住民基本台帳の記録更新を行い、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成します。住民基本台帳は住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。又、住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護及び予防接種に関する事務、印鑑登録に関する事務処理のため等に利用されます。

平成25年4月からは旅券(パスポート)の受付申請・交付も行っており住民の利便性が向上しております。

また、住民環境課では新規又は車検の切れている自動車を車検場に移動させる際、公道を臨時的に走らせるために必要な許可を受けるための制度、自動車臨時運行許可業務(仮ナンバー)も行っております。

|      |               |         |
|------|---------------|---------|
| 主な経費 | 窓口対応嘱託職員報酬等   | 2,407万円 |
|      | コンビニ交付事務委託料   | 248万円   |
|      | コンビニ交付事務運営負担金 | 69万円    |
|      | その他の経費        | 160万円   |



コンビニの多機能端末とは、  
コンピューターやファックス機のことです。

### ★コンビニのコピー機を利用して各種証明書の発行が可能です。

マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用し、平成25年9月から全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されている多機能端末(マルチコピー機)から、各種証明書発行が可能となり月平均1,180件の利用があります。

利用時間は(6:30～23:00)となっており、住民の利便性が更に向上しております。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxによる申告、オンラインによる転出届や転入(転居)予約、パスポート電子申請ができるようになりました。

| 取得可能証明書                                  | 利用時間       | マルチコピー機設置場所               |
|------------------------------------------|------------|---------------------------|
| 住民票、印鑑証明書<br>所得証明書、所得課税証明書<br>戸籍証明書、戸籍附票 | 6:30～23:00 | 全国のファミリーマート、ローソン、セブンイレブン等 |

## ■■■ 印鑑登録証をマイナンバーカード又は住民基本台帳カードに併用 ■■■

町では平成22年4月1日から印鑑登録証の新規交付を住民基本台帳カード(住基カード)に併用させていましたが、マイナンバーカード制度の開始に伴い、住基カードの発行は平成27年12月31日で終了となっています。そのため、印鑑登録の新規交付はマイナンバーカードに併用できます。またコンビニで証明書を交付する場合は現行の手数料300円から200円となり、よりお得で便利です。(戸籍事項証明書のみ 手数料450円→400円)

## 【コンビニで取得した証明書のイメージ】

### 証明書のイメージ



おもて面



うら面

証明書のおもて面、うら面には高度な偽造・改ざん防止対策が施されています。

※実際の証明書は、市区町村指定の様式になります。



## 戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正によって 平成20年5月1日から「本人確認」が義務付けられています

近年、本人の知らない間に戸籍や住民票等の証明書が不正に取得されたり、虚偽の届出がされるという事件が全国的に発生していることや、個人情報保護に対する関心が高まったことから、不正請求防止のため、窓口に来られた方の本人確認が義務付けられました。

### 住民環境課からのお知らせ

#### 1. 戸籍の届出時には身分証を持参してください。

近年、本人の知らない間に他人が勝手に婚姻届や養子縁組届などを提出する事件が起きています。町ではこうした虚偽の届出を防止するために、次の5つの届出について窓口に出す全ての方に身分証(官公署発行の写真付き証明書等 例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等)を提示していただいています。なお、身分証をお持ちでない人も届出をすることはできますが、本人と確認ができなかった場合には郵便で届出があったことを当事者に通知しています。

※身分証の提示が必要な戸籍の届出 婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届

※本人の意思に基づかない戸籍の届出を防ぐため、届出を受理しないよう申し出る制度「不受理申出制度」もあります。

#### 2. 住民異動届について

第三者のなりすましによる悪質な届出を未然に防ぐため、写真付き証明書等(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等)で本人確認を行っています。

### 窓口での本人確認書類について

#### ○1点確認でよいもの(官公署が発行した顔写真付き証明書)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付)、在留カード、身体障害者手帳、官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書等

#### ○2点確認以上の組み合わせの確認 ※複数提示をお願いすることがあります。

国民健康保険証、健康保険証、国民年金手帳、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、学生証など

代理人の方は請求者(必要な方)からの「委任状」の提出が必要です。

※代理人は本人確認書類と請求者の代理人であることを明らかにする書類(委任状)が必要です。

※偽りその他の不正な手段によって戸籍や住民票等の証明書の交付を受けた者は**刑罰(30万円以下の罰金)**が科されます。

※印鑑証明書については、これまで同様**印鑑登録証**の提示のみで交付を受けることができます。

問い合わせ先 住民環境課 TEL889-4414

## 町県民税に係る経費

(担当:総務部 税務課 課長:新垣 奈津子)

### ○町県民税に係る経費

2,443万円

個人の町県民税は、その年の1月1日に町内に住所がある方と、町外に住所がある方で町内に事務所や事業所等がある個人に対して、前年の所得に応じて課せられる税金です。

法人町民税は、町内に事務所や事業所がある法人に対して、資本金等の額、従業者数の区分に応じた均等割と、法人税(国税)によって算出された法人税割の合計額を申告納付していただく税金です。

公平・公正な課税を行うだけでなく、町民の方へのわかりやすい説明やスムーズに申告などの手続きができるよう、窓口等のサービス向上に取り組んでいます。

また、地方税の手続きについては全国的に電子化が進められており、本町においても国税連携システム及びeLTAX(エルタックス)システムを活用し、事務の効率化を図っています。

#### 主な経費

|             |       |
|-------------|-------|
| 会計年度任用職員報酬等 | 778万円 |
| 納付書等郵送費     | 303万円 |
| 納付書作成等委託費   | 796万円 |
| eLTAXに係る経費  | 522万円 |
| その他事務経費     | 44万円  |



## 固定資産税に係る経費

(担当:総務部 税務課 課長:新垣 奈津子)

### ○固定資産税に係る経費

1,285万円

固定資産税(土地・建物・償却資産)に対する課税を適正に行うためには、その固定資産の正確な把握、適正な評価(価格)が基本となります。土地や建物には様々な形態があり、その評価について納税者へより分かりやすく正確に説明する目的から、町では以下のような業務を行っています。

#### 1. 標準宅地の不動産鑑定業務(土地)

適正に土地の固定資産税を課税するため、固定資産の評価の基準となる標準宅地価格の調査を不動産鑑定士に依頼しています。

#### 2. 土地の課税資料修正業務(土地)

土地の用途や、所有者、面積などの登記情報に変更があった場合は、土地のデータ修正を行い、そのデータを基に地籍図や路線価図等の課税資料を作成し、現地調査や日々の課税業務に活用しています。

また、課税業務以外にも、工事前の地番の確認、道路の位置、境界の確認等、さまざまな場面で活用されています。

# 効率的で健全な行財政運営



▲地籍図



▲路線価図

## 3. 評価見直し業務(土地)

土地の評価は3年毎に見直すこととなっています。そのため、町では3年にまたがり、次回の評価替えに向けた評価見直し業務を委託しています。また、評価替えに併せて3年に1度、町全体の航空写真の撮影も委託しています。

## 4. 家屋評価システムHOUSAS使用料等

固定資産(家屋)の適正な把握・管理・評価計算を行うためのシステム使用料です。

## 5. 家屋評価システムHOUSAS保守管理委託料

システムの保守管理を行うことにより、適正な評価計算、検索、集計、住民情報総合システムへの転送及びデータの作成・修正を正常かつ円滑に行います。

## 6. 固定資産税納付書作成及び事務経費

固定資産税の納付書を作成し発送するための経費と事務用品などの消耗品費です。

### 主な経費

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 評価に伴う委託料及びリース料等 | 1,140万円 |
| 納付書等郵送費         | 110万円   |
| 消耗品など事務経費       | 35万円    |



▲家屋(建物)を把握するため町内を巡回します。

## 賦課徴収事業

(担当:総務部 税務課 課長:新垣 奈津子)

### ○賦課徴収事業

2,417万円

町税(個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)の徴収業務、納税指導や滞納整理(差押えなど)事務を行い町税の納付又は納入の安定確保を目的とする経費です。職員5名に納税指導をする会計年度任用職員3名を配置し、税負担の公平・公正性を保ち、町税の安定確保の向上に取り組んでいます。

#### 主な経費

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 会計年度任用職員(町税務徴収員)報酬等 | 1,025万円 |
| 郵送費等                | 459万円   |
| 消耗品など事務経費           | 270万円   |
| 過年度還付金              | 663万円   |

#### ★Pointチェック!

##### 滞納処分とは・・・?

納税は国民の義務です。税金は、納税者の方が定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっています。その納期限までに税金の納付又は納入がない場合には、納期限内に納められた方との公平性を保つため、また町の租税債権を保全するために、本来の税額に延滞金が加算されるほか、やむなく「滞納処分」を行うことがあります。

「滞納処分」とは、税金を滞納している者(個人または法人)の意思に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に差し押さえ徴収することです。滞納者の財産を差し押さえ換価し、滞納になっている税金に充て完納させる一連の手続きを言います。



##### 差押えとは・・・?

財産調査で発見された滞納者の財産に対する差押えを言います。差し押えを行った場合、滞納者やその利害関係者(会社・金融機関・生命保険会社・不動産の抵当権者など)に「差押通知書」を送付します。※法律では「督促状を發した日から起算して10日経過した日までに完納しないときは、財産を差し押えなければならない」となっています。

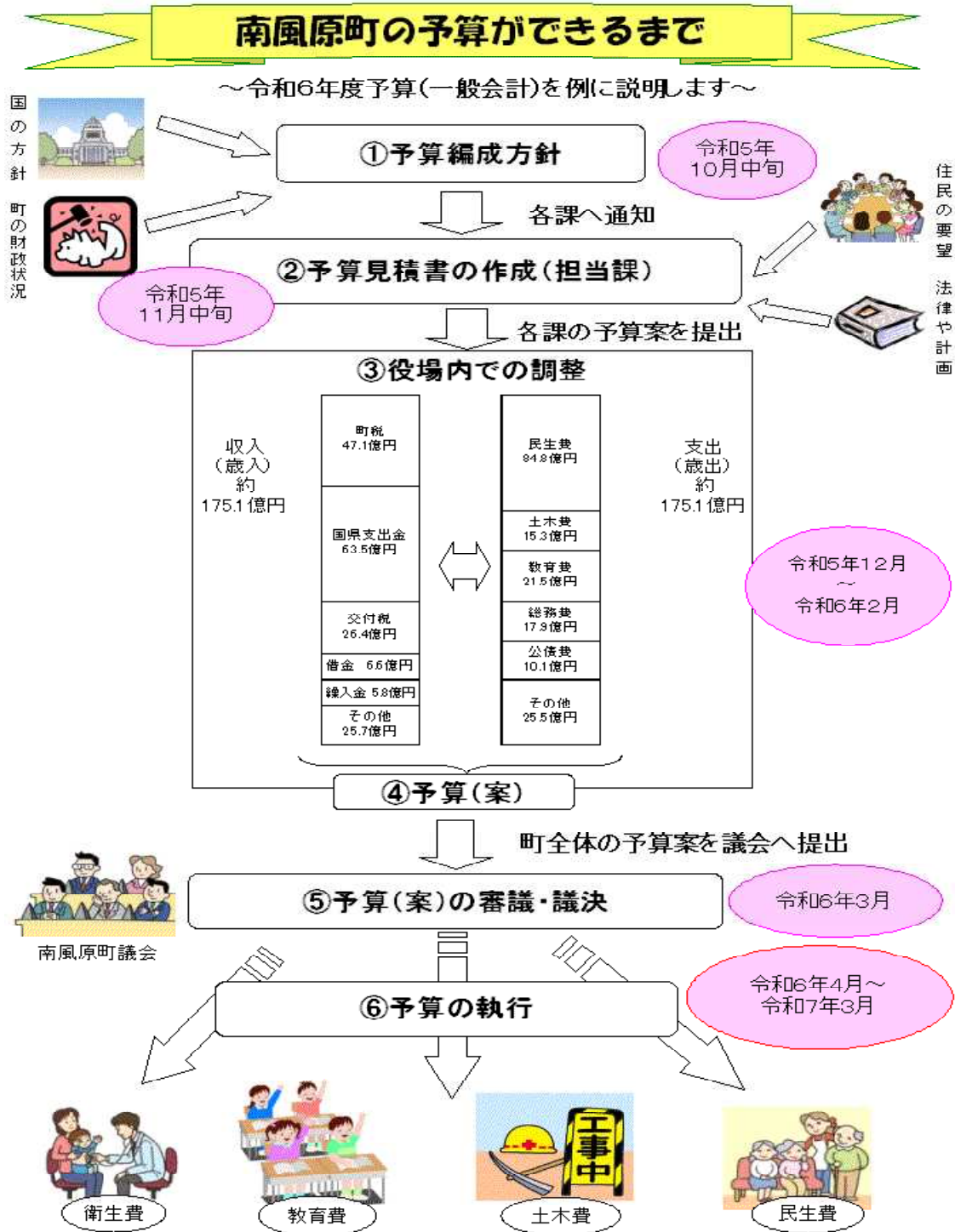
(国税徴収法第47条)



# 資料編（インタビュールーム）

## Q1 町の予算はどのようにしてできるのですか？

予算とは、南風原町の1年間の収入と支出の見積もりのことをいいます。家計に例えると、「1年間の収入がいくらで、そのうちの生活費がいくら、ローンの返済がいくら」というものを示したものです。町長(役場)が予算案を作り、その案を議会に提出します。議会で可決(承認)されると、正式に予算となります。



令和6年度の予算を例に、前のページの図にそって説明します。

### ①予算編成方針(令和5年10月中旬)

予算編成方針とは、国の方針や町の財政状況などを参考に、予算を作るときの基本的な考え方を示したものです。この予算編成方針を役場の各課に通知します。各課はこの方針を基に予算の見積もりをします。

### ②予算見積書の作成(令和5年11月中旬)

予算編成方針に基づき、事業の担当課では、予算見積書を作成します。皆さんの家庭でも、洗濯機が古くなったから新しいものを購入したい、旅行に行きたい、など要望はたくさんあると思いますが、実際の収入に見合う範囲内で、優先順位を決めて家計をやりくりしていることと思います。

町も皆さんの家庭の家計と同じように、限られた収入(財源)の中で、優先順位をつけて事業を選択し、予算を作っています。

### ③役場内での調整(令和5年12月～令和6年2月)

役場内で、各課の予算見積書の内容について聞き取り(ヒアリング)を行います。一つ一つの事業について、緊急性、必要性があるのか、法律や町の計画に沿ったものなのかなど、内容の確認を行います。

### ④予算(案)の提出(令和6年3月)

最終的に、1年間の収入の見積もりと、支出の見積もりを同じ額になるように調整し、予算(案)を作ります。その後、予算(案)は、説明書をつけて、議会に提出されます。

### ⑤予算(案)の審議・議決(令和6年3月)

提出された予算(案)は、3月の定例議会において審議が行われ、議決されます。議決の内容は「原案可決」、「修正可決」、「否決、審議未了」の3種類あり、「原案可決」若しくは「修正可決」の議決がなされると、予算案が予算として成立することになります。

### ⑥サービスの提供(令和6年4月から令和7年3月までの1年間)

議会の議決(予算成立)後、1年間の予算の使用計画に基づき、担当課において予算の執行(サービスの提供)が行われます。

以上で、予算が作られサービスの提供として使われるまでを説明しました。町では、皆さんが支払う貴重な税金を、最小の経費で最大の効果を得られるよう努めてまいります。

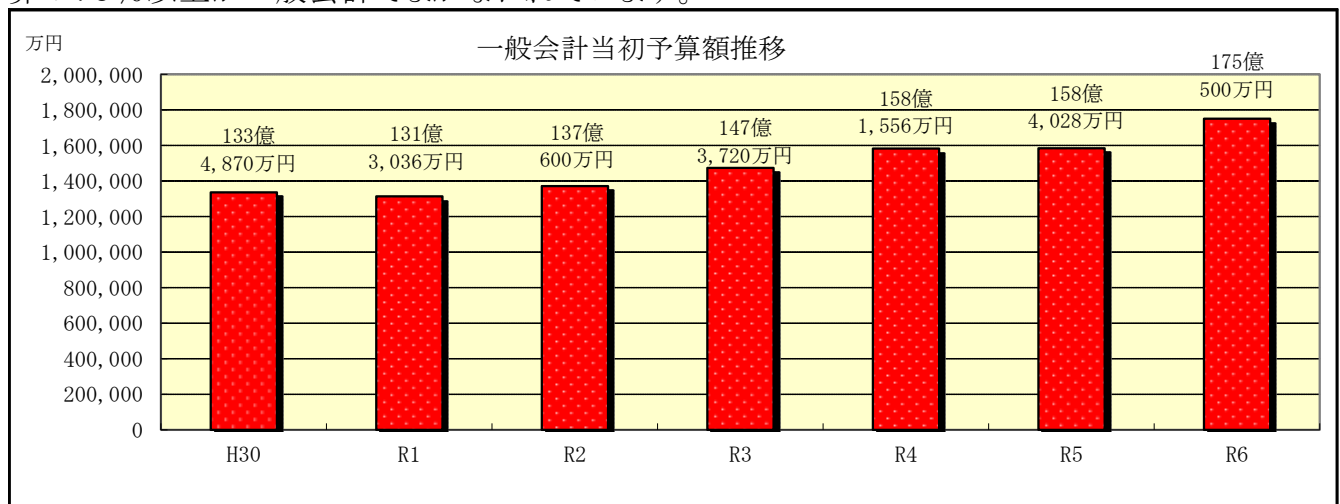


## Q2 町の予算は毎年増えているのですか？

町の予算は皆さんの家庭の家計と同じように、得た収入(町税や国・県からの補助金など)や、借金(町債など)をしながら、仕事をしてやりくりしています。町の予算は、人口の増加に伴う社会福祉費の増や社会資本の整備等により年々増加しています。なお、町の予算は、一般会計及び3つの特別会計及び公営企業会計に分かれており、各会計の説明は下記のとおりとなっています。

### ○一般会計

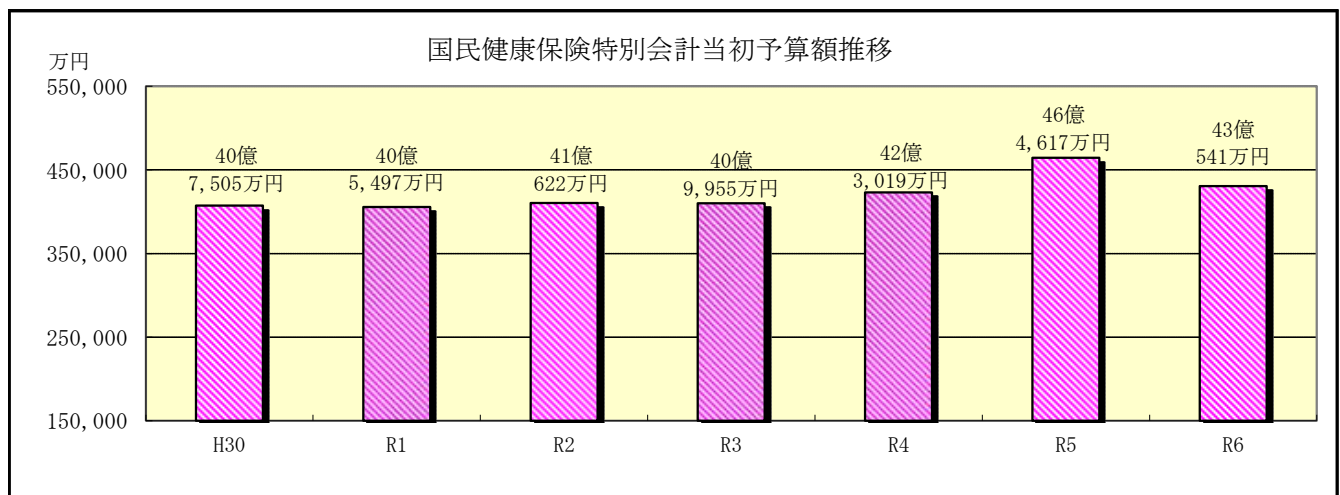
本会計は民生費や土木費、教育費など、行政を運営するうえで最も基本となるもので、町の予算の70%以上が一般会計でまかなわれています。



### ○特別会計

#### ■国民健康保険特別会計

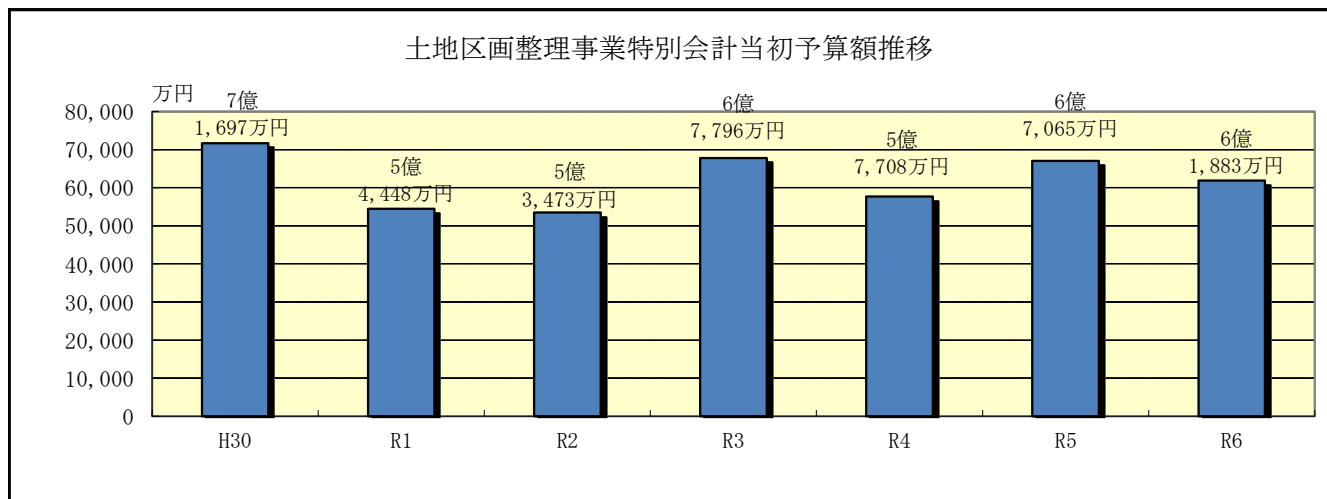
通称「国保」の運営は、加入者の皆さんが納めた税金だけではなく、国・県・町も費用を負担しています。加入者の誰もが安心して平等に医療が受けられるように保険税を出し合い、いざというときの医療費にあてる「助け合い」の精神に基づいた制度です。ひとり一人が自分の健康状態を管理することで医療費の抑制にもつながりますので健康診断を受診しましょう。





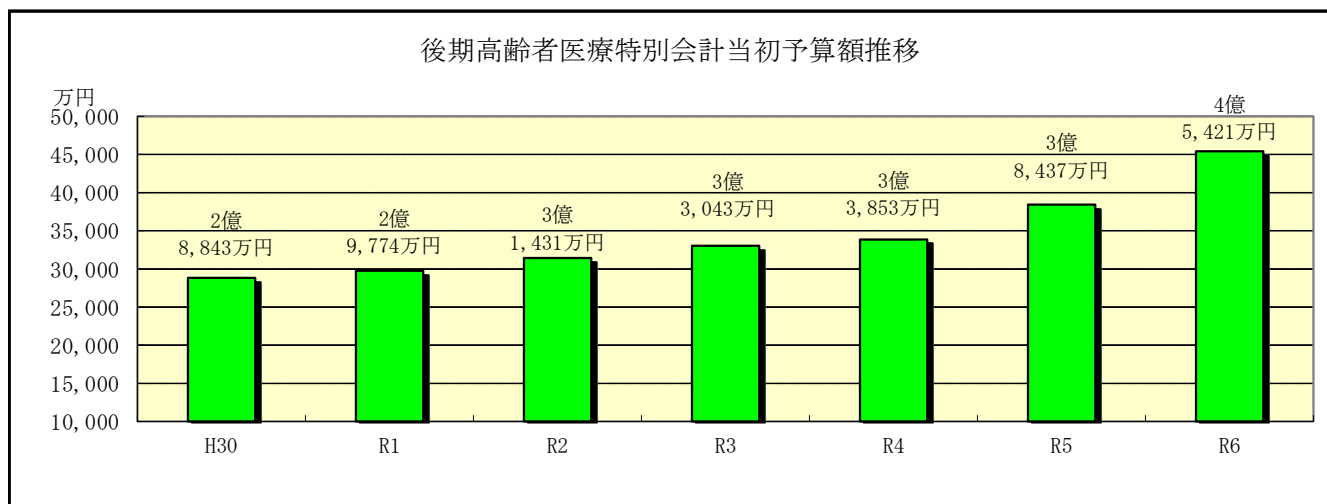
## ■土地区画整理事業特別会計

本特別会計は津嘉山北土地区画整理事業を実施するため、平成8年度に創設されました。平成2年頃から地域住民の皆さんや土地所有者の皆さんとまちづくり(案)などについて議論や討論を重ねながら実施しています。



## ■後期高齢者医療特別会計

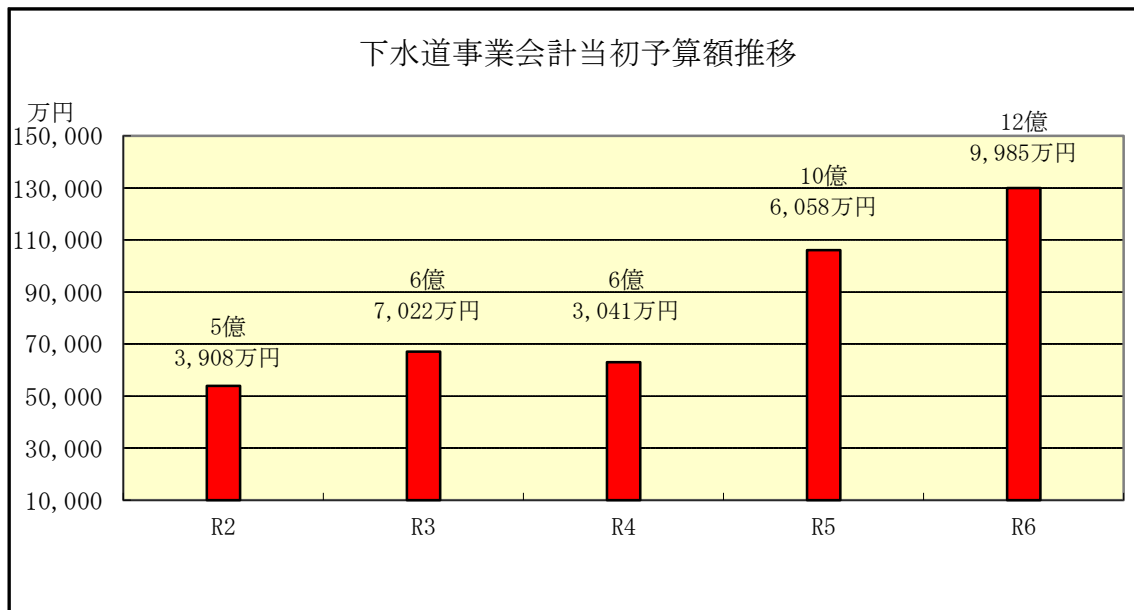
本特別会計は、老人医療制度に代わる新しい医療制度「後期高齢者医療制度」が平成20年4月からスタートすることに伴い創設されました。後期高齢者医療に係る事務は役場と沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市)で行っています。



○公営企業会計

■下水道事業会計

令和2年4月1日より、地方公営企業法の財務適用で「特別会計(官庁会計)」から「公営企業会計(複式簿記)」へ移行し、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が『下水道事業会計』という一つの会計となりました。今年度の事業費は12億9,985万円、整備予定箇所は主に津嘉山土地区画整理区域内の整備を行い、新川・照屋地内でも污水管布設工事を行い、照屋・兼城地内で雨水幹線工事を予定です。



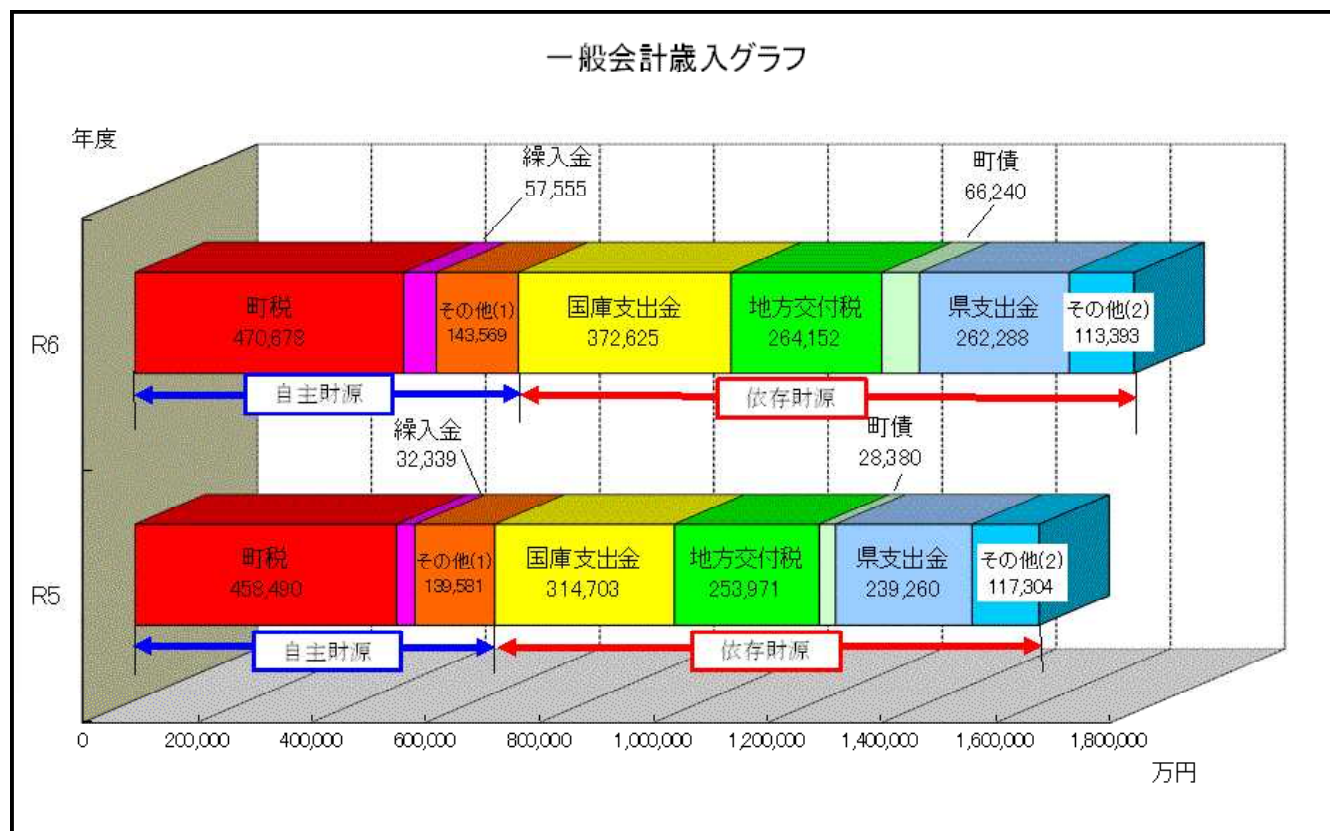
### Q3 令和6年度の予算の配分はどうなっているのですか？

#### ○一般会計予算の配分

令和6年度一般会計予算額は175億500万円です。ここではその収入と支出、それぞれの内訳を説明します。どのようなお金が町に入ってきて、どのように使っていくのかを見てみましょう。

#### ①収入

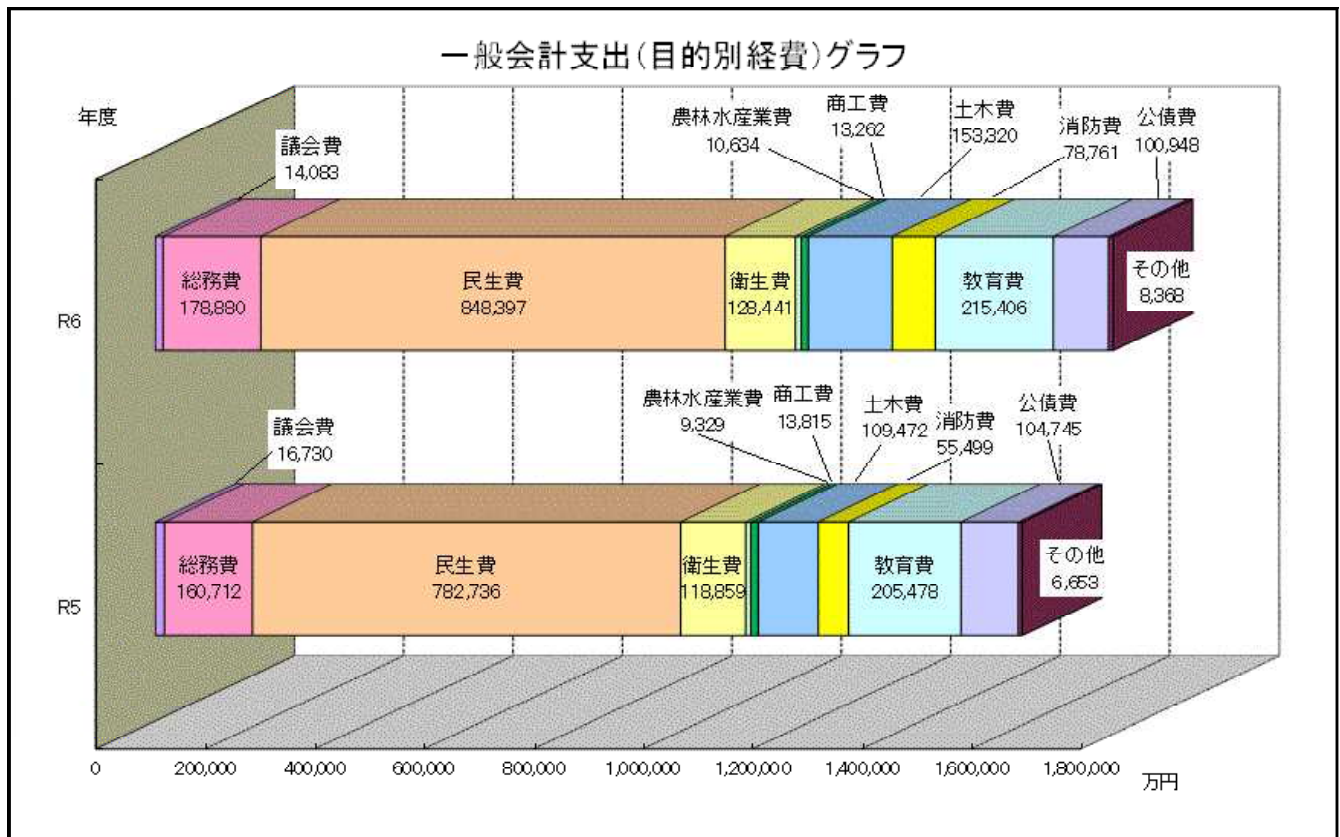
南風原町の収入で一番大きな割合をしめているのは、町民税や固定資産税など、皆さんが町に納める税金で47億678万円です。26.9%です。ある特定の事業を行う目的で国から交付される国庫支出金が37億2,625万円です。21.3%、日本のどの地域においても一定の行政サービスが提供できるように、県・市町村へ国が交付する地方交付税(基準は国が決めています)が26億4,152万円です。15.1%、大きな事業を行うために国や金融機関から借り入れる町債(借金)が6億6,240万円です。3.8%となっています。



※その他(1)の収入科目は諸収入、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰越金、寄附金、財産収入です。

※その他(2)の収入科目は地方消費税交付金、地方譲与税、地方特例交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、利子割交付金、交通安全対策特別交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金です。

## ②目的別支出(一般会計)



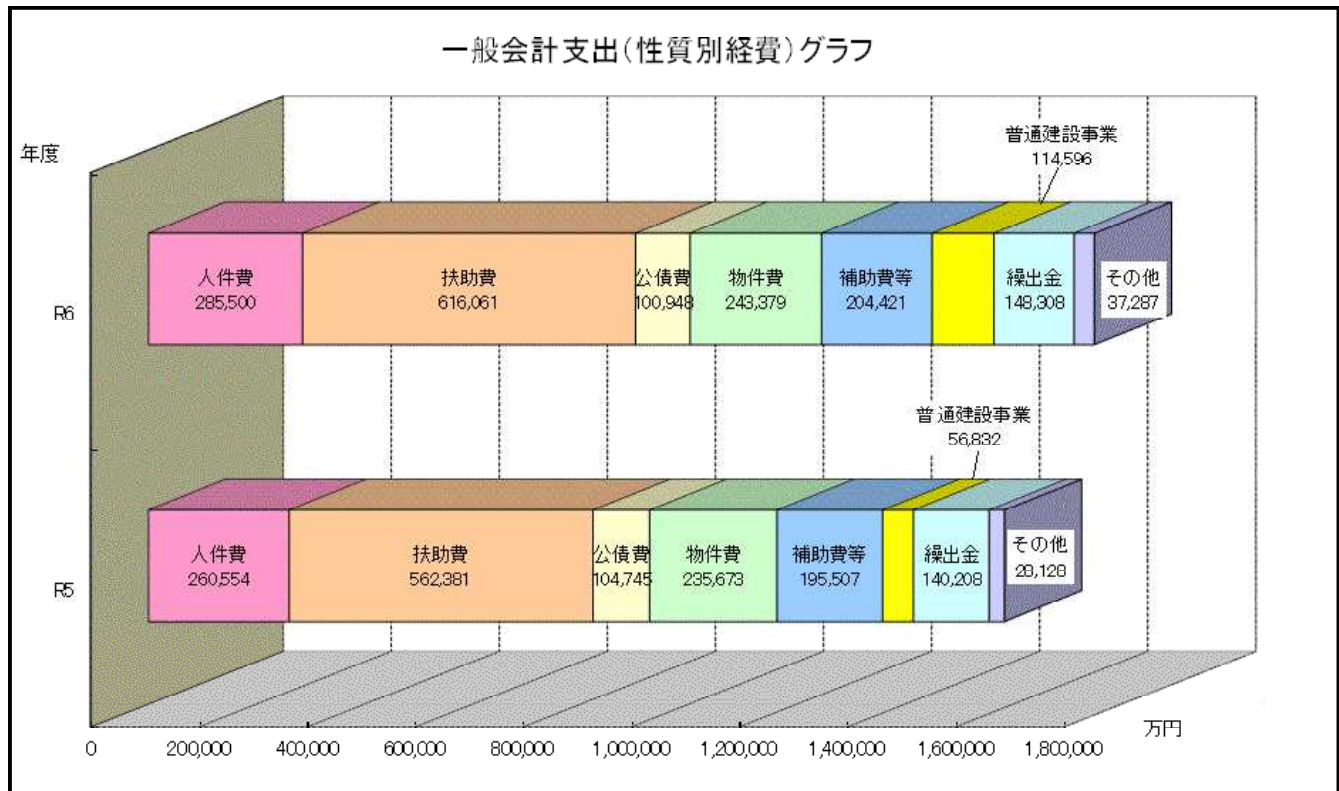
令和6年度当初予算と令和5年度当初予算の支出を目的別に分類したグラフです。目的別の主な増減事業は下記のとおりとなります。

※記入例:増減項目 増減額(令和5年度当初予算→令和6年度当初予算)

|                       |                                |
|-----------------------|--------------------------------|
| 【総務費】国際交流拠点ネットワーク推進事業 | 3,080万円(0万円→3,080万円)           |
| 【民生費】高齢者医療対策費等        | 5,817万円(3億7,812万円→4億3,629万円)   |
| 介護給付・訓練等給付事業          | 3億211万円(13億9,709万円→16億9,920万円) |
| 【衛生費】こども医療費助成事業       | 7,214万円(2億4,285万円→3億1,499万円)   |
| 【農林費】農業委員会運営事業        | 196万円(1,171万円→1,367万円)         |
| 【労働費】地域女性活躍推進事業       | 5,368万円(0万円→5,368万円)           |
| 【土木費】町道10号線道路改良事業     | ▲2,456万円(1億1,868万円→9,412万円)    |
| 黄金森公園整備事業             | 4億7,589万円(1,252万円→4億8,841万円)   |
| 津嘉山中央線街路事業(2工区)       | ▲1,308万円(1億2,352万円→1億1,044万円)  |
| 【教育費】学力調査事業           | 760万円(583万円→1,343万円)           |
| 特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業   | 2,766万円(9,657万円→1億2,423万円)     |



### ③性質別支出(一般会計)



令和6年度当初予算と令和5年度当初予算の支出を性質別に分類したグラフです。性質別の主な増減理由は下記のとおりとなります。

※記入例:増減項目 増減額(令和5年度当初予算→令和6年度当初予算)

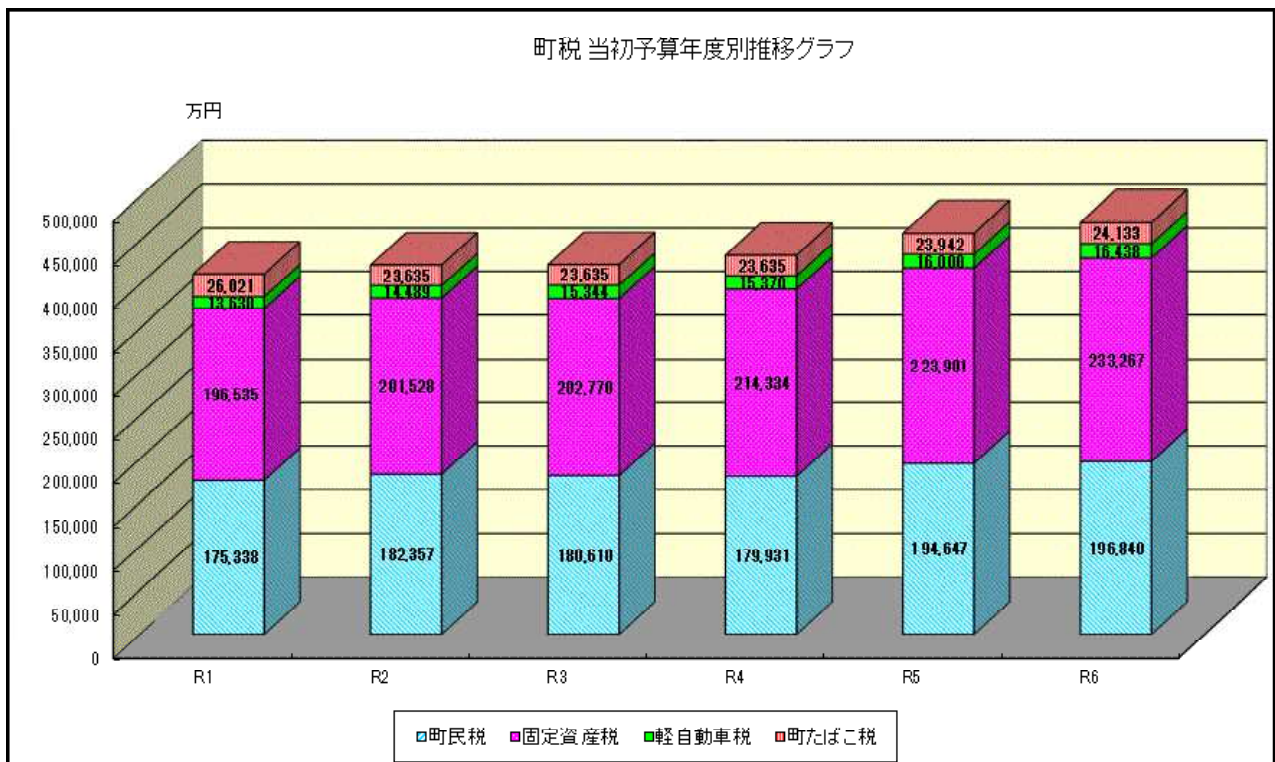
|           |                 |                                |
|-----------|-----------------|--------------------------------|
| 【人件費】     | 会計年度任用職員報酬等     | 2億85万円(7億4,623万円→9億4,708万円)    |
|           | 退職手当特別負担金       | 478万円(793万円→1,271万円)           |
| 【扶助費】     | 法人保育園運営費等       | 5,002万円(23億1,746万円→23億6,748万円) |
|           | 障害者自立支援給付事業     | 1億7,310万円(9億863万円→10億8,173万円)  |
| 【物件費】     | 各種委託料           | 6,300万円(13億5,979万円→14億2,279万円) |
| 【補助費等】    | ふるさと博覧会実行委員会補助金 | 1,800万円(0万円→1,800万円)           |
|           | 町社会福祉協議会補助金     | 1,024万円(1億413万円→1億1,437万円)     |
|           | 学童クラブ補助金        | 1億180万円(2億204万円→3億384万円)       |
| 【普通建設事業費】 | 黄金森公園整備事業       | 4億7,589万円(1,252万円→4億8,841万円)   |
|           | 防災情報発信強化事業      | 2億2,991万円(1,410万円→2億4,401万円)   |

## Q4 令和6年度の町税の収入と内訳はどうなっているのですか？

町税の収入は税の種類によって増減があつたりしますが、全体的には年々増加傾向にあります。令和6年度につきましても全ての税目において見込額が増となっており、令和5年度と比較し、町税全体で1億2,188万円の増となっています。

### 1. 町税の内訳

令和6年度予算の町税収入を占める割合でみると、固定資産税が23億3,267万円で税金収入の49.6%を占めており、次いで町民税が19億6,840万円、町たばこ税が2億4,133万円、軽自動車税が1億6,438万円となっています。

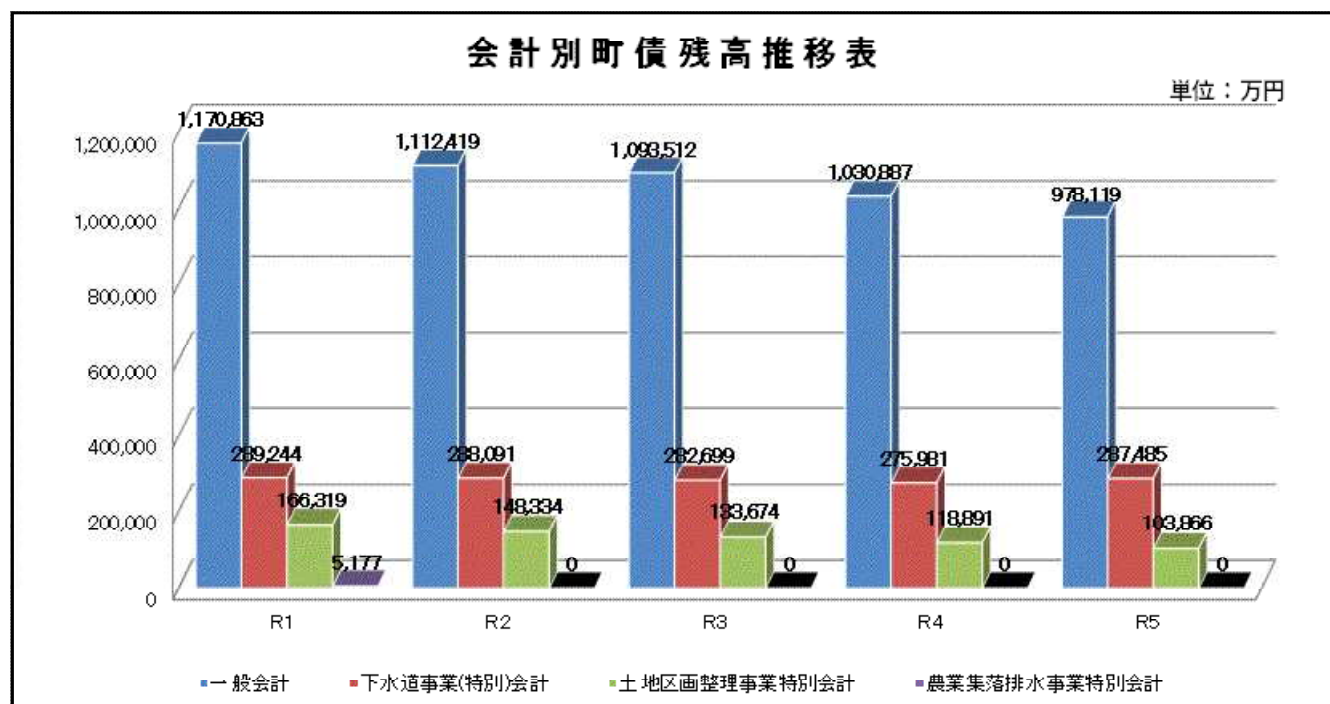
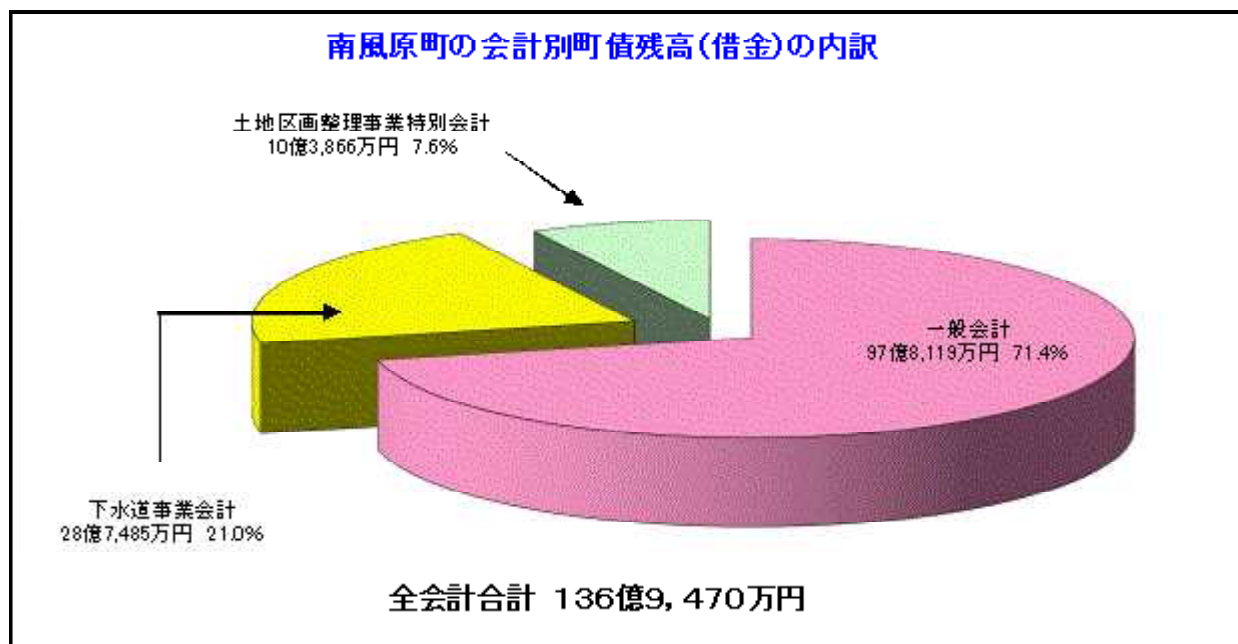


単位：万円

| 項 目       | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 町 民 税     | 175,338 | 182,357 | 180,610 | 179,931 | 194,647 | 196,840 |
| 固 定 資 産 税 | 196,535 | 201,528 | 202,770 | 214,334 | 223,901 | 233,267 |
| 軽 自 動 車 税 | 13,630  | 14,489  | 15,344  | 15,370  | 16,000  | 16,438  |
| 町 た ば こ 税 | 26,021  | 23,635  | 23,635  | 23,635  | 23,942  | 24,133  |
| 町 税 合 計   | 411,524 | 422,009 | 422,359 | 433,270 | 458,490 | 470,678 |

## Q5 町の借金（町債）はどのくらいあるのですか？

町では、道路整備や学校建設、下水道整備等の公共施設整備を行うにあたり、起債（町の借金）を活用して事業（仕事）を行っています。その町の借金（町債残高）は、令和5年度末（令和6年5月31日）見込みで、全会計合わせて136億9,470万円となっています。



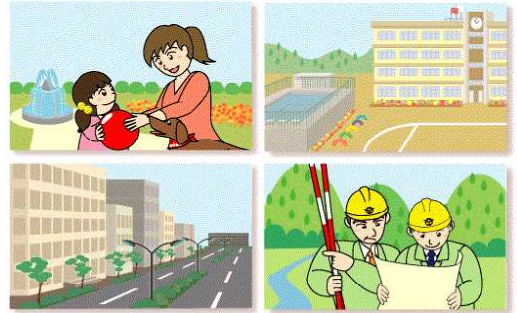
次に、町ではどのような事業に町債を活用しているか、目的毎に分けて紹介します。

### 目的別町債(地方債)用語説明

■公共事業等債・・・国の補助事業のうち地方負担分にあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 津嘉山中央線街路事業
- 黄金森公園、津嘉山公園、町道改良事業 など



■教育・福祉施設等整備事業債・・・幼稚園、小・中学校等の施設整備にあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 町立学校空調設備設置事業、北丘小学校体育館等整備事業

■一般単独事業債・・・主に国からの補助金を受けられない事業にあてて町債です。

■災害復旧事業債・・・台風や大雨等により被害を受けた道路や河川、公共施設などの復旧工事にあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 南風原中学校バックネット復旧事業



■その他の起債・・・減税補てん債や臨時財政対策債等、本来国が町に交付すべきものを国に代わって町が借入した町債です。

■下水道事業債・・・下水道を整備するためにあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

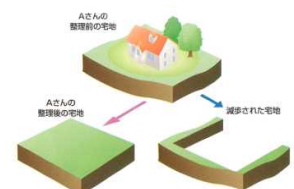
- 公共下水道整備事業



■土地区画整理事業債・・・区画整理の事業にあてて町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 津嘉山北土地区画整理事業



■農業集落排水事業債・・・農業集落排水施設を整備するためにあてて町債です。

この借入を活用して行った事業(平成18年度以降より借入無)

- 農業集落排水整備事業(神里、宮城地区)



## ●町債(地方債)ってなに？

南風原町の収入となるものは、町民税・固定資産税などのみなさんが納める「税金」と国からの地方交付税・国庫支出金、さらには、使用料・手数料などの現金収入があります。

通常はこれらの財源を活用し、各種行政サービス(仕事)を行っていますが、学校建設や道路整備等の大規模な公共施設整備を行う場合は、現金収入以外に「借金」をして施設を完成させ10年から30年にわたってその借金を返済しています。このような借金を「町債(地方債)」といいます。これは、私たちが家を建てる際に住宅ローンを活用することと同じ考え方です。

## ●なぜ、借金をするの？

- ① 町債(地方債)を活用することによって、「財政負担の年度間調整」を図ることができます。つまり、計画的で効率的な財政運営(家計のやりくり)ができるということです。例えば、南風原町のように財政に余裕があるとはいえない町で、たくさんお金のかかることをしようとすると、1年間に入ってくるお金だけでは足りないことがあります。住宅ローンを考えてみてください。家を建てる費用をその年の給料だけでまかなえる人は、一部の人を除き、ほとんどいないはずです。毎年の暮らしに無理な負担をかけず、将来を考えながらお金のやりくりをしていくため借金をします。
- ② 町債(地方債)を活用することによって、「世代間の負担の公平」を図ることができます。例えば、南風原町の小学校を考えてみてください。何十年も利用されていく小学校を、もしその年だけのお金で建ててしまったら、他の行政サービスができなくなってしまうばかりか、小学校の建設費用をその時に住んでいた町民だけが負担したということになってしまいます。将来にわたってたくさん子どもたちが長く大切に利用していく小学校なのですから、それぞれの時代の町民が費用負担をしていった方が、世代間の負担も平等といえます。

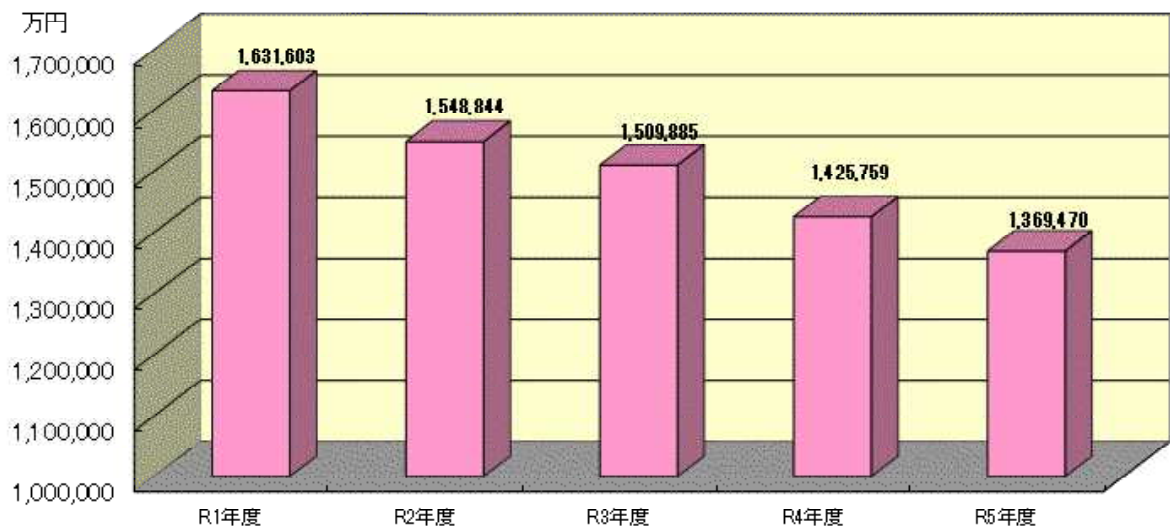


## ●南風原町の借金って増えているの？

町債（地方債）には、道路・公園・学校などを作るときに長期にわたって借りる町債と、国の家計（財政）が悪くなったために、地方交付税を減らすかわりとして発行する臨時財政対策債などがあります。

町債を借りたときは、町の家計（予算）の収入に「町債」として借り入れた額を計上します。町債を返済するときには、元金と利子を支出とし公債費として計上します。令和5年度決算見込では、歳入の町債は約7億5,740万円、歳出の公債費のうち元金の償還額（返済分）は約13億2,029万円であり、差し引きすると借り入れ額が、5億6,289万円下回っていることがわかります。町の借金については、町道改良事業、各種公園整備事業、津嘉山北土地地区画整理事業、公共下水道整備等の大型事業や沖縄振興特別推進交付金事業（ハード事業）を継続実施していますが、これらの事業実施に係る国や県からの補助金の減少に伴い事業規模が縮小していることや、町債の発行抑制に努めたことから、借金は減少しています。今後も普通建設事業費の縮減により、町債発行を元金償還額以下に抑制し、将来の財政運営の負担とならないよう努めていきます。

町債(起債)残高の推移(全会計)



令和5年度 南風原町町債返済(償還状況)

| 令和4年度末<br>町債残高 | 令和5年度<br>借入額 | 令和5年度返済(償還)額 |         |            | 令和5年度末<br>町債残高 |
|----------------|--------------|--------------|---------|------------|----------------|
|                |              | 元金           | 利子      | 計          |                |
| 142億5,759万円    | 7億5,740万円    | 13億2,029万円   | 9,862万円 | 14億1,891万円 | 136億9,470万円    |

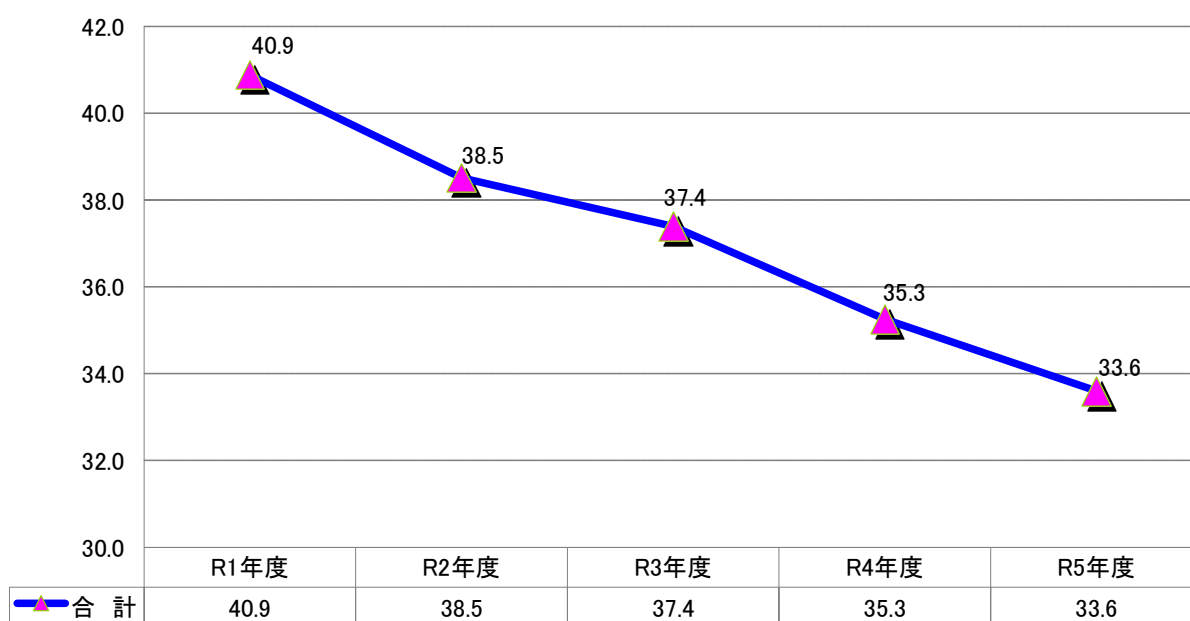
## ●私たち(町民)一人あたりの借金の額は？

町民のみなさん1人あたりの借金の額として算出しますと「**33万6千円**」ほどになります。ただし、借金の中には返済する元金と利子の額の25%～100%程度が地方交付税(※国からもらえるお金)に措置されるものがあり、そうしたものを除いて町民一人あたりの借金の額として算出すると「**14万6千円**」ほどになります。

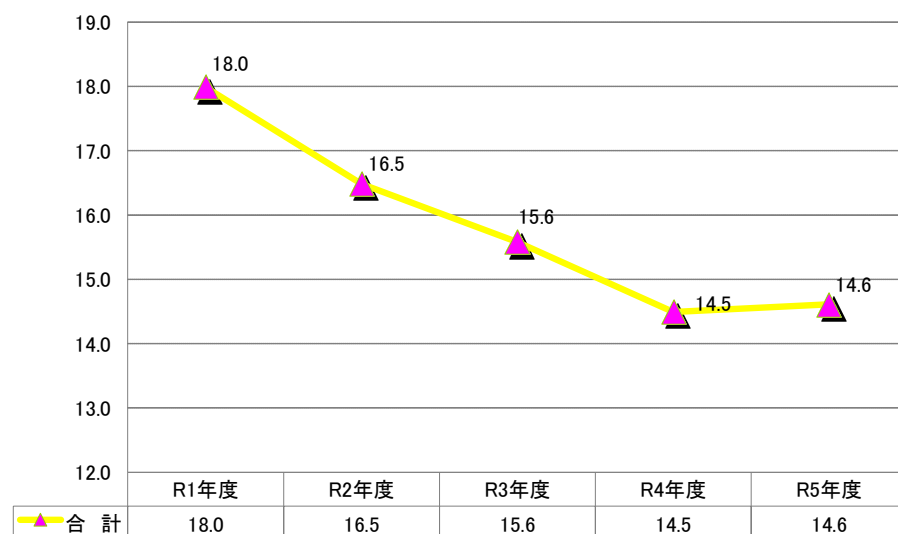
(令和6年3月末 南風原町の人口 40,754人)

町民一人あたりの借金額推移表

単位：万円



町民一人あたりの借金額推移表(交付税措置を除いた場合) 単位：万円



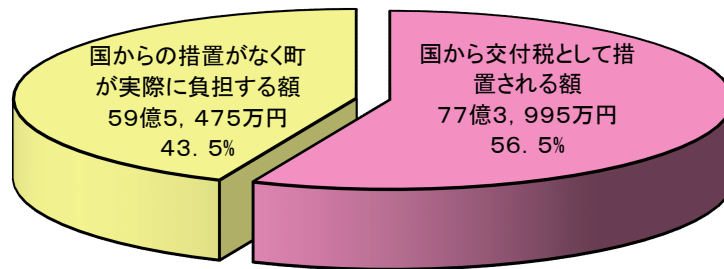
## ●町債のうちどれくらい交付税措置されてるの？

町債の中には、本来、国が補助金や交付金などの形で町に交付しなければならないものを国に代わって町が借金をし、その返済額を国が補てんしているものも含まれています。また、公共施設などの整備が遅れている地域などで整備が進みやすいよう返済額の一部を国が補てんする借金もあります。

このように、国が補てんする町債(借金)は、25%～100%の範囲で地方交付税の計算に反映し町に交付されています。町債の中に含まれる国が補てんする額はおよそ下記のとおりとなります。

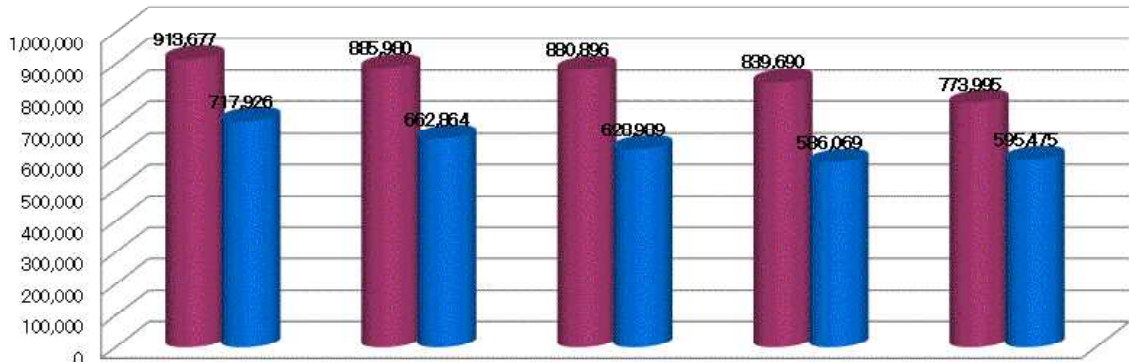
※町の借入金のうち、国から交付税として措置される額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、地方債実務ハンドブックをもとにおよその目安として計算しています。

町債残高(借金)全会計136億9,470万円



町債残高における交付税措置状況一覧表

単位：万円



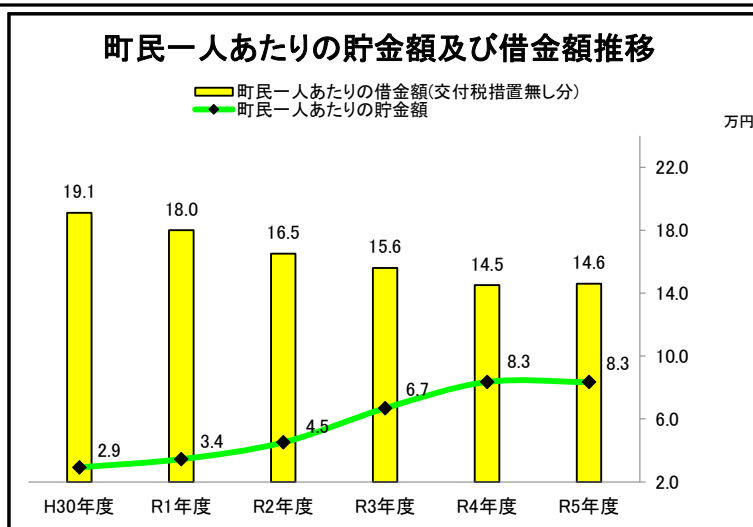
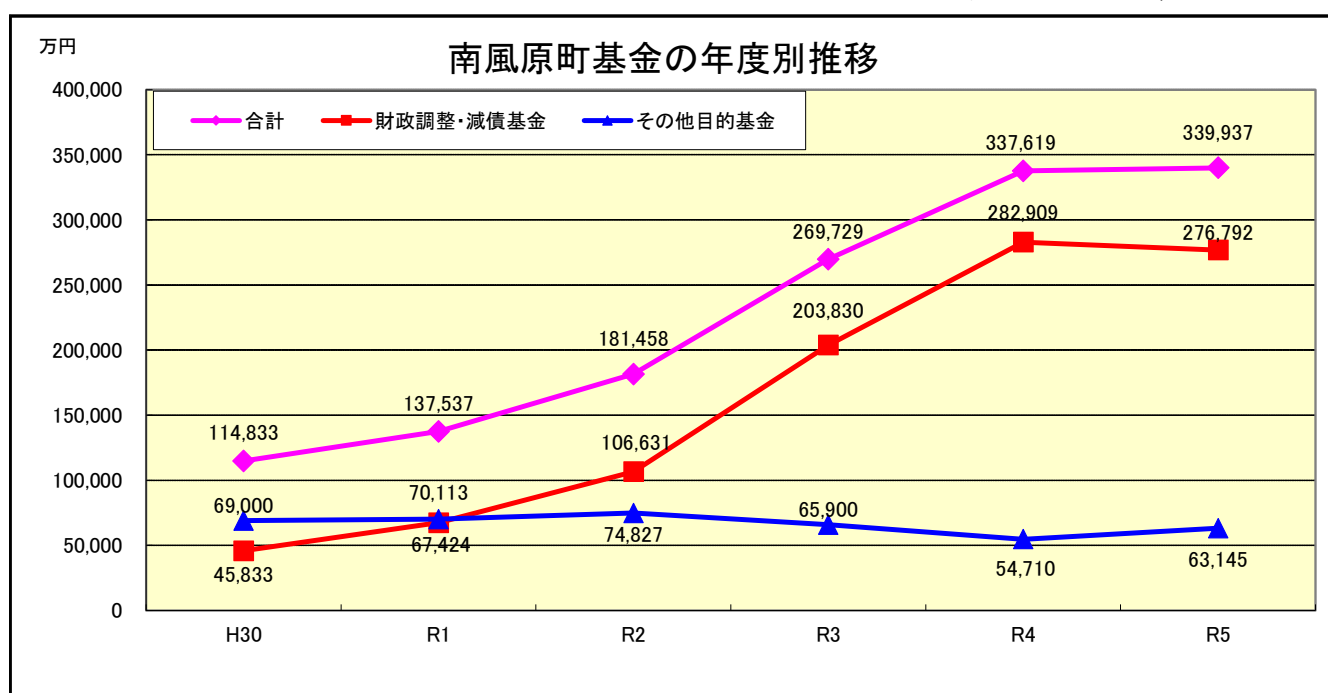
| 項目               | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町債残高(全会計合計)      | 1,631,603 | 1,548,844 | 1,509,885 | 1,425,759 | 1,369,470 |
| 町債残高(うち、交付税措置あり) | 913,677   | 885,980   | 880,896   | 839,690   | 773,995   |
| 町債残高(うち、交付税措置なし) | 717,926   | 662,864   | 628,989   | 586,069   | 595,475   |



## Q6 貯金（基金）はどのくらいあるのですか？

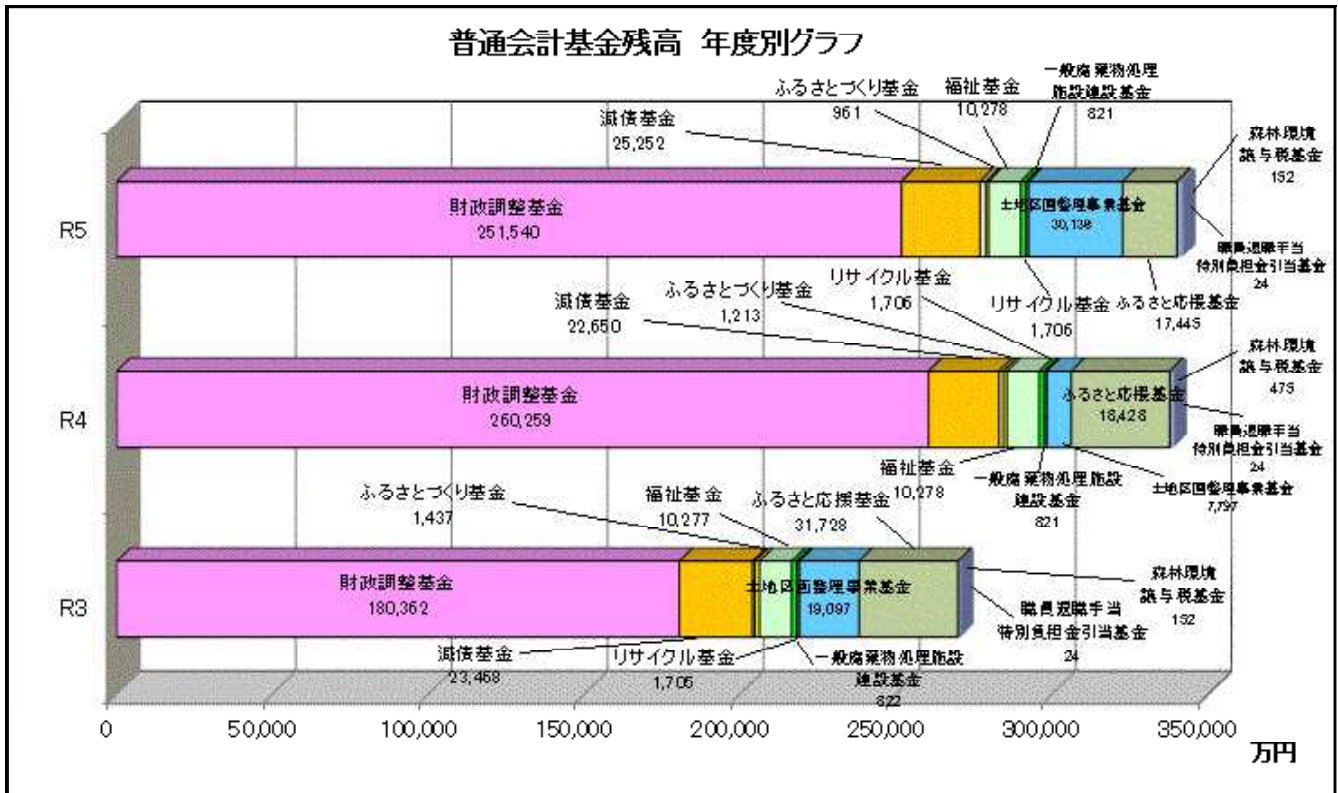
町の貯金には、「財政調整基金」、「減債基金」、「目的基金」があります。その貯金総額の残高は、令和5年度末見込み（令和6年5月31日）で33億9,937万円となります。町民一人あたりの額は約「8万3千円」となります。令和4年度末残高と比較し基金残高合計で2,318万円増となります。主な要因は、ふるさと納税の推進をはじめとした歳入確保に関する取り組みや、各種歳出削減の取り組み等によるものです。また、一人あたりの借金額「14万6千円」を差し引きますと、マイナス「6万3千円」となり借金の方が多いたことがわかります。町では、借金と貯金のバランスや経済の動向を考え、将来にわたっていろいろな財政分析を行いながら効率的な財政運営に努めます。

（令和6年3月末 南風原町の人口40,754人）



※借金額＝町債において、交付税措置を除いた金額で表しております。

## 各基金の説明と残高



### ○財政調整基金残高 25億1,540万円(前年度26億259万円／8,719万円減)

年度間のお金の不均衡を調整するためや、災害復旧などお金が不足したときに対応するために貯金(積立)をしている基金です。長期的な視野で計画的な財政運営を行うために、お金に余裕のある年度に貯金を行い、お金に不足したときに使います。また、決算でお金があまったときは、その全部または一部を積み立てることとなっています。

### ○減債基金 2億5,252万円(前年度2億2,650万円／2,602万円増)

借金(町債)の返済にあてるために、貯金(積立)をしている基金です。増額の要因は、臨時財政対策債の償還に充てるために、普通交付税が追加交付されたことによるものです。

### ○ふるさとづくり基金 961万円(前年度1,213万円／252万円減)

教育・文化・スポーツなどの振興や特色あるまちづくりのために、貯金(積立)をしている基金です。令和5年度は、南風原町育英会補助金等のため取り崩しました。

### ○福祉基金 1億278万円(前年度1億278万円／増減なし)

福祉活動や快適な生活環境をつくるために、貯金(積立)をしている基金です。

### ○リサイクル基金 1,706万円(前年度1,706万円／増減なし)

この基金は、指定ごみ袋販売収入から経費を除いて残ったお金の1/2を貯金(積立)し、ごみ減量や、環境学習関係の事業を実施するための基金です。増額の要因は、貸付利子によるものです。

### ○一般廃棄物処理施設建設基金 821万円(前年度821万円／増減なし)

那覇市・南風原町環境施設組合で管理・運営している、那覇・南風原クリーンセンターや最終処分場の建設に充てるために設置した基金です。現在は施設が完成したため、基金条例を改正し組合への負担金へ充てています。この基金もリサイクル基金同様に、指定ごみ袋販売収入から経費を除いて残ったお金の1/2を積立し運用しています。

### ○職員退職手当特別負担金引当基金 24万円(前年度24万円／増減なし)

団塊の世代の職員が定年を迎えるのに備え、退職手当特別負担金に充てるために、貯金(積立)するための基金で平成17年度に創設されました。平成24年度から平成26年度まで負担金に充てておりました。

### ○土地区画整理事業基金 3億136万円(前年度7,797万円／2億2,339万円増)

土地区画整理事業の費用に充てるために、津嘉山北土地区画整理事業地区内の土地を売買した保留地処分金を貯金する基金です。増額の要因は、保留地処分金を積み立てたことによるものです。令和6年度は、土地区画整理事業で約5,000万円を取り崩す予定です。

### ○ふるさと応援基金 1億7,445万円(前年度3億1,579万円／1億4,134万円減)

南風原町を応援するため寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的に設置した基金です。貯金した財源は寄付者の意向に沿った事業で活用します。

## Q7 特別職や職員などの給与は、どのように決められるのですか？

### 1 特別職の報酬の決定の仕組みは？

町長や議会議員などの報酬は、町長が町内各種団体の代表者などで構成する「特別職報酬審議委員会」に検討を依頼します。審議会では、具体的な報酬金額や改める日を検討し、委員会の決定事項を町長に回答します。町長は、委員会での決定を尊重して改正条例案を作成し、議会に議案として提出します。

改正条例案は、町議会の審議と議決を受けた後、告示されてから適用となります。

### 2 特別職などの給与を、他町村と比べると？

南風原町の特別職などの報酬（月額）を、島尻郡内町村の平均と県内町村の平均で比較すると次の表のとおりになります。

| 区 分 | 南風原町     | 島尻郡内町村平均<br>(12町村) | 県全町村平均<br>(30町村) |
|-----|----------|--------------------|------------------|
| 町 長 | 790,000円 | 682,833円           | 712,100円         |
| 副町長 | 645,000円 | 557,250円           | 580,033円         |
| 教育長 | 604,000円 | 522,833円           | 539,033円         |
| 議 長 | 350,000円 | 256,417円           | 277,900円         |
| 副議長 | 290,000円 | 212,917円           | 232,000円         |
| 議 員 | 263,000円 | 198,500円           | 215,400円         |

郡内及び全町村：令和5年4月1日現在

(特例条例等により一時的な給料等の減額含む)

### 3 一般職の給与の決定の仕組みは？

一般職の職員の給与の改正は、国の人事院勧告に基づいて行われています。職員の給与は、全て条例や規則の規定に基づいて支給されています。

職員の給与については、町の広報紙「広報はえばる」で、毎年詳しく載せていますので、こちらもご覧下さい。

| 区 分   | 職員一人あたりの<br>1年間の平均<br>給料の月額 | 職員一人あたりの<br>1年間の平均<br>給与の月額 | 職員の平均年齢 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|---------|
| 一般行政職 | 308,393円                    | 337,762円                    | 40.4歳   |

令和5年4月1日現在

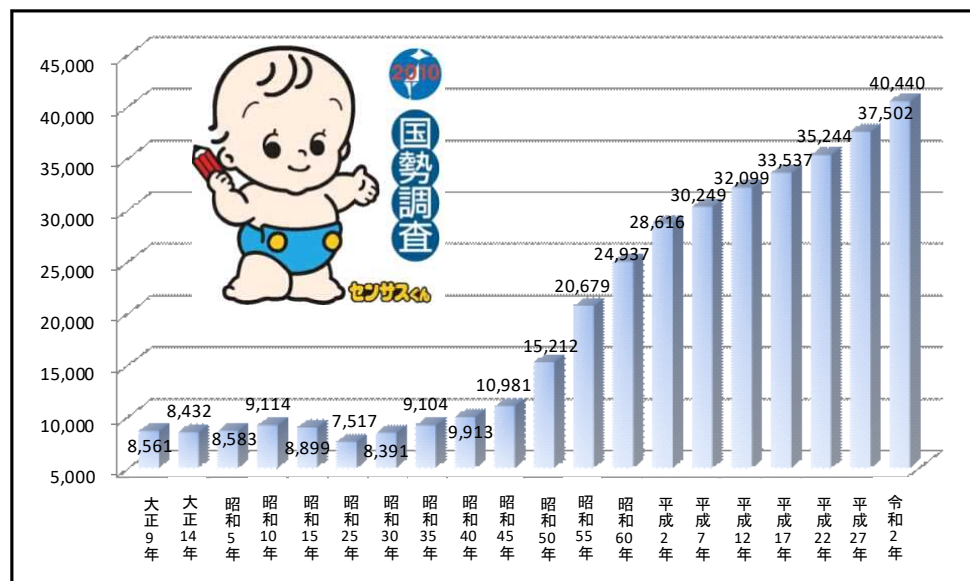
※給料とは、基本給のことです。また、給与とは給料(基本給)に扶養手当などの手当を加えた額です。



## Q8 町の人口はどのくらいですか？

町の人口を5年毎の国勢調査でみると、昭和50年頃から急激に増えてきています。20年で人口が約2倍に増え、県都那覇市の東側に位置し、ベッドタウンとしての役割を果たしています。

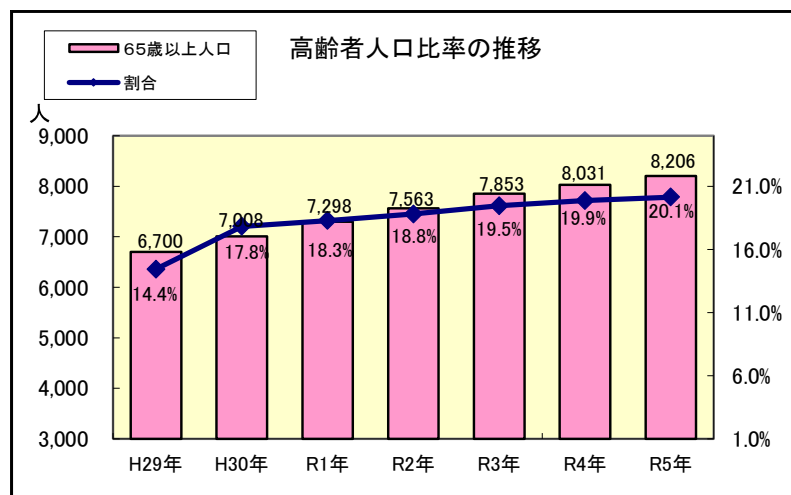
令和2年度に実施した国勢調査人口は40,440人となっており、前回の国勢調査人口より2,938人増となっています。



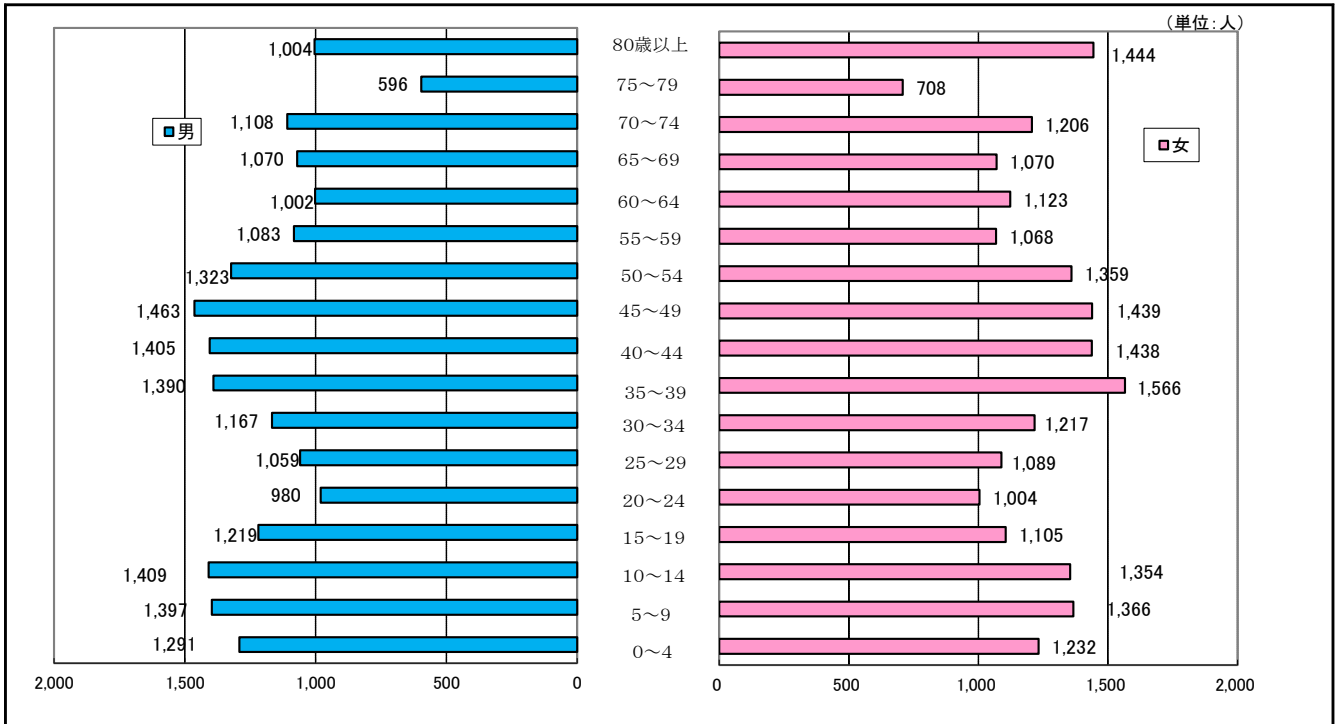
※昭和20年は国勢調査の調査年にあたりませんが、終戦直後のため、人口の把握ができておりません。

## Q9 高齢者の人口割合はどのくらいですか？

高齢者(65歳以上)の人口比率は下のグラフのように増加をしています。よりよい高齢化社会を作っていくために、町では、高齢者が健康で、充実した生活を送ることができるように、健康づくり推進事業や各字公民館で実施している生きがい活動支援事業などいろいろな事業を行っています。



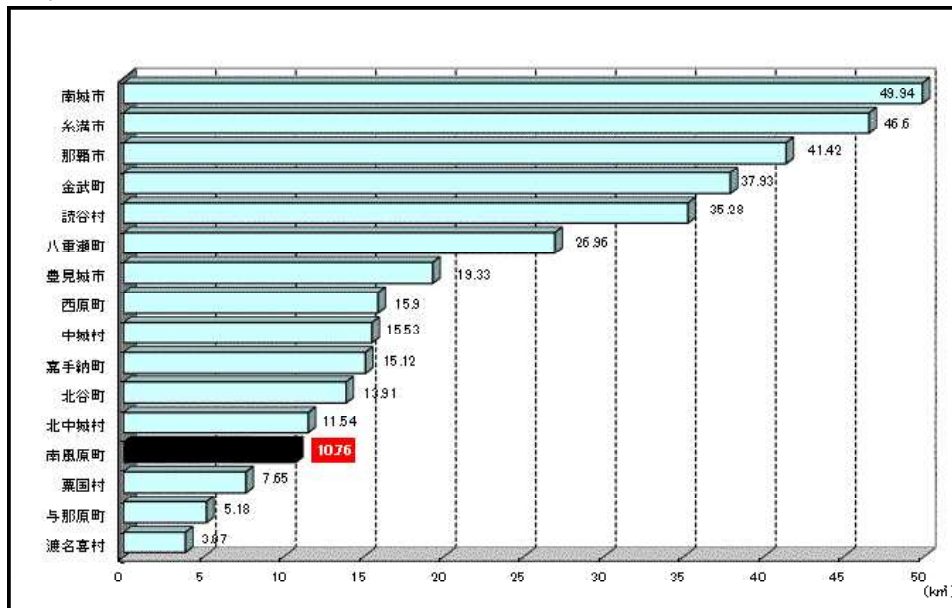
■■■5歳段階別の人口内訳(令和6年3月31日現在)■■■



## Q10 南風原町の規模はどのくらいなのですか？

○面積でみると…

沖縄県には41の市町村あり、竹富町が334.40km<sup>2</sup>で最も広い面積をもち、逆に最も面積の小さい自治体は渡名喜村で3.87km<sup>2</sup>です。本町は県内で4番目に小さく、10.76km<sup>2</sup>の面積となっております。



※数値は国土地理院(令和6年1月1日時点)の資料を参考に抜粋しています。

## 行政用語を確認しよう！ Part1

| 収入用語チェック                              |                                                                                                                                  |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ちょう ぜい<br>町 税                         | 地方税法、条例により町民や町内の企業から徴収する税です(町民税や固定資産税など)。                                                                                        |
| ちょう さい<br>町 債                         | 学校や道路、公園などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、町が政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金を「町債」といいます。簡単にいうと、町の借金のことです。       |
| ち ほうこうふ ぜい<br>地方交付税                   | 地方税収入の少ない地方公共団体にも財源を保障し、日本のどの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものです。その基準は国が決めています。     |
| こっ こしゆつきん<br>国庫支出金                    | 国が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、①法によって国に負担する義務のある国庫負担金、②財政的援助的な国庫補助金、③本来国が行うべき事務を県や市町村へ委託する場合の国庫委託金に分類されます。 |
| けんしゆつきん<br>県支出金                       | 県が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。                                   |
| ぶんたんきん ふたんきん<br>分担金及び負担金              | 町で特定のサービスを受けた人が納めるお金。保育料、福祉施設入所負担金などがあります。                                                                                       |
| ち ほうじょうよ ぜい<br>地方譲与税                  | 法によって、国が国税として徴収し、一定の基準によって県や市町村に譲与される税です。                                                                                        |
| はいとうわりこう ふきん<br>配当割交付金                | 上場株式などの配当には税がかかり、県民税として県に納められますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。                                                          |
| かぶしきとうじょうとしょとくわりこう ふきん<br>株式等譲渡所得割交付金 | 株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかり、県民税として県に納められますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。                                               |
| ち ほうしょうひぜいこう ふきん<br>地方消費税交付金          | 税務署に納められた地方消費税は国から各都道府県に配分されます。その1/2相当額が人口(国勢調査)及び従業者数(経済センサス)により按分され、各市町村に交付されます。                                               |
| しょうりょう てすりょう<br>使用料及び手数料              | 町の施設の使用料や住民票等の交付手数料として、利用者の皆さんが支払うお金。                                                                                            |
| り しわりこう ふきん<br>利子割交付金                 | 金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、町に対して交付するものです。                                                           |
| かんきょさいのうわりこう ふきん<br>環境性能割交付金          | 自動車税環境性能割の一部を財源として、県が町道の長さや面積に応じ町に対して交付するものです。                                                                                   |
| くりいれきん<br>繰入金                         | 基金(町の貯金)を取り崩して、繰り入れるお金 ※基金には、年度間の不均衡を調整するために積み立てられる財政調整基金や、ある目的のために積み立てる目的基金があります。                                               |

行政用語を確認しよう！Part2

| 支出用語チェック(目的別分類)     |                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ぎかいひ<br>議会費         | 議会の運営に使うお金。                                                                 |
| そうむひ<br>総務費         | 人事、企画、財政、徴税、戸籍、選挙、統計や交通安全など、町の総括的な事務事業に使うお金。                                |
| みんせいひ<br>民生費        | 障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金など福祉全般に使うお金です。国民健康保険特別会計や老人保健特別会計への支出も含まれます。 |
| えいせいひ<br>衛生費        | 住民健診や予防接種などの保健費、ごみやし尿処理などの清掃費など、安全で衛生的な生活のために使うお金。                          |
| のうりんすいさんひ<br>農林水産費  | 農道や畑地かんがい施設の整備、畜産や営農の活性化などに使うお金。                                            |
| どぼくひ<br>土木費         | 道路、橋りょうや河川、公園の整備運営、土地区画整理事業などに使うお金。                                         |
| きょういくひ<br>教育費       | 幼稚園や小中学校、公民館、文化センターの施設建設や運営の費用など、教育全般に使うお金。                                 |
| こうさいひ<br>公債費        | 町債(町の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。<br>町の借金を返済するために支払うお金。  |
| らうどうひ<br>労働費        | 労働者のための施設(共同福祉施設)の運営等に使うお金。                                                 |
| しょうこうひ<br>商工費       | 商工業や観光の振興に使うお金。                                                             |
| しょうぼうひ<br>消防費       | 東部消防組合に対して町が負担するお金や、災害対策に使うお金。                                              |
| さいがいふっきゅうひ<br>災害復旧費 | 台風や豪雨により被災した道路や公園などの復旧のために使うお金。                                             |
| よびひ<br>予備費          | 緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費です。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されています。        |



行政用語を確認しよう！ Part3

| 支出用語チェック(性質別分類)         |                                                                                                           |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ぎむ てきけいひ<br>義務的経費       | 町の支出のうち、その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費から構成されています。                                          |
| とうしてきけいひ<br>投資的経費       | 道路、橋、公園、学校の建設など、社会資本の整備に要する経費のことです。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。                                             |
| じんけんひ<br>人件費            | 議員の報酬、職員の給与などの経費です。                                                                                       |
| ふじょひ<br>扶助費             | 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給、町が単独で行う各種扶助のための経費です。                                                 |
| ぶつけんひ<br>物件費            | 町の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。旅費、交際費、需用費などがこれにあたります。                                                               |
| い じ ほしゆうひ<br>維持補修費      | 道路、公共施設などを利用者が気持ちよく使えるよう、修理したり管理するための経費です。                                                                |
| ほじょひとう<br>補助費等          | 町から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。講師謝礼金などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金及び交付金などが該当します。 |
| ふつうけんせつじぎょうひ<br>普通建設事業費 | 道路、橋、学校、庁舎など、公共施設・公用施設の新増設の建設事業に必要とされる、投資的な経費のことです。                                                       |
| つみたてきん<br>積立金           | 財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に、年度間の財源変動に備えて積立てる経費です。                                                        |
| とうし しゅつしきん<br>投資及び出資金   | 財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。                   |
| かしつけきん<br>貸付金           | 地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、町が、直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費です。                                                        |
| くりだしきん<br>繰出金           | 一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。                  |

行政用語を確認しよう！ Part4

| その他財政用語チェック             |                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ほじょじぎょう<br>補助事業         | 町が、国や県から、負担金・補助金を受けて行う事業です。                                                                                                                                                                                     |
| たんどくじぎょう<br>単独事業        | 町が国や県の補助などを受けずに、町独自の経費で任意に実施する事業です。                                                                                                                                                                             |
| いっばんざいげん<br>一般財源        | 使いみちを特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。町税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがこれにあたります。                                                                                                                                           |
| とくていざいげん<br>特定財源        | 補助金のように用途が特定されている財源です。国庫支出金、県支出金、町債などがこれにあたります。                                                                                                                                                                 |
| ききん<br>基金               | 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、定額の資金を運用するために設けられるものがあります。財政調整基金、減債基金など。                                                                                                                                            |
| いちじかりいれきん<br>一時借入金      | 町の支払資金が一時的に不足した場合に借り入れるもので、いわゆる回転資金です。借入の限度額を予算に定めるとともに、その年度の歳入をもって年度内に返済しなければなりません。今年度の一般会計の一時借入金限度額は、40億円です。                                                                                                  |
| ひょうじゅんざいせいきぼ<br>標準財政規模  | 各地方公共団体の一般財源の規模を示すものです。                                                                                                                                                                                         |
| けいじょうしゅうし ひりつ<br>経常収支比率 | 財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。地方税・普通交付税など、使いみちを制限されない毎年収入される収入(経常的収入)に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される経費(経常的支出)の割合です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。市で80%、町村で75%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあり、厳しい財政運営を強いられることになります。 |
| じっしつこうさいひひりつ<br>実質公債費比率 | 標準財政規模に対する一般会計等が負担する町債の元利償還金等の比率で、資金繰りの程度を示す指標です。実質公債費比率が18%を超えると、新たな起債(借金)をする際は国や県の許可が必要になります。また25%を超えると、起債制限団体となり、単独事業の起債が認められなくなります。                                                                         |
| こうさいひふたんひりつ<br>公債費負担比率  | 公債費と一般財源の関係を見るための指標です。公債費(町の借金返済にあてる経費)に割り当てられた一般財源の額が、一般財源総額に占める割合で表します。この数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。                                                                   |

## ○役場庁舎各課案内

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地 (市外局番098)

| 部 名   | 課 名              | 電話番号     | FAX番号    | 役場庁舎 |
|-------|------------------|----------|----------|------|
| 議会    | 議会事務局<br>(監査事務局) | 889-3097 | 889-4499 | 5階   |
| 総務部   | 総務課              | 889-4415 | 889-7657 | 3階   |
|       | 会計課              | 889-2607 |          | 1階   |
|       | 企画財政課            | 889-0187 |          | 3階   |
|       | (情報処理班・DX推進班)    | 889-3792 |          |      |
|       | 住民環境課            | 889-4414 |          | 1階   |
|       |                  | 889-1797 |          |      |
|       | 税務課              | 889-4413 |          | 2階   |
|       |                  | 889-0523 |          |      |
| 民生部   | こども課             | 889-7028 | 889-7657 | 1階   |
|       | 国保年金課            | 889-1798 |          | 1階   |
|       | 保健福祉課            | 889-4416 |          | 2階   |
| 経済建設部 | まちづくり振興課         | 889-4412 |          | 4階   |
|       | (農業委員会)          | 889-4163 |          |      |
|       | 都市整備課            | 889-1632 |          | 4階   |
|       | 区画下水道課           | 889-2508 |          | 4階   |
|       |                  | 888-0266 |          |      |
|       | 産業振興課            | 889-4430 |          | 4階   |
| 教育部   | 教育総務課            | 889-2620 | 889-2519 | 4階   |
|       | 学校教育課            | 889-6181 |          | 4階   |

# ○町の主な施設と関係機関案内

| 名 称                          | 住 所                             | 電話番号             | FAX番号    |
|------------------------------|---------------------------------|------------------|----------|
| 地域交流センター町立中央公民館<br>(生涯学習文化課) | 南風原町字喜屋武236番地                   | 889-0568         | 888-3265 |
| 町立図書館                        |                                 | 889-6400         |          |
| 文化センター                       | 〃 喜屋武257番地                      | 889-7399         | 889-0529 |
| ちむぐる館<br>(国保年金課・健康づくり班)      | 〃 宮平697番地10                     | 889-7381         | 882-6556 |
| 学校給食共同調理場                    | 〃 宮城248番地                       | 889-3691         | 889-0564 |
| 宮平保育所                        | 〃 宮平9番地                         | 889-3920 (FAX兼用) |          |
| 南風原幼稚園                       | 〃 兼城684番地                       | 889-4101 (FAX兼用) |          |
| 津嘉山幼稚園                       | 〃 津嘉山684番地                      | 889-4559 (FAX兼用) |          |
| 北丘幼稚園                        | 〃 宮平336番地                       | 889-6815 (FAX兼用) |          |
| 翔南幼稚園                        | 〃 喜屋武450番地                      | 889-7133 (FAX兼用) |          |
| 南風原小学校                       | 〃 兼城685番地                       | 889-2088         | 889-2236 |
| 津嘉山小学校                       | 〃 津嘉山684番地                      | 889-1230         | 889-1239 |
| 北丘小学校                        | 〃 宮平336番地                       | 889-6520         | 889-6964 |
| 翔南小学校                        | 〃 喜屋武450番地                      | 889-3401         | 889-3086 |
| 南風原中学校                       | 〃 兼城780番地                       | 889-2095         | 889-2204 |
| 南星中学校                        | 〃 照屋200番地                       | 889-0432         | 888-0498 |
| 北丘児童館                        | 〃 宮平489番地1                      | 889-3883 (FAX兼用) |          |
| 兼城児童館                        | 〃 兼城84番地                        | 889-6114 (FAX兼用) |          |
| 本部児童館                        | 〃 本部116番地                       | 889-5008 (FAX兼用) |          |
| 津嘉山児童館                       | 〃 津嘉山663番地1                     | 888-2925 (FAX兼用) |          |
| 黄金森公園陸上競技場                   | 〃 宮平718番地1                      | 889-0502         | 835-6788 |
| 那覇市・南風原町環境施設組合               | 〃 新川650番地                       | 882-6701         | 882-6722 |
| 沖縄県介護保険広域連合                  | 読谷村字比謝755番地<br>比謝755複合施設2階      | 911-7500         | 911-7506 |
| 沖縄県後期高齢者医療広域連合               | うるま市石川石崎1丁目1番<br>(うるま市石川庁舎3階)   | 963-8011         | 964-7785 |
| 南部広域行政組合                     | 八重瀬町字東風平965番地<br>(南部総合福祉センター2階) | 998-8390         | 998-9420 |
| 南部市町村圏事務組合南斎場                | 那覇市旭町116-37(自治会館6階)             | 963-8213         | 860-6020 |





## 令和6年度版 南風原町予算説明書

「ハイさいよーさん ～見るだけで、すべてがわかる町の予算～」

発行 沖縄県南風原町 編集 南風原町 総務部 企画財政課 財政班

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地

TEL 098-889-0187 FAX 098-889-7657

南風原町ホームページ <http://www.town.hacbaru.lg.jp/>

この予算説明書に関してお気づきの点がございましたら、気軽に財政班までお寄せ下さい。